

令和3年12月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 11月30日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	6
事務報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
市長の提案理由説明	7
決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）	14
散会	25
◎会議録第2号 12月2日	
議事日程	29
出席欠席者名	29
開議	31
質疑・一般質問	31
13番 藤井慶峰議員	31
1 元松市政3期目の評価について	31
2 今後、宇土市をどんな町にしていきたいか	33
3 学校給食の無料化について	36
4 轟山麓に埋設されている2.4.5T剤撤去要求の現状について	37
11番 野口修一議員	39
1 公共交通と観光	39
2 車を使わない生活	43
3 人権・LGBT・男女共同参画	48
4 子どもの成長と教育	52
10番 檜崎政治議員	55
1 市内の幼稚園，小中学校におけるリスクマネジメントとクライシスマネジメント危機管理について	56
2 新型コロナウイルスワクチン接種について	65

散会	67
----	----

◎会議録第3号 12月3日

議事日程	71
出席欠席者名	71
開議	73
質疑・一般質問	73
6番 宮原雄一議員	73
1 宇土市の農業を支えている農地（水田）維持について	73
3番 今中真之助議員	79
1 新型コロナウイルス感染症について	79
2 教育行政について	90
3 空き家対策について	95
1番 佐美三 洋議員	96
1 市道塩屋・戸口線の戸口町側からの避難路・観光路としての道路拡幅整備について	96
2 戸口浦堤防（戸口大橋～漁業集落排水施設までの間）の堤防新設について	101
散会	107

◎会議録第4号 12月6日

議事日程	111
出席欠席者名	111
開議	113
質疑・一般質問	113
18番 福田慧一議員	113
1 燃料高騰対策について	113
2 国民健康保険の医療費について	116
3 新型コロナウイルス第6波対策とインフルエンザ予防接種の促進について	118
4 本市の人口減少に対する取組について	121
17番 村田宣雄議員	124
1 日本型直接支払について	124
2 水田活用の直接支払交付金について	126

3 「みどり食料システム戦略」について	128
14番 芥川幸子議員	131
1 市民サービスの向上について	131
2 ごみの少ない循環型のまちづくりについて	133
3 中学生制服の自由選択制について	137
4 保育士の処遇改善について	138
常任委員会に付託（議案第78号から議案第92号）	139
散会	140

◎会議録第5号 12月15日

議事日程	145
出席欠席者名	146
開議	147
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	147
（質疑・討論）	148
各常任委員長報告	149
1 総務市民常任委員長報告	149
2 経済建設常任委員長報告	151
3 文教厚生常任委員長報告	154
（質疑・討論・採決）	156
請願・陳情について	157
（質疑・討論・採決）	157
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について（採決）	161
（追加日程）	
議案第94号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第11号）について	162
発議第5号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府 に必要な措置を講ずることを求める意見書	163
閉会	164
署名	167

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (火)

令和3年12月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第117号

令和3年12月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月19日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和3年11月30日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
11月30日	火	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 決算審査特別委員長報告 質疑・討論・採決
12月1日	水	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
12月2日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月3日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月4日	土		休 会	(市の休日)
12月5日	日		休 会	(市の休日)
12月6日	月	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
12月7日	火	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
12月8日	水	10:00	委員会	総務市民常任委員会
12月9日	木	10:00	委員会	経済建設常任委員会
12月10日	金		休 会	議事整理
12月11日	土		休 会	(市の休日)
12月12日	日		休 会	(市の休日)
12月13日	月		休 会	議事整理
12月14日	火		休 会	議事整理
12月15日	水	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和3年11月30日（第1号） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第77号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第78号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第20号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 5 議案第79号 宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第80号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第81号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第82号 宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第83号 宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第84号 宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第85号 宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第12 議案第86号 宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第13 議案第87号 財産の取得について
- 日程第14 議案第88号 宇土市道路線の変更について
- 日程第15 議案第89号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第16 議案第90号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第91号 令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第92号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第93号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について
報告第21号 専決処分の報告について
専決第19号 損害賠償額の決定について
報告第22号 専決処分の報告について
専決第21号 損害賠償額の決定について
- 日程第20 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1番	佐美三	洋	君	2番	小崎	憲一	君
3番	今中	真之助	君	4番	西田	和徳	君
5番	園田	茂	君	6番	宮原	雄一	君
7番	嶋本	圭人	君	8番	柴田	正樹	君
9番	平江	光輝	君	10番	檜崎	政治	君
11番	野口	修一	君	12番	中口	俊宏	君
13番	藤井	慶峰	君	14番	芥川	幸子	さん
15番	山村	保夫	君	16番	杉本	信一	君
17番	村田	宣雄	君	18番	福田	慧一	君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松	茂樹	君	副市長	谷崎	淳一	君
教育長	太田	耕幸	君	総務部長	杉本	裕治	君
企画部長	石本	尚志	君	市民環境部長	野口	泰正	君
健康福祉部長	岡田	郁子	さん	経済部長	小山	郁郎	君
建設部長	草野	一人	君	教育部長	山口	裕一	君
会計管理者	野田	恵美	さん	総務課長	光井	正吾	君
危機管理課長	東	顕	君	財政課長	上木	淳司	君
企画課長	宮崎	英児	君	まちづくり推進課長	中山	好美	さん

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河	一郎	君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木	教明	君
議事係参事	永守	未和	さん	庶務係参事	松本	浩典	君

午前10時39分開会

-----○-----

○議長（中口俊宏君） ただいまから、令和3年12月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長が事務報告をいたします。

事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和3年9月定例会以降，昨日までの議会内の行事につきましては，事務報告として議席に配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中口俊宏君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定によりまして，議長において，7番，嶋本圭人君，10番，樫崎政治君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（中口俊宏君） 日程第2，会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は，本日から12月15日までの16日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，今定例会の会期は，本日から12月15日までの16日間と決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第77号 財産の取得について

日程第4 議案第78号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第20号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

日程第5 議案第79号 宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第80号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第81号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 8 2 号 宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8 3 号 宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 4 号 宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 5 号 宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 12 議案第 8 6 号 宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 13 議案第 8 7 号 財産の取得について
- 日程第 14 議案第 8 8 号 宇土市道路線の変更について
- 日程第 15 議案第 8 9 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 16 議案第 9 0 号 令和 3 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 9 1 号 令和 3 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 9 2 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 19 議案第 9 3 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 報告第 2 1 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 9 号 損害賠償額の決定について
- 報告第 2 2 号 専決処分の報告について
- 専決第 2 1 号 損害賠償額の決定について

○議長（中口俊宏君） 日程第 3，市長提出議案第 7 7 号から，日程第 1 9，議案第 9 3 号までの 1 7 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和 3 年 1 2 月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中に御参集をいただきまして，誠にありがとうございます。

また，本定例会におきましても，感染症対策として，質問時間の短縮の決定をいただきましたことに対し，重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて，猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症第 5 波による感染拡大は，全国的にもようやく収束傾向となつてまいりました。県内においても陽性者ゼロの日が増えてきております。現在，県のリスクレベルもレベル 1 注意に引き下げられております。本市におきましても，9 月 2 5 日を最後に，2 か月以上陽性者は確認されておりません。これも，

市民の皆様及び事業者の皆様の御協力と医療従事者の皆様の御尽力によるものであり、心より感謝を申し上げます。

こうした状況を受けまして、外出自粛要請や、飲食店の営業時間の制限などが解除され、コロナと向き合いながらも、徐々にコロナ前の生活が戻りつつあります。今後は、コロナ禍により冷え込んだ地域経済を立て直すための施策の必要性がより増していくものと考えております。

そこで、本市では、緊急的な経済対策としまして、新型コロナウイルス対策経済拡大商品券事業を実施いたします。これは、全市民を対象に、一人当たり3千円分の商品券を配布する事業でございます。長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の皆様の暮らしを支援するとともに、市内における消費を喚起し、落ち込んだ地域経済の活性化を図ることを目的として実施いたします。

商品券は、今月15日から順次配送しておりまして、近日中には配布が完了する見込みでございます。市民の皆様におかれましては、この商品券を是非御活用いただき、宇土市の経済を一丸となって盛り上げていただきますようお願いいたします。

こうして社会経済活動が再開していく一方で、第6波は必ず起きると想定し、感染予防対策を継続していかなければなりません。市民の皆様におかれましては、感染の再拡大を防ぐため、引き続きマスクの着用や手洗い等の基本的な感染対策の徹底をはじめ、県が示している会食時の感染リスクを下げる四つのステップを遵守するなど、気を緩めることなく行動していただきますようお願いいたします。

そして、これまで進めてまいりましたワクチン接種につきましては、10月末までに希望される方の2回目の接種がほぼ終了し、現在は3回目の追加接種に向けて準備を進めているところでございます。

追加接種は、2回目の接種を終了した18歳以上の市民の皆様を対象に、2回目の接種からおおむね8か月が経過した方から順次実施をする予定としております。既に今月18日から、医療従事者へ接種券を送付しており、来月上旬から接種を開始いたします。続いて、高齢者施設に入所されている方及び従事されている方につきましても、順次接種券を発送してまいります。

また、5歳から11歳までの子どもたちへのワクチン接種につきましては、国において、感染状況や諸外国の対応状況、並びに小児に対するワクチンの有効性・安全性を整理した上で引き続き議論されることとなりましたので、慎重に対応していきたいと考えております。

今後も、国の方針やワクチンの供給状況等を踏まえ、市民の皆様が安心して接種できるよう、着実に準備を進めてまいります。引き続き、議員の皆様のお理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きましてスポーツ関連につきまして、うれしいニュースがありましたので御紹介をさせていただきます。

今月6日に開催されました第99回全国学生相撲選手権大会の個人戦において、本市出身で、日本大学4年生の川副圭太選手が見事初優勝を飾り、熊本県勢として、そして宇土市出身者として、正代関以来10年ぶりの学生横綱に輝きました。また、この大会では、同じく本市出身で、日本大学2年生の草野直哉選手が3位、近畿大学2年生の北野泰聖選手がベスト8、日本大学1年生の花岡真生選手がベスト16に進出するなど、本市出身の選手たちが目覚ましい活躍を見せてくれました。

同じく相撲関係でございますが、先月31日に開催されました第36回わんぱく相撲全国大会において、熊本県の代表として出場しました宇土小学校の大手星來君が5年生の部で準優勝、網津小の佐藤珀呂汎君が6年生の部で3位に入賞し、彼らも入った熊本県選抜チームが見事団体優勝を収めております。

また、先月開催されました第13回全日本少年春季軟式野球大会熊本県大会において、鶴城中野球部が優勝し、来年3月に静岡県で開催されます全国大会に、熊本県代表として出場することが決定しております。このように各方面での選手たちの大活躍を聞き、今後の更なる飛躍を期待するとともに、市民の皆様と一緒に応援してまいりたいと思うところでございます。

それでは、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、議案書を三つに分けて提案させていただいております。

まず、議案その1の御説明を申し上げます。

議案第77号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これは、市内小学校において、ICTを活用した学習を行うための学習支援ソフトを取得するものでございます。ソフトの取得後、使用を開始するまでの事前準備に時間を要することから、速やかに落札業者との間で本契約を締結し、一日でも早く本市のICT教育に活用したいと考えております。そのため、この議案につきましては、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案その2は、専決処分の報告承認関係が1件、条例関係が6件、予算関係が4件、その他が4件の15議案及び報告が2件であります。

議案第78号は、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

議案第78号、専決第20号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。

補正額は4億1,386万8千円を増額するもので、補正後の総額は211億9,934万1千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の増額を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業（追加接種分）及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）等を計上しております。

商工費では、新型コロナウイルス対策経済拡大商品券事業の計上等を行っております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策学校教育活動継続支援事業を計上しております。

災害復旧費では、令和3年8月大雨災害対策経費（土木課：道路補助災害分）を計上しております。

そのほか、繰越明許費について、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分：人件費）ほか3件の追加を行っております。

地方債の補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業の追加を行っております。

議案第79号、宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における押印を見直し、市民等の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、所要の改正を行うものであります。

議案第80号、宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。これは、健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第81号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第82号、宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について。これは、地籍調査による地番の変更に伴い、宇土市西部老人福祉センターの位置を改める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第83号、宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について。これは、道路敷等占用料の額等を見直す必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第84号、宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について。これは、河川占用料等の徴収時期等を見直す必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第85号、宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約の締結について。これは、令和3年3月2日に議決された宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約に係る建設

工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金額を変更するものであります。

議案第86号、宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について。これは、令和3年3月2日に議決された宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約に係る建設工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金額を変更するものであります。

議案第87号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号、宇土市道路線の変更について。これは、市道の路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第89号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について。補正額は9億9,252万円を増額するもので、補正後の総額は225億2,126万6千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（財政課分）等の計上及びふるさと宇土応援基金経費等の増額等を行っております。

民生費では、保育所安全対策事業の計上及び障害児施設給付サービス事業経費等の増額を行っております。

衛生費では、清掃総務費一般経費の減額等を行っております。

農林水産業費では、緊急浚渫推進事業（農業用ため池分）の計上及び農業水路等長寿命化・防災減災事業等の増額を行っております。

土木費では、準用河川改修事業経費等の増額を行っております。

消防費では、消防団詰所等整備事業及び自主防災組織連絡協議会設立支援事業の計上等を行っております。

教育費では、教室環境整備事業（中学校）等の計上等を行っております。

災害復旧費では、令和3年8月大雨災害対策経費（農林水産課：単独災害分）の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費について、人事管理経費ほか19件の追加及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の限度額の変更を行っております。

債務負担行為については、宇土市デマンドバス運行に要する経費ほか12件の追加を行っております。

地方債の補正については、緊急浚渫推進事業（農業用ため池分）ほか1件の追加及び橋梁長寿命化事業ほか2件の限度額の変更を行っております。

議案第90号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は700万円を増額するもので、補正後の総額は45億3,431万8千円です。これは、一般被保険者療養費負担金の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為については、特定健康診査等業務委託に要する経費ほか1件の追加を行っております。

議案第91号、令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は111万2千円を減額するもので、補正後の総額は38億2,856万4千円です。これは、宇城広域連合負担金の減額を行っております。

議案第92号、令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。資本的支出における補正額は370万7千円を増額するもので、補正後の総額は2億8,508万9千円です。これは、配水管移設工事に係る設計委託料の増額を行っております。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第21号、専決第19号、損害賠償額の決定について。報告第22号、専決第21号、損害賠償額の決定について。これら2件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

続いて、議案その3の御説明を申し上げます。

議案第93号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。補正額は3億2,940万5千円を増額するもので、補正後の総額は215億2,874万6千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費において、子育て世帯への臨時特別給付事業（先行給付金分）及び同事業の人件費の計上を行っております。

この議案につきましては、今月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における、子育て世帯に対する0歳から高校生までの子ども一人当たり5万円の臨時特別給付金に係るものでございます。このうち、中学生以下の子どもに係る給付金につきましては、児童手当の情報を活用できることから、年内の支給を目指し、可能な限り速やかに給付を開始することが国から示されたため、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上、どうか、十分に審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号及び議案第93号の2件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第77号及び議案第93号の2件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、議案第77号及び議案第93号の2件につきまして、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第77号及び議案第93号の2件につきまして、一括して討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第77号及び議案第93号の2件につきまして、一括して採決したいと思います。原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号及び議案第93号の2件につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時03分休憩

午前11時08分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第20 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

○議長（中口俊宏君） 日程第20、去る9月の本会議において付託いたしました、閉会中の継続審査となっております令和3年議案第51号から議案第57号までの令和2年度歳入歳出決算の認定7件について、決算審査特別委員長から審査の経過と結果について報告がっておりますので、これを議題といたします。

特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、西田和徳君。

○決算審査特別委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、9月定例会において決算審査特別委員会に付託されました、令和2年度宇土市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る議案第51号から議案第57号までの7件について、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

経過についてですが、まず執行部に対し、主要な施策の成果に関する説明書や各種資料の提出及びあらかじめ本委員会から抽出しておいた事項について、説明を求め、また監査委員の意見書なども参考にしながら、7回の委員会を開催し、慎重に審査を行いました。なお、審査を行う際には、予算の執行に当たって、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、その結果、見込んだとおりの行政効果を達成することができたかという点を重視し、さらには、今後の行財政運営においてどのような工夫改善がなされるべきかという視点をもって審査を行いました。

まず、決算の概要について申し上げます。

初めに、一般会計について、歳入総額は233億6,572万円に対し、歳出総額は225億7,502万円で、差引き7億9,070万円の黒字となっております。また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、6億1,071万円の黒字となっております。

財政指標については、経常収支比率が94.8%で昨年度より0.7ポイント減少し、平成30年度の水準に戻っていますが、依然として硬直化した財政状況となっております。また、実質公債費比率は、前年度より0.5ポイント増加し10.3%、財政力指数は0.540で昨年度より0.02ポイント増加しております。起債現在高は200億7,566万円で前年度末より3億2,064万円の増額、各種基金の年度末現在高は60億3,669万円で、前年度末より1億4,378万円の増額となっております。

次に、特別会計について、特別会計は全部で六つありますが、その合計で申し上げます。

歳入総額は87億8,652万円に対し、歳出総額は85億3,304万円で差引き2億5,347万円の黒字となっておりますが、一般会計から四つの特別会計に10億9,963万円が繰り出されており、漁業集落排水施設整備事業特別会計では基準外繰入れが行われるなど、厳しい状況となっております。また、各種基金の年度末現在高は5億9,061万円で、

前年度末より1億628万円の増額となっております。

以上が、決算の概要であります。

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

一般会計の歳入総額は、ふるさと宇土応援寄附金や新型コロナウイルス感染症対策のための国庫支出金などの増加により、前年度に比べ33.63%、58億8,030万円の増加となっております。自主財源については、前年度に比べ12億4,415万円増加しておりますが、自主財源比率は昨年度に比べ3.44ポイント減少の31.38%となっております。また、不納欠損額は一般会計と特別会計を合わせて4,650万円となっており、前年度と比較すると1,129万円減少しています。

予算執行については、熊本地震からの復旧復興及び新たな新型コロナウイルス感染症対策など、極めて厳しい財政状況の中で、議決の趣旨に沿って適正な運用が行われており、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

次に、審査の過程における議論の中から、各委員からの様々な意見や質疑について主なものを申し上げます。

まず、公用車の事故について、委員から「運転講習等実施しているとのことだが、なかなか事故が減らない。職員に対してどのように指導しているのか。」との質疑があり、執行部から「駐車場での事故が多いため、2人で同乗している場合は、必ず1人が降車して、後方確認を行いながら停車するよう全庁的に指導を行っている。事故が発生した場合は、全庁へメールで、どういった状況で事故が発生したのかを具体的に示して注意喚起を行っている。」との答弁がありました。

次に、地方バス路線維持対策事業について、委員から「宇土―三角間路線について、利用者が年々減少しており、経費負担が大きい、コミュニティバスやミニバス等代替手段を検討しては。」との意見があり、執行部から「通学等での利用者もおり、路線が廃止になれば、スクールバス等の朝夕だけ運行するような代替となる交通手段は必要と考えている。」との答弁がありました。

次に、国民健康保険税の不納欠損額について、委員から「令和元年度において、所得区分が500万円以上の世帯で160万円以上の不納欠損が発生している。所得が500万円以上というとは低くないと思うが、不納欠損処分に至った理由は。」との質疑があり、執行部から「国民健康保険税の納税義務者である世帯主の所得が低い場合でも、他の世帯員の所得が高いと世帯の合計所得が高くなる。差押え等の滞納処分の対象は納税義務者のみであるため、世帯の合計所得が高くても世帯主の所得が低い場合は、滞納処分が行えずに結果として不納欠損として処理することがある。」との答弁がありました。

次に、宇土市のリサイクル率について、委員から「令和2年度で10.5%と全国平均と

比較しても低いが、民間団体等に市民が直接持ち込まれる分についても集計に入れているのか。」との質疑があり、執行部から「熊本日日新聞社が収集した新聞と宇土シティモールに持ち込まれる資源ごみについては、業者に確認して集計に入れている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「他の民間商業施設での収集や、各地区の老人会等で収集しているものについても把握して集計に加えるべきではないか。地区によっては、かなり力を入れてリサイクルに取り組まれているところもあると聞いている。」との意見がありました。

次に、こども医療費について、委員から「中学生までを対象とする本市のこども医療費は自己負担があるが、県内ほとんどの市町村が無償化しており、宇土市もすべきである。」との意見があり、また、別の委員から「国の補助が一切ないというのが一番の問題だと思う。我々も国や県に対して要望していくことも大事である。」との意見がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について、委員から「国のほうでは3回目接種の話が挙がっているが、本市ではどのような状況なのか。」との質疑があり、執行部から「2回目の接種後から8か月を原則として考えており、国のスケジュールに従って進めている。12月から医療従事者の接種を始め、その後、施設の入居者と従事者を行い、一般高齢者は2月頃の開始になる予定である。」との答弁がありました。

次に、多面的機能支払補助金について、委員から「県内の自治体で補助金の正しい運用がされず、5年間分を返還しなければならないという事態が発生している。本市では、補助金を支払っている団体に対して日常的な指導を行っているのか。」との質疑があり、執行部から「年に1回、事業の執行状況の中間調査を行うよう県から指導があっている。来年度から、補助金を支払っている団体の決算の状況や事業の進捗状況等を把握していきたいと考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「間違いがあれば補助金を返還しなければならなくなり、市としても大変な負担になる。間違いが発生しないよう各団体に対して適切な指導をお願いする。」との意見がありました。

次に、宇土市観光物産協会の活動について、委員から「ウトクラフトビールはどこに委託して作っているのか。」との質疑があり、執行部から「熊本市内の会社に委託して作っている。ビールの味、香り付けは、ネーブルやブラッドオレンジなど、宇土市のものを使って年に3種類ほど、樽で仕込んでいる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「最初はものめずらしいということで需要があるが、一過性のものになってしまうこともある。その点はどうか。」との質疑があり、執行部から「現在、飲食店がコロナ禍でにぎわわないため、今年度から、ふるさと納税の返礼品としても取り扱うことで、全国的に発信し、市外の方にも宇土市に来ていただけるような形にしたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、緊急自然災害防止対策事業について、委員から「この事業は、平成28年6月の集中豪雨で被害を受けた伊無田町、飯塚町、網津町などの河川整備を行うのか。」との質疑が

あり、執行部から「当時、護岸が被災したところは、災害復旧事業で対応している。この事業では、そのとき被災しなかった土羽などの自然河岸を整備している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「当時は、日頃、水が流れないような場所まで冠水していた。そういったところの改善もされているのか。」との質疑があり、執行部から「この河川整備により水の流れが良くなるので、これまでより改善されると考えている。」との答弁がありました。

次に、市内の空き家の状況と今後の計画について、委員から「特定空家の調査は終わったのか。」との質疑があり、執行部から「昨年度、市内全域において、空き家の実態調査を行い、併せて外観目視による老朽度判定も実施した。特定空家の認定には、老朽度判定及び危険度判定が必要であり、現段階では危険度判定を行っていないため、特定空家として認定しているものはない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「特定空家と認定された場合、解体は所有者が行うのか。また、空き家の解体に対する補助はないのか。」との質疑があり、執行部から「解体は所有者で行っていただく必要がある。また、危険な空き家などの解体に対しては、現在、市から所有者に対して解体費用等の一部を助成する補助金の支給を検討している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「各地区には多くの空き家が存在している。補助金については市の広報やホームページで広く周知を図ってほしい。」との意見がありました。

次に、水田の埋め立てについて、委員から「水田を埋め立てて畑にされている土地を見るが、中には、建設廃土で土地を高く埋め立て、実際は畑として利用されていない土地がある。一般の建設の場合は、調整池を造って治水対策を行うが、埋め立ての場合はそういった対策が取られないため、冠水問題にもつながる。都市整備課と連携して実態調査を行い、対策を検討してもらいたい。」との意見があり、執行部から「都市整備課と協議が必要な場合は、連携を密に行っている。農地改良届の場合は、今年度から地元農業委員と事務局で現地調査を行い、不適切な場合指導や助言を行っている。」との答弁がありました。

次に、小中学校の図書状況について、委員から「国の基準の蔵書数を備えているのか。」との質疑があり、執行部から「現時点では全ての学校で基準を満たしている。」との答弁がありました。また、委員から「各学校に司書補1人が配置されているが、大規模校にはもう1人加配すべきではないか。そうすることで、もっと本が読まれ、子どもたちの学力や人間的な成長にプラスになるのではないか。」との意見がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校の臨時休校について、委員から「必要な授業時数を満たすことができたのか。」との質疑があり、執行部から「夏休みと冬休みの期間を短くしたほか、土曜授業を行うことで、授業時数を確保することができた。」との答弁がありました。

次に、熊本地震で被災した地域コミュニティ施設等復旧支援事業について、委員から「熊本地震で被災した倉庫の区からの建て替え申請1件については、宗教法人が所有しているのに補助要件を満たしているとは言えず、関係書類に文字や住所の誤りがあるなど審査や現地確認がきちんと行われたとは思えない。また、元の建物があつた場所から移築して規模拡大することや用途変更が認められるのか。さらに、建築費が建築面積に対して高すぎるのではないか。補助金が区の一般会計口座に振り込まれていないようであり、事実関係を調査すべきである。」との意見がありました。執行部から調査結果について「調査は、関係者への聞き取りと現地確認等を行った。この事業は、宗教法人が所有する社務所や神殿等、宗教活動のために利用される施設であっても、地域住民に貸し出し、維持管理を行わせ、地域コミュニティ活動を実施するなどの要件を満たせば支援可能と県が示している。建設場所は元の場所から若干離れているものの同一敷地内に建ててあり、同等同質の建物として主たる用途・機能も変わっておらず、一部の補助対象外とした箇所を除き、県が重視する創造的復興という観点からも認められる範囲と判断している。また、建築費においては、一級建築士に現地を確認してもらったところ、見積り内容と大きな隔たりはなく見積り金額相当の建物との見解であつた。補助金は区長名義の口座に振り込んでおり、市の支払いに問題はない。ただ、関係書類に文字や住所の誤りなどがあつたことについては、チェックがおろそかであつたと認識しており、今後は十分に注意したい。」との報告がありました。また、委員から「調査結果は妥当とのことであつたが、補助金を出した後に疑義が生じないように、審査段階で関係書類等の確認はしっかり行ってもらいたい。」という意見がありました。

以上が審査の過程において、各委員から出された主な事項であります。

最後に、本市の財政状況は、大変厳しい環境下にあると言えます。今後、熊本地震からの復旧事業に対する起債の償還も始まるため、これまで以上の厳しい財政状況が続くと思われませんが、限られた予算の中にも、社会経済情勢の変化に対応した、効率的、効果的な予算の編成及び執行に心がけ、健全な行財政運営に努めていただきたいと思います。

以上のとおり、本委員会は慎重に審議を重ねた結果、議案第53号、第55号及び第57号は全会一致で、議案第51号、第52号、第54号及び第56号については、賛成多数で原案のとおり認定することを決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 決算審査特別委員長の報告に対し，四つの議案の認定に反対をいたします。

議案第51号，令和2年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算審査特別委員会の中で，一般会計決算の文化課の地域コミュニティ施設等復旧支援事業について取り上げ，審議をしましたので，この件に関し意見を述べます。

この事業は，熊本地震で被災した地域住民の皆さんが日頃から利用し，維持管理してきたコミュニティ施設に対し，一定の条件を備えていれば施設等の補修に対し，2分の1を補助し，残り2分の1を利用している地元が負担する事業で，宇土市でも多くの地域でこの制度を利用し，大変喜ばれているわけであります。令和2年度は3件で1,029万7千円補助金が交付されていますが，この事業の対象条件として，もっぱら地域住民が利用し，地域住民が交代で維持管理しているなど，四つの条件を全て満たすものとなっております。令和2年度の事業で地域住民が利用し，維持管理するものとなっておりますが，一つの地域の施設についてもっぱら住民が利用されているが，維持管理については宗教法人がされ，今回の事業では地元負担は全くなく，2分の1以外の負担を全て宗教法人がされておりますので，この事業については該当しないのではないかと，このように私は考えるわけであります。

宗教法人は多くの建物を一体でこの倉庫も管理しており，熊本地震で被災した全部の施設について公的な支援がないため，自主再建しなければならない。そのため寄附をお願いするとなっております。私は，政教分離の立場からしてこの施設については公的な支援はできないのではないかと考えております。また被災した施設は，元の場所で元の大きさの倉庫を造ることが原則ではないかと思えます。しかし，その倉庫の建て替えでは場所も移動し，倉庫の大きさも元の2.5倍となっております。この点，補助の趣旨からして問題ではないかと，既に2.5倍の倉庫は建っていますので，元の施設の面積を超えた分については補助の対象にならないのではないかと指摘しましたが，執行部の説明では県とも協議し，宗教法人の施設であっても補助事業の対象になるとのことです。市としてそれを受けて，倉庫について問題はないと認定したということでもあります。私はこの2点については，今後さらに調査をし，意見を述べることにし，もう一つの問題である倉庫工事が水増しをされ，過大に建設費が計上されているのではないかと。この点について取り上げ，問題点を明らかにし改善を求めています。

12日の決算審査特別委員会で，この問題を取り上げ，次の四つの質問を執行部にいたしました。第1点は，区より令和2年4月20日この倉庫の工事の見積書が出され，15坪の倉庫で工事費は1,416万7,318円，坪当たり93万円となっております。一般の住宅ではリビングや洗面所，風呂場，トイレ，部屋などあり，水道の配管や排水施設，基礎工事

についても、これらに合わせて間仕切りがされ、複雑になっております。床下や壁、天井なども断熱材が入り、気密性も高く造られております。最近の新築住宅について大手の住宅メーカーが販売しているのは、坪当たり五十数万円、地元の建設業者が取り扱っております注文住宅では60万円が相場だと、このように業者は話されております。倉庫は土間で天井はなく、基礎も簡単であります。なぜ坪当たり93万円もするのか説明を求めます。

第2点は、工期は4月30日から6月30日とされているが、工事が中間に差し掛かったと思われる頃の6月2日に、工事を請け負った業者に対し、工事費の全額1,416万7,318円を支払ったとする領収書が出されています。工事は終わっていないし、倉庫の引渡しもないのに、一括して払うのは商取引からしても疑問が残ると思うが、本当に支払ったのかというのを聞きたい。

第3点は、6月30日に建物の完成引渡しがされておりますが、この中で建物の床面積が66.24平方メートル、20坪となっているが、現地で私が確認したところ、間口が3間、奥行きが5間で15坪である。担当課は確認しているのか、あとの5坪はどうしたのかとこの件を聞きたい。

第4点は、領収書の倉庫建て替えの工事代、見積書と引渡書の倉庫の建て替え工事の字が共通して誤字がある。「建て替え」が建物の「建て」ではなく、お金などで使う「立て替え」となっているが、建設業者であればこうした間違いはないと思います。この三つの重要書類は全て申請者である区長が作成したものではないか、また業者の住所も間違っている。これらについてどう考えているのか。

この4点について質問をいたしましたところ、決算審査特別委員会でこの時点では答弁ができないということで、調査をし25日の委員会で中間報告をすることになり、25日の委員会で説明がありました。見積書の作成、領収書の発行、完成工事の引渡書について、この三つの市に提出する重要な書類は、業者と話し合い、同意を得て区長が全て作成したとのことであります。

まず見積書は、水増しして過大な工事費になっているのではないかとあります。説明では、関係者への聞き取りをした結果、妥当な見積りであると回答され、その根拠として建具や柱、絞り丸太等の化粧材には細工が施されており、既製品ではなく建物の規模に応じたオーダーメイドであり、また一般的な住宅に比べて、天井が高い点、倉庫は一般的な倉庫ではなく、宗教法人の中にあり、全体的な調和を考慮した格式の高い外観を目指していた、それ相応の費用が掛かるということでもあります。市職員の一級建築士に調査の内容と現状を確認したところ、過大な見積りではないとのことでもあります。

そこで、私から見積書について決算審査特別委員会に提出するように求めましたが、出さない、公開できないということであり、問題ではないかと思うわけでもあります。全く問題が

なければ、なぜ公開をしないのかと。公開できないような見積書、これは私は通用しないとこのように思うわけであります。この点改善を求めます。そして説明があったのは、材料代が440万円、基礎工事・塗装工事367万円、解体費73万円、木工等工事71万円、重機等50万円、人件費240万円と、見積書の工事費に見合うような金額が出されております。こんな説明は全く信用できない。例えば見積書では、倉庫15坪に対して何寸格の柱、長さ何メートルが何本いるのかと。柱の種類もいろいろありますが、そうした必要な柱の大きさ、長さ、種類ごとに1本の単価を出して柱全体で何十本で幾らと、垂木が何十本で幾らと、また土板何坪でどれだけだと。壁につきましてもどういう材料を使っている、坪単価が幾らで壁全体で幾ら、基礎工事にしましても生コンが立米当たり幾らで、全体でどれだけいるかと。このように細かく工事費を出さないと、信用できないわけであります。材料代を聞いて、例えば細工された絞り丸太など高級資材を使っているとのことであります。しかし、絞り丸太など倉庫に使うのかと。理解に苦しむわけであります。実際に私が現地を確認しましても、絞り丸太はどこにも使用されていません。倉庫の中に柱を立てれば、倉庫に障害が出ると言わなければなりません。経費につきましても、何々等などまとめて出されておりますので、私はこういう問題は信用できないと。

その中で単独で出される工事費が一つある。これは参考になると思います。元の倉庫の解体工事費についてであります。倉庫は駐車場にあり、重機やダンプも入り、建物は石の土台に土壁の木造の倉庫が乗っており、解体は比較的簡単であります。6坪の倉庫に対して、解体費が73万円、坪当たり12万1千円、びっくりいたしました。相場の3倍程度ではないかと思うわけであります。全体の工事費がこのように出されているのではないかと思うわけであります。

問題なのは、素人の区長が見積書を作り、これが何の問題にもならないということに、理解に苦しむわけであります。領収書の問題で、工期は4月30日から6月30日となっていたが、6月2日にはほぼ工事は完成していたため、1,416万7,318円の領収書を業者の同意を得て区長が発行し、まさに区長が自分に領収書を発行する。なぜ受け取った業者がその場で領収書を発行しないのか。こういう説明であります。これをいかにも業者が発行したようにし、市にその写しを出して、なぜ業者は全体を受け取ったというような、その場で領収書を出さないのか、区長が発行するようなこうした行為というのは私は初めて聞きました。工事引渡書の建坪の問題でも、実際には15坪で別の工事が加わっていたが、これは間違いで実際には15坪である。これも区長が書いて出す。建て替えの字の間違いもたまたま間違ったと、業者の住所の間違いも古い住所を書いて、業者自身も間違いに気付かなかったと。当然、そうしたことが通用するはずがないと思いますし、なぜ区長が領収書から見積書、さらには完成工事引渡書、こういう重要な書類を自分が書き、自分で出す。当然それにはそれ

なりの理由があるのではないかと思うわけでありまして、この説明が必要であります。

私はこうした行為というのは、やはり許されないと。もう一つ重大な問題がある。事業が済めば、当然補助金の交付申請書を市に出さなければなりません。添付書の利用計画書も出して、補助金の交付を受けることになっていきますが、当然この申請書は区長が出すことになっております。この書類、令和2年7月1日から区長の住所氏名を含め、全ての手書きの部分を担当の職員が書いております。区長は1字も書いていない。区長は書いてはならない書類は自分が書いて、自分が書かなければならない書類については書かない。初めてこういう状況を知り、こういうことがほかの自治会で行われているのか。本当にこういうことはたださなければならぬ、このように思うわけでありまして。

職員は、補助交付金の申請が大変多くて、区が出す書類は間違いが多く、手直しに時間がかかるから、途中から自分が書くようになったということでありまして。これは正常でない。令和2年度の交付金の申請は3件であり、減っております。どんなことがあってもこんなことは許されないとと思うわけでありまして。

私は今回のこれを見て、決算についての監査委員の意見も見てみましたが、監査委員の意見には各会計の決算等については、関係法令を遵守し作成されており、内容を検討した結果適正であると認められました。また予算の執行及び関連する事務処理には、適正に行われていると認められるとなっておりますが、今問題になった補助金の交付に当たっては、私は適正に処理をされていないと思いますし、より一層の適正審査をお願いして、今回のこの一般会計の決算認定については、改善を求め反対をいたします。

次に、議案第52号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。国保加入者は、年金生活やパートなど所得の少ない人が多く、年間所得が200万円以下の世帯が8割を占めております。所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽより国保税が2倍近く高くなっており、収入が全くない子ども一人当たり2万9,200円の均等割が課税され問題であります。全国知事会も、国に対して大幅な財政支援を要望し、協会けんぽ並みに保険料をすべきだとこのような要望を出しております。またコロナ禍の影響で、2020年度の医療費は全国で3.2%、1兆4,000億円減っております。主な理由として乳幼児や子ども医療費が大幅に減り、インフルエンザの感染が減ったことも影響しているのではないかと分析されております。ところが、本市の2020年度の医療費が全体で前年に比べ1億4,058万円、3.99%増えております。増加の原因など分析をし、対策を取られることを強く要望し、この認定には反対をいたします。

次に、議案第54号、令和2年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。高齢化が進み、介護を必要とする人は増えておりますが、介護の認定は厳しくなっています。改善が必要であります。3年ごとに制度と保険料の見直しが行われますが、そ

のたびにサービスは切り下げられ、負担は増えている。介護報酬の切下げなどにより、施設の運営が厳しくなり、廃業するところも出ております。介護職員の賃金も安く、職員の確保ができない状況があり、公的支援を増やし、介護報酬の引上げや職員の待遇改善を図り、安心して介護を受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第56号、令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。75歳になれば、これまで加入していた保険から強制的に切り離され、一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面からも、保険料の面からも差別するようなこのような制度は廃止をして、元の制度に戻し、国の財政支援を増やし、高齢者が安心して医療が受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号、令和2年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第51号につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。次にお諮りをいたします。

議案第52号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第52号につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。次にお諮りをいたします。

議案第53号、令和2年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。次にお諮りをいたします。

議案第54号、令和2年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第54号につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。次にお諮りをいたします。

議案第55号、令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。次にお諮りをいたします。

議案第56号、令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第56号につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。次にお諮りをいたします。

議案第57号、令和2年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日12月1日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

次の本会議は、12月2日に開き、質疑並びに一般質問を行います。
本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時00分散会

第 2 号

1 2 月 2 日 (木)

令和3年12月宇土市議会定例会会議録 第2号

12月2日(木)午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 藤井慶峰議員

- 1 元松市政3期目の評価について
- 2 今後、宇土市をどんな町にしていきたいか
- 3 学校給食の無料化について
- 4 轟山麓に埋設されている2.4.5T剤撤去要求の現状について

2. 野口修一議員

- 1 公共交通と観光
- 2 車を使わない生活
- 3 人権・LGBT・男女共同参画
- 4 子どもの成長と教育

3. 檜崎政治議員

- 1 市内の幼稚園、小中学校におけるリスクマネジメントとクライシスマネジメント危機管理について
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員(18人)

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君
9番 平江 光輝 君	10番 檜崎 政治 君
11番 野口 修一 君	12番 中口 俊宏 君
13番 藤井 慶峰 君	14番 芥川 幸子 さん
15番 山村 保夫 君	16番 杉本 信一 君

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん
環境交通課長	北谷太示君	新型コロナウイルス感染症対策室長	西山祐一君
商工観光課長	清塘啓史君	土木課長	渡邊 聡君
学校教育課長	池田和臣君	給食センター所長	藤本 勲君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

13番，藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 皆さん，おはようございます。今議会においてトップバッターで一般質問させていただくことに，深く感謝いたしております。光陰矢の如しと申しますが，元松市長も3期目の満期終了まで，4か月余りとなりました。

そこで，この3期目を振り返って自己評価，マニフェストの達成度に対する御自身の評価も含めてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 市長就任3期目を振り返ってということでございますので，平成30年度から令和3年度を期間とします第3期マニフェストの達成状況を基にお答えをさせていただきます。

第3期マニフェストは，人に優しいまちづくり分野で11項目，豊かで稼げるまちづくり分野で10項目，安全・安心なまちづくり分野で10項目，熊本地震関連で15項目，長期的な事業検討で6項目，国・県・広域連合の事業で11項目，合計6分野63項目を掲げております。なお，これらのマニフェストが絵に描いた餅にならないように，項目ごとに達成基準を設定し，第6次宇土市総合計画に掲げる目標，「復興から発展へ未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現に向けて，これまで全力で取り組んでまいりました。

まず，令和2年度までの進捗状況を5段階に分けて報告をいたします。達成できたというものが32項目，全体の50.8%，以下，進捗は順調であり，目標年度までに達成見込みが22項目，34.9%，進捗は遅延しており，目標年度までの達成は難しいが8項目，12.7%，実施方法を検討中である等の理由で着手していないはゼロ，計画を中止あるいは休止したが1項目，1.6%となっております。

次に，第3期マニフェストで取り組んだこの4年間を総括・検証すると，全体の5割以上の項目が現時点で達成しており，最終的には9割弱の項目が達成の見込みですので，十分とは言えないとは思いますが成果は挙がっているのではないかと考えております。

そのような中で，特に成果が挙がっている分野として，地域に根差した産業へのテコ入れを目的とした「豊かで稼げるまちづくり」分野と，子どもを健やかに育てられ，お年寄りも

安心して暮らせる環境整備を目的としました「人に優しいまちづくり」分野ではないかと思
います。

まず、「豊かで稼げるまちづくり」分野では、ふるさと納税による歳入確保と物産振興に
おいて、4年間でふるさと宇土応援寄附金額10億円の達成を目標としておりましたが、令
和2年度において新たなふるさと納税専用ポータルサイトの開設や広告掲載、また、新たな
返礼品が出品可能な市内事業者の発掘を行いました。中でも、コロナ禍において受注が落ち
込んだ事業者様にも出品をいただくことができいております。この返礼品が大ヒットの返礼品
となっております。等々の結果によりまして、令和2年度1年間で、4年間の目標を上回る
約11億6千万円の寄附をいただき、平成30年度からの累計では約15億6千万円の寄附
をいただいております。令和3年度においても、現時点で令和2年度に近いペースで寄附を
いただいているところでございます。これは、コロナ禍による巣ごもり需要の拡大も寄附額
増加の一因であるかと分析をしております。

次に、「人に優しいまちづくり」分野では、特別支援教育、ICT教育の充実において、
国のGIGAスクール構想に伴い、市立小中学校の職員室・教室・体育館・図書室などに無
線LAN環境を整備し、児童生徒1人1台のタブレット端末を導入しております。また、ハ
ード整備だけでなく、ICT支援員による教員向けの研修会やサポートなど、ソフト面でも
充実を図っているところでございます。これらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金を活用することにより、予定より前倒しでの実施を実現することができました。

今、例として二つ挙げましたけれども、これらはコロナ禍を逆手に取った取組でございま
す。市職員や関係者の皆様の頑張りが成果につながった好例だと思っております。コロナ禍
だからできないと諦めるのではなく、工夫と創意により、やればできるの精神が大切ではな
いかと考えているところです。

一方で、各分野において課題を残している項目は少なからずあることは自覚しております。
第3期マニフェストにおける残された期間は僅かしかありませんけれども、一つでも多くの
項目が達成されるよう、引き続き邁進していく所存です。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 詳しくお話いただき、ありがとうございました。私も元松市長が
誕生してから、宇土市議として市政に携わってきておりますが、元松市長はよくやってこら
れたと思っております。2期目のときには熊本地震が発生して、甚大な被害が発生しました。
多くの市民が避難生活を強いられました。地震で破壊され、使えなくなった市役所駐車場の
テントで、休むこともなく職員やボランティアの人とともに、市民のために身を粉にして働
いておられた姿は、私の目にも焼き付いております。被災して不安におののく市民にとって、
市長と職員、他県から応援に来てくれた職員の皆さん、そしてボランティアの皆さんのおか

げで、市民がどれだけ勇気をもらい、力強く思ったことでありましようか。本当にありがたく思ったことでありました。3期目は、今もなお続いております新型コロナウイルス感染症による感染防止対策、営業自粛に迫り込まれた飲食店などの支援策、困窮する市民に対する支援など、本当によくやってくられたと思います。元松市長に対する市民の評価はとても良いと私は感じております。他の市町村の人からも「元松市長さんはよくやっいらっしゃいますね。」という言葉をしばしば耳にしました。大変うれしく思う次第でございます。

さて、次の質問は、元松市長が4期目を目指すかどうか。目指されることを前提としてお伺いします。

私自身は、是非とも来期も宇土市長として震災からの完全復興、そしてこの新型コロナウイルス感染症からの復興、新型コロナウイルスについては、新たにオミクロン株というものが発生したことで、この問題は長期戦になるのではないかと心配しております。是非とも元松市長には、引き続き宇土市民のために、宇土市民の生活を守るためにも、その敏腕を振っていただきたいと思っている次第です。

まずは、4期目を目指すのかどうか御回答いただいて、そして人口減少化するこの社会において、どんな宇土市をつくっていきたいのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 追加して御質問がありました、市長として4期目を目指すのかという点について、まずお答えをさせていただきます。

これまで3期12年間、市長として務めさせていただきました。この間、宇土市にお住まいの方が安心して豊かに暮らしていただけるよう、また市外の方には、宇土市を住まいの候補地として加えてもらえるよう、市議会の皆さんの御意見を伺い、市民の皆さんの声を集めながら、職員とともに精一杯取り組んでまいったところでございます。この12年間には熊本地震、今も新型コロナウイルス感染症など、突発的な事象が発生をしました。予期していなかった緊急的な対応を迫られる期間が長期に及びました。このような出来事が発生するたびに、議員の皆様のお力添えをいただき、職員とともに常に市民に寄り添ったスピード感のある対応を目指して取り組んでまいったところでございます。その部分につきましては、私なりにおおむね評価できると考えております。

一方で、目標に掲げながらも大きな成果が発揮できていないもの、あるいは本格的な着手に至らなかったことがあるのも事実でございます。その点に関しましては、市民の皆様申し訳なく思っております。

改めて今宇土市が目指さなければならないものを考えてみました。幾つか主なものを挙げてみますと、短期的には、先ほど議員からもありましたように、新型コロナウイルス感染症

からの脱却であり、中長期的には、安全安心なまちづくり、そして人口減少化社会を乗り切り、未来の発展につながるまちづくりではないかと考えております。新型コロナウイルス感染の影響は特定の業種の事業者だけにとどまらず、経済的に大きな影響を受けておられる世帯も相当数増えていると実感をしております。事業者を含めて市民の皆様の暮らしをしっかりと支え、コロナ禍を乗り切る必要がございます。

また、宇土市は地形的に災害に非常に弱い地域でございます。豪雨、台風、地震などの災害に対応すべくインフラの整備を続けておりますが、まだまだ時間はかかります。この部分は国や県との連携をさらに強め、整備推進に向けて一層のスピードアップを目指す必要があります。

また、人口減少に対しては、これまでも数多くの施策を実施してきたところでございます。ただ、実感としてその程度の施策では歯止めになっていないというのが率直な思いでございます。10年後、20年後を見据えて、一歩踏み出すような思い切った取組が必要だと思っております。

今、挙げたのは一部かもしれませんが、宇土市が抱える大きな課題に関連しまして、現在、私は熊本県における幾つかの公的な役割を担うようになりました。具体的には、コロナ禍においての生活支援で大きな役割を担っておりますのが、生活弱者に対する支援組織でもございます市町村の社会福祉協議会でございます。その社会福祉協議会を束ねます熊本県市町村社会福祉協議会連合会の会長を、現在務めさせていただいております。また、農地にとどまらず、地域住民の防災あるいは土地の利活用において極めて重要な役割を持っているのが排水機場だと考えておりますが、この排水機場の整備を進めます熊本県農地防災推進協議会の会長も務めさせていただいております。また、昨今の豪雨被害によりクローズアップされ、宇土市にも幾つもありますが、その対策に国が本腰を入れ始めたため池の防災強化を担います熊本ため池協議会というのが最近できましたが、その会長も務めさせていただいております。今、私が担っておりますこれらの役割は、県内市町村を代表して、県や国に直接的にものを言える立場でございます。このことは宇土市の抱える課題の解決、宇土市の未来に向けて大きな武器になるものだと思っております。そのようなことも踏まえまして、引き続き市長の席を担わせていただくことは、自らの使命であると考え、来春執行されます宇土市長選挙への出馬を決意しました。

引き続き、本題の御質問にお答えをいたします。

宇土市の人口については、近年では微減傾向にあるものの、年齢別人口構成の推移で見ますと、平成17年には65歳以上人口の割合が21%を超えており、いわゆる超高齢社会に突入をしております。また、厚生労働省に所属する国立の研究機関であります国立社会保障・人口問題研究所による将来推計によると、このまま何も対策を講じなかった場合、お

よそ40年後の2060年の人口は2万5,401人となり、平成27年の国勢調査時の人口に比べまして、1万1,625人減少すると推計されております。

人口減少は、生産力の低下や消費市場の規模縮小、働き手減少による地域経済の衰退だけでなく、仕事や文化における技術・技能の継承が困難となるなど広範な影響を与えることが懸念されます。これらの影響は、地域の経済力の低下につながるるとともに、社会生活サービスの低下を招き、地域コミュニティや文化等、地域社会の様々な基盤の維持が困難となる恐れがあります。

御質問の限界集落とは、65歳以上の人口が半数を超えた集落と定義をされていますが、その定義に当てはめると現時点で本市にも少なからず存在をしており、158区中28区、18%が該当をいたします。65歳以上の方でも活躍されている方はたくさんいらっしゃいますので、一概に数値だけで限界集落と決め付けるべきではないとは思いますが、子育て世代などの若い世代の住民が少なくなることが、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼすことは間違いございません。

このような人口減少に対して、本市では平成27年度に、宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和2年度からは第2期として、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すため、四つの基本目標、「新しいひとの流れをつくる～移住の裾野拡大に向けた関係人口の創出へ～」，続きまして「切れ目のない子育て支援～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～」，「安定したしごとをつくる～就労機会の創出と多様化～」，四つ目が「多様な主体による持続可能な社会づくり～戦略を動かす協働のまちづくりと持続可能な社会の形成～」を設定しまして、将来の人口展望に向けた課題・対策を踏まえ、各種施策に取り組んでいるところで

す。

このような中、令和2年度の本市の社会増減を見てもみますと、転入者数が1,485人、転出者数が1,450人で35人の転入増でございますが、社会増となっております。平成28年熊本地震以降、転出者が増加してはいたしましたが、徐々に転入者が増加してきており、地震からの復興を実感しているところでございます。また社会増減の内訳を見てもみますと、0歳から9歳までの世代、そして20歳代から40歳代の世代が社会増しているということですが、転入超過となっております、いわゆる子育て世代とその子どもたちが本市に流入している傾向にあるため、子育て世代に選ばれているということが言えると思います。しかし、手放しで喜べるような内容ではございません。このような傾向に満足するのではなく、今後も宇土市に住みたい、住み続けたいと誰もが思えるまちとなることを、強く目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 4期目を指すという力強い答弁と、これからの宇土市についてのお考えをお聞かせいただき、ありがとうございました。うれしく思います。

さて、住みやすいまち、住みたいまち、住み続けたいまちにするために、次の三つ目の質問をいたします。

私の初孫が、今宇土小学校に通っております。孫がまだ保育園に行っている頃から、その母親である娘から保護者の中の希望として、学校給食が無料化されないかという意見が多く聞かれるということをお話してくれました。今でも幾つかの軽減措置を講じられていることは承知しておりますが、次の項目について御答弁をお願いいたします。

まず第一に、市の学校給食会計の総額と収入の内訳として、保護者から徴収した給食費の額、また、現在実施している補助事業とその額について。2番目に、全国及び県内自治体の給食費無料化の状況について。3番目に、子育て世代の応援という意味で、学校給食の無料化又は負担減はできないかについて、以上3点についてお願いいたします。よろしく願います。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

まず、市の学校給食会計の総額と収入の内訳として、保護者から徴収した給食費の額、また、現在実施している補助事業とその額についてでございます。

市においては、小中学校だけでなく幼稚園にも給食提供を行っており、園を含めた令和2年度決算になりますが、給食会計の総額は約1億7,380万円となっております。収入の内訳としては、給食費として約1億5,380万円、市補助等として約1,670万円、その他繰越金等約330万円となっております。このうち教職員等を除いた保護者から徴収した給食費の総額は1億3,510万円となっております。

補助事業等ごとの内容としましては、第3子以降の児童生徒の給食費を無料とします第3子以降学校給食費無償化補助として約920万円、第3子以降の園児又は世帯所得によって米飯・パン以外の副食費を無料とします幼稚園児に対する副食費として約150万円、また、米飯給食炊飯業務補助として600万円となっております。

なお、学校給食会計とは別に、世帯所得等の要件によって、保護者へ就学援助費や特別支援教育就学奨励費、また児童手当や生活保護費の支給を行っておりますが、その中から給食費に充てた額が約2,450万円となっておりますので、実質的な保護者負担としては約1億1,060万円となります。

このように、現在においても、保護者負担軽減は実施している状況にあります。

続きまして、全国及び県内自治体の給食費無料化の状況についてお答えします。

平成29年度の文部科学省による学校給食の無償化等の実施状況調査の結果となりますが、全国で1,740自治体のうち、小中学校ともに無料化を実施している自治体は76自治体で4.4%、小学校のみの実施が4自治体で0.2%、中学校のみの実施が2自治体で0.1%となっています。また、県内自治体において、町村としては平成26年度から山江村、平成27年度から水上村が実施をしており、市としましては、平成29年度から唯一荒尾市が小学校のみを実施している状況にあります。なお、宇城市においては現在検討されているとのことですが、他市においては実施の予定はないと聞いております。

本市においては、今後とも、全国及び県内の自治体の動向を注視し、現在実施している補助事業については最低限だと考えながら、子育て世代の保護者負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。御承知のとおり、就労形態も派遣社員や契約社員、パート就労など、非正規雇用労働者の割合が4割と非常に高くなっております。雇用の調整弁としての役割を担っておりますから、いつ解雇されるか分からない。したがって将来設計ができない。私の若い頃は、ほとんどの人が正規雇用で、悪いことをしなければいきなり解雇されるということはほとんどなかったと思います。だから、若いうちは少々給料が安くても共働きをすれば生活ができるということで、結婚することもできました。ところが、現代は将来設計さえままならない社会であり、将来に展望が開けないという時代でもあります。結婚しても子育てにお金が掛かるから、1人だけにしようか。あるいは、子どもはいらぬという家庭もあるようでございます。子育て支援が充実していればいるほど、若い夫婦にとっては魅力あるまちになるのではないかと思います。

そしてもう一つ、給食費の未納による子どもたちの問題であります。給食費を払えない、中には払えるのに払わない。そのようなことで子どもたちがみじめな思いをしなくても済むようにしたい、そのように思います。そういう観点からも、学校給食の保護者の負担の軽減をなお一層努めてもらいたいということをお願いしておきます。

最後の質問に移ります。たびたび一般質問でも取り上げております、白山の裏山に埋設されている2.4.5T剤撤去についてであります。

埋設箇所の下に水源を持っておられる簡易水道を利用しておられる方が、石橋地区に9軒あるそうです。10月にNHKの福岡放送局から取材に来ました。そのとき私も同席したのですが、その簡易水道を利用しておられる方が、「子や孫の時代まで安心して飲める水を確保するためには、是非とも撤去してもらいたい。」と切々と話されました。私は何としても完全撤去を求めていくつもりですが、現在の進捗状況についてお伺いします。市民環境部長

をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 2.4.5 T剤に関する最近の状況についてお答えします。

2.4.5 T剤の撤去につきましては，令和元年6月に，市，市議会，九州森林管理局による三者会議を行った後，同年11月に県選出国會議員に対して完全撤去に関する要望書を，市と市議会の連名で提出しております。

それに対して，令和元年12月に九州森林管理局から，撤去については環境省や専門家などの意見を聞きながら，最新の知見の情報収集を本年度から行っていくとの説明がありました。

その後も折衝を続けていたところですが，昨年10月に，林野庁が，今後，埋設農薬の試料を採取し，飛散等により周辺環境や人体へ影響を与えない手法を検討していくため，埋設農薬の管理に関する調査を行う方針であることが示されました。

具体的には，埋設農薬の成分や含まれる化学物質の土壌等への影響，埋設箇所の状況を把握する手法，試料採取を行う場合の手法や環境への影響，掘削処理を行う場合の手法や環境への影響などについての調査になります。現在は，調査業務を発注し，委託業者が決定したところで，本年度中には調査を行う予定とのことでした。

なお，本年3月には，林野庁の調査とは別に，九州森林管理局が独自で，本市の埋設物の位置や大きさを特定するため，地中レーダーと探索棒による調査を実施されております。

今後も，林野庁の調査を注視しながら，撤去に向けた働き掛けを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。今の答弁をお聞きしましたところ，少しずつではあるけれども，進展しているのかなと思います。先ほど申し上げましたけれども，子や孫の時代まで安心して暮らせるふるさとを残すために，是非とも完全に撤去していただきたいと思うわけでございます。私自身も最後まで完全撤去を求めていくつもりですので，よろしくをお願いいたします。

これで，質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） ここで議事の都合により，暫時休憩をいたします。10時35分から会議を始めますので，よろしくお願いいたします。議場の換気を行いますので，御協力をお願いいたします

-----○-----

午前10時31分休憩

午前10時36分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番，野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、公共交通と観光について、人権・LGBT・男女共同参画についてほか質問をさせていただきます。

最初のテーマ、公共交通と観光です。ミニバスが始まって10年、その後コミュニティバスが市民生活に定着しつつあるように思います。そこで、利用状況や運営経費について過去5年の状況を報告ください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、宇土市ミニバス「のんなっせ」は、宇土北部線、花園北部線、花園南部線、轟線、網津・緑川線の5路線がございます。

過去5年間の状況としましては、利用者数が平成29年度は5,517人、平成30年度は5,378人、令和元年度は5,487人、令和2年度は4,894人、令和3年度は4,696人となっております。なお、公共交通の事業年度は、10月から翌年の9月までとなっております。令和2年度・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加したことにより外出を控える方が多くなり、結果、利用者が大幅に減少したものと考えられます。

また、運行に係る総事業費が平成29年度は680万6千円、平成30年度は642万8千円、令和元年度は641万3千円、令和2年度は651万1千円、令和3年度は735万3千円となっております。令和3年度の増額は、利用者からの要望等により便数を増加したため、運行距離が伸びたことによるものです。総事業費の内訳は、過去5年間平均でおおむね運賃収入が全体の15%、国庫補助金が31%、市補助金が54%となっております。運行距離が伸びたことによる増額分の割合も同様となります。

次に、宇土市コミュニティバス「行長しゃん号」は、右回りルートと左回りルートの2路線がございます。

過去5年間の状況としましては、利用者数が平成29年度は9,105人、平成30年度は8,948人、令和元年度は8,561人、令和2年度は6,810人、令和3年度は8,199人となっております。「行長しゃん号」も「のんなっせ」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の利用者数は大幅な減少となっておりますが、令和3年度の利用者数は8千人台まで回復しております。これは、本年5月17日から9月30日まで、

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴い無料運行を実施し、その期間中に4,255人と多くの方に御利用いただいたためと考えております。

また、運行に係る総事業費が平成29年度は891万1千円、平成30年度は934万6千円、令和元年度は918万5千円、令和2年度は913万3千円、令和3年度は910万4千円です。総事業費の内訳は、過去5年間平均でおおむね運賃収入が全体の11%、国庫補助金が37%、市補助金が52%となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。コロナ禍前には、ミニバス利用者が5,300人から5,500人、コミュニティバスが9千人前後と定着してきたように思います。運行経費は、令和3年度ミニバスが735万3千円、コミュニティバスが910万4千円で、気になったのが国の支援ですが、ミニバスが31%、コミュニティバスが37%、そこで市の助成金がミニバスが54%、コミュニティバスが52%になっています。いわゆる市の持ち出し分が増え、概算でミニバス397万円、コミュニティバスが473万円で、合わせると870万円となります。国の助成は減り、市の助成は増えていますが、路線バスの助成金から比べると、まだまだ安く運行できているのかなという印象を持ちます。

次の質問に移ります。デマンドバスの試験運行が昨年秋から始まり、先月から本格運行していますが、これまでの利用状況を報告ください。できれば、町ごとの利用状況について分かれば御報告ください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

宇土市デマンドバスは、令和2年10月から令和3年2月までの5か月間、網田地区において実証実験を実施しております。その際、登録者数は158人、利用者数は延べ162人でした。当初の目標には及びませんでした。地域の声をアンケート等で聞いたところ、今後も運行を必要とする声が多数であったことから、令和3年10月から本格運行を開始したところです。本格運行では実証実験を踏まえ、運行日の増加や運行区域の拡大、ダイヤ改正など、より利用しやすい制度へと改善し、10月末現在の登録者数は187人、1か月間の利用者数は延べ51人となっております。運行便数の違いはありますが、実証実験時の利用者数が月平均で32人ですので、比較的良いスタートを切ることができたのではないかと考えております。

利用状況としましては、実証実験においては長浜町、下網田町の方の利用が162人中134人と多く、行き先は、宇土シティモールなどの商業施設や医院等への通院が多い状況でございました。また、利用時間帯は、午前8時又は10時の便で網田地区から宇土市街へ行

き、正午の便で宇土市街から網田地区へ帰る利用者が多い状況となっております。

本格運行は開始したばかりで、実績としては余り参考になるかは分かりませんが、運行を開始した令和3年10月の利用状況としましては、長浜町、下網田町の方の利用が51人中31人と多いのは実証実験時と同様ですが、加えて、本格運行時から追加した運行区域である長部田地区・小部田地区の方の利用も12人と、割合としては多くの方に御利用いただきました。行き先としては実証実験と同様に、宇土シティモールなどの商業施設や医院への通院が多い状況でございました。また、利用時間帯は、午前8時の便で網田地区等から宇土市街へ行き、午前11時の便で宇土市街から網田地区等へ帰る利用、午前10時の便で網田地区等から宇土市街へ行き、午後1時又は3時の便で宇土市街から網田地区等へ帰る利用が多い状況となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。伊万里市のデマンドタクシー視察から2年半で視察と計画がなされ、実証実験、本格運行までこぎつけ、伊万里市の視察で聞いた内容よりも使いやすい工夫があるので、高齢者にもっと利用していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。JR、路線バス、ミニバス、コミュニティバスの乗り継ぎについては、以前にも質問したのですが、乗り継ぎは利用者が大体は調べるものですが、できれば利用しやすい時間を設定して、こんな使い方ができますと絵を示すことで、利用者に次のアイデアが生まれると思うのです。JR、路線バス、ミニバス、コミュニティバスの乗り継ぎの取組について考えをお聞かせください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

本市では、JRや路線バス、タクシーや福祉タクシー、福祉バス、加えてミニバス、コミュニティバス、デマンドバスと、多種多様な公共交通が地域の皆様の移動を支えています。

御質問の乗り継ぎにつきましては、JRと路線バスは上り下りの利用状況にもよりますが、おおむね乗り継ぎが可能な運行ダイヤに設定されていると認識しております。しかし、本市が運行しているミニバス・コミュニティバスと、JR・路線バスとの乗り継ぎについては特段の考慮はされていない状況でございます。

このような中、今年度本市では、地域公共交通活性化協議会において宇土市地域公共交通計画を策定中であり、当該計画において地域公共交通の今後の方向性や展開を検討することとしております。その中でも地域公共交通の利便性の向上については、最たる課題であると認識しておりますので、多種多様な公共交通同士での乗り継ぎについても協議の上、それを

織り込んだ計画の策定を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。検討いただくということはいいことな
んですけれども、なかなか市民自らで調査というのは難しいと思いますので、熊本県立大、
熊本学園大の行政政策を研究している学生グループと連携して、多様な利用パターンを想定
し、路線バスやJR、ミニバス・コミュニティバスの乗り継ぎ時間を調査して、利用しやす
い時間をお願いしたいと思います。研究する価値は大いにあると思います。20年ほど前に
やった宇土市街地のバリアフリー調査の結果や意見を利用して、1人の熊本大学院生が修士
論文にまとめ活用できるソフトも開発しました。是非、大学との連携を検討ください。

次の質問に移ります。ミニバスの本来の目的とは違う使い方についての質問です。

2009年夏から5か月かけ、市民有志10人で市民マニフェストをまとめるときに、市
民ニーズ調査の中で、宇土高校南側の神馬団地にお住まいの年配女性から、「私は車を運転
しない。西地域の高齢者も通院、買い物対策が乗合タクシーと思うが、私が網津の実家に行
けるようにもしてほしい。」と提案されました。以来、ミニバスを活用して日帰りの小さな
旅を考えていて、さらにそのアイデアを広げたのが今回の質問です。例えば、立岡公園の桜
の開花時期は周辺が駐車禁止となります。平日駐車場を気にせずに、桜を楽しむのにミニバ
スを使う。住吉自然公園のあじさい時期に市街地からの日帰り旅、最近では長部田海床路の見
学に住吉駅から歩いてくる若い人が増えているので、あじさいの開花と連携させることもあ
ります。また市街地を回るコミュニティバスを活用して、宇土市街地周辺にある様々な史跡
の名所を訪ねてもらうため、細かく距離や高低差、さらに近所のショップも載せた路線図と、
JR・路線バスと重なる乗り継ぎ区間なども大学の研究課題にすると十分にテーマ性がある
と考えます。ミニバス・コミュニティバスの観光利用についてお聞きします。企画部長お願
いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

ミニバス・コミュニティバスの主な利用用途としましては、高齢者などの交通弱者に対す
る買い物や通院など、日常生活での移動支援を想定しております。

しかし、ミニバスもコミュニティバスも公共交通ですので、それらの利用用途に縛られる
道理もなく、公共交通の利用用途については利用する方それぞれが多様多様であっていいと
思っております。

令和2年度には、コミュニティバスを利用した買い物や通院、歴史散策などの目的に合わ
せたモデルコースを作成し、市ホームページへの掲載や関係各所にて配布などを実施してお

りますが、ミニバスについてはまだ行っていない状況でございます。

議員から御提案がございました、例えば、立岡自然公園は桜の名所でも有名ですが、ミニバス花園北部線は立岡自然公園に隣接の宇土スポーツセンターに停留所がございます。花見の季節に、宇土市外の方がJRで宇土駅までいらっしゃれば、JR宇土駅から宇土スポーツセンターまではミニバスで移動できますので、公共交通を利用した小旅行が御提案できます。

また、あじさいで有名な住吉自然公園の近くには、ミニバス宇土北部線の住吉停留所がございます。JR宇土駅から住吉までミニバスで移動し、帰りはJR三角線又は路線バスを利用し、来たときとは違った車窓の風景を楽しむといった小旅行も御提案できます。

このように、本市が想定している利用用途とは異なった提案をすることにより、新規利用者の確保にもつなげることができるのではないかと思います。先ほど答弁しました宇土市地域公共交通計画の中で、公共交通の今後の方向性や展開を検討することとしておりますので、観光部署とも協議し、利用者増につながる方策について検討することも必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告、それに前向きな発言をいただきましてありがとうございます。説明にあった公共交通を利用した小旅行の提案の話ですけれども、コロナ禍で星野リゾートが提案したマイクロツーリズムというものがあります。この言葉をコピーして宇土マイクロツーリズムなる宇土市内の公共交通を使った乗り継ぎのバス旅のプランを是非大学と連携し、若いアイデアで考えてほしいです。

次のテーマに移ります。車を使わない生活についてです。

高齢者の運転する車のニュースから、歩道で亡くなる人が増えているように感じ、今回歩く側から見た道路周辺の安全策について尋ねます。最初に確認の意味で、車社会は現在歩車分離の観点から、歩道の役割とは何かについて報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

道路交通法第2条第1項第2号において、歩道は、「歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分を用いる。」と定義されております。

さらに、同法第10条第2項においては、「歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のある道路においては、原則として、これらの歩道等を通行しなければならない。」旨規定されております。

このことから、歩道の役割は、車両と歩行者を分離して通行させることにより、歩行者の

安全確保はもちろんのこと、交通の円滑化にもつながるものだと考えております。

本市の歩道の設置状況としましては、都市計画道路のほか、学校周辺や交通量の多い通学路等に歩道を設置しており、現在、ウキウキロード打越・岩熊線において、トライアル付近から国道3号バイパス方面にかけて、歩道の整備を鋭意進めているところでございます。

また、国道や県道においても、学校周辺や交通量の多い道路で歩道が設置されており、現在整備中の県道宇土不知火線のバイパス道路においても、歩道が設置されているところです。その他、県道川尻宇土線では、昨年度に上松山バス停付近で歩道が整備され、今年度は、コダマ樹脂工業株式会社熊本工場付近で歩道の整備が計画されております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく今後の計画まで説明いただき感謝します。歩道と聞くと安全な場所のイメージがありますが、ここ数年、車が暴走し、児童や一般市民が命を落とす事故が多発しています。1週間前も神奈川県で発生し、お二人が亡くなりました。私は都市づくりを学んだ者として、宇土市街地の歩道に疑問を持っています。本町通りは多くの人が通行しているのに歩車分離ができていません。その原因は路線バスの通行と聞きました。私は平日はミニバス・コミュニティバスが定着してきて、路線バスが本町通りを通る必要があるか疑問に思っています。私は歩車分離の考えから、路線バスは市民体育館の通りへ移し、歩車分離のために歩道整備が本町通りに必要と思います。是非検討ください。

次の質問に移ります。コロナ禍でスポーツイベントなどの催しが減り、出かけずに運動となると健康ウォークをされる人が増えたように感じます。また10月になると中学生、高校生の制服が冬服に変わり、10月下旬ともなると日が暮れるのも早くなり、夕闇の中を歩いて帰る生徒が、暗闇から出てきてハッと気づくことがあると思います。

そこで、確認したいのが、歩いて通学する中学生・高校生の安全策、健康ウォークをされる大人への安全対策や歩道についてはどんな取組があるか報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

コロナ過でも身体的・精神的な健康を維持するためには体を動かすことが必要であり、本市でもウォーキングをされる方を見かけることが多くなったと感じております。

ウォーキングの際は、交通安全の観点から、できる限り歩道のある道路や運動公園のウォーキングコースなどの施設を利用していただけたらと思っております。

さて、歩道の安全対策についてですが、歩道の構造は、歩道と車道の境に歩車道境界ブロックを設置し段差を設けたり、柵を設置することで、自動車の侵入を防ぐようになっていま

す。

さらに、市役所前の都市計画道路宇土中央線の一部の区間においては、良好な生活環境の確保と併せて、歩行者の車道への飛び出しを防ぐことを目的として、植樹帯を設置しております。

また、都市計画道路においては、夜間の視認性を高め、歩行者の交通安全や犯罪防止のため、街路灯を設置しているところです。

次に、歩いて通学する中学生の安全対策についてですが、市としましては、毎年、通学路の危険個所について、教育委員会、各学校、各道路管理者、警察などで合同点検を実施し、対策を検討することとしております。

また、各中学校においては、交通安全に関する学習や通学における指導を徹底されており、生徒の交通安全に対する意識の向上が図られているところです。しかしながら、秋から冬にかけては、日没の時間が早くなり、中学生が下校するときは暗くなっている状況です。

前に述べましたように、都市計画道路の歩道については市において街路灯を設置していますが、その他の道路については、市では街路灯などの設置は行っておらず、地元において、防犯灯を設置してあるところはありますが、歩行者の夜間の安全面を考えると、防犯灯だけの安全対策は難しいと考えております。

そのため、中学生だけに限らず一般の方も夜間に道路を歩く際は、視認性を高めるため、明るい服装や反射帯の着用などをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく説明ありがとうございます。確かにハード面のものに関しては御回答のとおりだと思います。安全を守るのは、歩行者自身の安全策が必要です。特に晩秋から冬期は日没も早く、中高生が下校する時間でも街灯がないところは真っ暗な中を歩くことになります。最近、視認性の良い明るい服を着る人が増えたのですが、私が早朝ウォーキングで会う高齢者は、反射材を身に付けていなくて黒っぽい服が多いので、間近になってハッとすることが多々あります。これは夕方の中高生にも言えることです。晩秋には明るい防寒服を着ないで、紺や黒で発見が遅れます。後で学生服に関する質問をするのですが、学生服をもっと明るい服にすると、視認性も良くなります。また、部活動をする中学生も歩いて通学する生徒は、10月から3月の夕方暗くなる時期は反射タスキを付けると、視認性が良くなります。歩行者の安全策は、ハード面の行政と市民の共同作業なので、市民側のソフト対策が重要と考えています。

次の質問に移ります。九州自然歩道ができて40年と聞きました。宇土市にも九州自然歩道の看板を見かけます。どのようなところを通っているのか、把握はしているのか。加えて

健康ウォークが広がる中、九州自然歩道の活用は考えているかについて、経済部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） まず、九州自然歩道がどのようなものかについてお答えします。

九州自然歩道は、当時の環境庁、現環境省の長距離自然歩道構想に基づき作られた歩道であり、1980年、昭和55年に全線が開通しております。四季を通じて沿線の豊かな自然や歴史・文化に触れ、心身共にリフレッシュし、自然保護に対する理解を深めることを目的とするもので、既存の道路に標識を設置するなど、各県の自然公園等を経由しながら九州を一周する総延長約2,900キロメートルのコースになっております。また、県内コース部分につきましては熊本県が管理者となっております。

本市を通る部分といたしましては、熊本市方面から平木橋を渡った走潟町の国道501号から始まり、轟地区の白山、宇城市との市境を沿うように網引町の阿保峠、大岳山、上網田町の雄岳を通り、県道郡浦・網田線に出るまでで、延長約20キロメートルになります。

このルートの中で、特に白山から大岳山までの区間では、市街地や有明海が一望でき、季節によっては紅葉の景色が堪能されます。また、自然歩道の高低差があることなどから、登山者の健康増進にも期待できるコースになっております。

昨今、市街地のまち歩きや自然の中を歩くフットパス等、健康づくりや散策を目的とする歩くことへの意識が高まってきているように感じられます。

今後、健康づくりや観光の視点に立ったイベントなどを実施される際には、市民の皆様へ広くPRを行うなど、九州自然歩道の活用に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。実は私の知り合いがこの2,900キロメートル全部歩いたことを思ったんですけれども、多分できた当初は、歩くを推奨した大臣がおられたのではないかなという気がします。40年も経てば標識は朽ち果て、ルートもままならない、説明から1980年、昭和55年に全線が認定されておりますが、宇土半島の山間地はイノシシの被害拡大で、国・県が管理をしていると思えないほどひどい状況になっています。今後、宇土フットパス協会健康づくりや観光の視点に立ったウォークイベントを実施する際、国・県への協力が可能か確認していきたいと考えています。

次の質問に移ります。最近、住吉・松合を結ぶ県道58号線を通るサイクリング愛好者をよく見かけます。また、市の助成の効果があって、電動アシスト自転車を利用する高齢者も増えています。自転車保険加入が義務付けられたことから、運転する責任も重くなっています。しかし、年配者の冬の服装は黒っぽいものが多く、反射タスキをする人はほとんどなく、

高校生より上の大人はヘルメットを被る人はいません。私は未明から歩き出すまで、前方の暗闇を自転車が通っているのが見えづらい経験を何度もしました。私は目立つ色の服を着ていますが、自転車に乗る大人にも明るい服、反射材、さらにヘルメットの着用推進が必要と思います。

そこで、大人の自転車安全策についてお聞きします。市民環境部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市では、自転車交通事故防止対策として、小中学生に対しては学校からの依頼に応じ、交通安全教室を開催しております。

また、高齢者に対しては、電動アシスト自転車講習会や後期高齢者医療保険の説明会において、自転車の交通安全についての啓発活動を行っております。

このほか、全国交通安全運動や自転車安全利用キャンペーン、ひのくにピカピカ交通安全キャンペーンなどの際に、チラシや反射材の配布を通じて交通安全の啓発活動を行っております。

今後、これらの交通安全教室やキャンペーンの際に、自転車利用者が交通事故に遭わないための反射タスキや、事故に遭った場合に重大な被害とならないように、ヘルメットの着用についても啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 答弁ありがとうございます。小中高生は学校で交通安全教室や交通指導がありますのでルールは守りますが、それに比べて大人のマナーの悪さをよく目にします。特に、高齢者のマナー違反と服装が暗いのが気がかりです。できれば高齢者を対象とした交通安全教室を実施し、詳しい知識と反射タスキとヘルメットの推奨をして、高齢者自ら安全策をやってもらうほうが良いと思うので、是非その推進をお願いしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） ここで、議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前11時10分頃から会議を開きますので、よろしく願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時03分休憩

午前11時12分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） 休憩に引き続き、質問させていただきます。

市の組織の男女共同参画の状況についてお尋ねします。私は議員になる以前から、男女共同参画づくりの活動に関わってまいりました。LGBTや男女共同参画の課題の根本にあるのは、一人一人への人権の配慮だと思います。最近、ジェンダーという言葉が浸透しつつあるように感じます。

そこで男女共同参画社会の視点から、市における審議会、懇話会などの男女の割合、それと市内の様々な組織や団体、自治会での男女共同参画の浸透状況をもし把握しているなら報告ください。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市における男女共同参画推進につきましては、平成31年3月に策定しました第3次宇土市男女共同参画推進計画、計画期間は、令和元年度から令和8年度になりますが、この計画におきまして、具体的な取組目標を設定し、学識経験者等で構成される宇土市男女共同参画審議会において、年度ごとの取組成果の確認を行いながら、計画の実現に向けて総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

議員御質問の本市における審議会等の男女の割合につきましては、計画の中で、市における審議会等への女性の登用率として、令和7年度の目標値を35%と定めて取り組んでおり、令和3年3月末現在、市が関わる審議会等は39ございますが、総委員数496人中、女性委員は144人で割合は29.0%となっております。

次に、市内の様々な組織や団体等に対する男女共同参画社会づくりの取組につきまして御説明させていただきます。

経済団体等各種組織における役員への女性の登用が積極的に図られるよう、文書等による働き掛けに努めております。また、昨年からのコロナウイルス感染症の影響により開催自体が難しい状況ではありますが、各種団体への男女共同参画に関する研修会の周知や団体自体が講座を開く際には、無料で講師を派遣する取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。審議会などが39あるうち女性委員は29%、やはりまだまだ少ないですね。男女共同参画からだけでなくジェンダーの問題からすると、もっと50%に近づけてほしいです。さらに推進をお願いします。

次の質問に移ります。これは、まずお断りですが、学校内の男女共同参画の取組は文教厚生常任委員会で取り上げる課題ですが、前の質問の関連として質問します。

ここ2年、卒業式、入学式が来賓なしになり、成長した子どもたちの姿を見れず寂しい思いますが、男女が別に分かれる式の状況を見て、男女共同参画社会の指導について、学校内の取組が気になっていました。そこで、小中学校での男女共同参画の取組の現状を報告ください。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、教職員については、男女共同参画に係る研修を校内で実施しており、それ以外の人権教育を行う際にも男女共同参画に関する視点を取り入れるなど、工夫したところで実施されています。研修内容としましては、授業研究、講話や教材研究を中心に実施をしております。

次に、児童生徒については、人権学習や道徳の授業内において、男女共同参画の基本理念である男女が互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組について、子どもたちの発達の段階に応じて学習するなど、男女共同参画について学ぶことができる機会を提供しているところでございます。そのほかにも学校においては、これまで男女で別々に作成していた出席簿については、男女混合で作成するなど、事務事業の内容についても随時見直しを行っており、男女平等の視点に立った教育の推進を図っているところでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。期待どおりというか見事な行政答弁だと思います。別にこれで問題ないですが、私が気がかりなのは、男女共同参画とLGBTの問題は同一の課題と考えています。後で質問する制服問題など多様な人権の配慮に関心があるので、今後もまた質問させていただきます。

次の質問に移ります。3年前のLGBTに関する質問から大分時間が過ぎました。今回の総選挙でも投票用紙の性別記入について新聞が取り上げ、関心の高さを感じているのですが、宇土市のこれまでの取組はどんなことか。以前にも聞きましたが、県下の状況からパートナーシップ制度導入についても再度考えを聞きます。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

LGBTなどいわゆる性的少数者の方を巡る社会的な動きは急速に進んでおり、多くの自治体が、多様な性の在り方への理解を促進する様々な取組を行うなど、社会の関心は高まっているところでございます。

このような中、本市におきましても、人権尊重の一環として性の多様性に配慮するため、

行政手続における申請書等において、業務上必要な場合を除き、性別欄を設けないこととし、現在、全庁的に各種様式等の見直しを行っているところでございます。

現時点での件数になりますが、対象手続き数、約250件のうち68%に当たる約170件について、性別記載欄の見直しを進めております。

今後も、性の多様性に配慮した行政手続を実施することで、当事者に寄り添った取組を推進してまいります。

なお、現在建設中の新庁舎におきましても、性の多様性に配慮したトイレを計画中でございます。

次に、パートナーシップ制度の導入につきましては、昨年9月の市議会定例会で同様の御質問をいただいたところでございますが、この制度は、自治体が同性カップルに証明書等を交付することにより、公的なパートナーとして認めるものでございます。

本年10月時点で、全国130の自治体で導入され、県内では、熊本市が平成31年4月から実施し、大津町が本年10月から実施されております。

この制度によるパートナー登録の件数について、それぞれの自治体に確認したところ、11月19日現在でございますが、熊本市では9組、大津町ではまだ登録はないとのことでございました。この制度の導入により、公営住宅に同姓カップルとして入居が可能となり、家族としての生活の充実や、カップルであることを公的に認められるなど、LGBTなど性的少数者の方々にとって暮らしやすい社会につながる契機になると考えております。

しかしながら、既にこの制度を導入している自治体での登録件数を見てもみると、年々登録件数は全国的に増加はしているものの、熊本市や大津町をはじめ、件数が少ないところも多いことから、引き続き先進自治体の情報を収集し、課題や問題点を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。7割近い見直しをしていると聞き期待しますが、社会の動きに合わせ早く実施できるようにお願いします。またパートナーシップ制度導入に関しては、今のところ研究中にとどまっていますが、人口減少の進む現代、特に西部地域の移住の呼び掛けにもパートナーシップ制度を市民に理解してもらい、多様な移住者に対応できるようになればと思います。新庁舎には、性の多様性に配慮したトイレが計画されているということですが、最近はこれまでのLGBTにさらに多様な性を加えたLGBTQ+（プラス）という表現で、性に悩む人たちが声を挙げています。庁舎は40年、50年と使用する市の最も重要な施設です。将来の社会ニーズにも応えられるように、フレキシブルな対応が可能な設計をお願いします。また、議会だよりでLGBTやジェンダー、男女

格差の問題等が出ることで、少しは市民の理解が広がることを願っています。

次の質問に移ります。学校の制服についてです。これは文教厚生常任委員会で取り上げる課題ですが、前の質問のLGBT問題の関連として質問をします。

思春期のいじめや引きこもり、さらに自殺の2割とも3割とも言われる自らの性に悩む特にLGBTやジェンダーの悩みから、戸籍の性ではなく本人の考えで制服を着るべきだと考えます。先進的な公立学校では、既に多様な組合せができる制服に変わっています。加えて冬服も黒っぽいものから明るい服にすることで、交通安全にもつながります。中学校の制服を見直す時期だと思います。

そこで、制服についてどんな考えかお聞きします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

近年、性的少数者を表す言葉の一つ、いわゆるLGBTに対する理解が世界的に広がってきたことで、性の多様性を認め尊重しようとする動きが、人権問題を考える上で大変重要になってきています。

このような機運の高まりの中、思春期における性の問題がクローズアップされてきており、その中の一つが学校現場における制服に対する問題となっております。

制服の基準については、法令等での着用義務がない標準服となります。標準服をどういう基準にするのかは、学校長の裁量で決められており、各学校の校則等に明文化されております。

現在、宇土市立学校における中学校については、男子が詰襟の学生服、女子がセーラー服、小学校については、男子が半ズボン、女子がスカートとなっており、導入以来、見直しは行われておりません。

この標準服について、先進的な取組を行っている県内の自治体に目を向けますと、大津町では、全ての小中学校で標準服を自由に選べる選択制を取られており、中学校では、ブレザーを新たに導入し、女子生徒でもスラックスの着用が認められています。合志市でも一部ではありますが、同様のことが行われております。

このように、他市においても実際に新たな取組が行われていることから、議員御指摘のとおり、本市においても、見直す時期が来ているのではないかと考えているところでございます。ただし、選択制に移行した場合に生じる費用面や導入時期など、まだ多くの課題をクリアする必要がございます。また、導入する際には、ジェンダーレスの理由だけでなく、機能性や防寒など、様々な要素から最適な制服を検討する必要があると考えております。

そのためには、学校や生徒会・保護者に向けたアンケートを実施するなど、広く多くの方から意見をいただき、より良いものにしていく必要があると考えております。

教育委員会としましては、性の悩みを抱えた子どもたちの命を守るためにも、多様性に配慮した誰も傷つくことがない制服の導入に向けて、校長会等において議論を深め、各学校との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 他市の状況も含め、詳しく報告いただき、見直し時期には賛同するところです。答弁にありました機能性や防寒など、様々な要素から最適な制服を検討する必要があるほうが、私も重要と思います。11月22日午前のNHKの番組「あさイチ」で、活動しやすいスラックスの制服が女生徒にも良いと考える中学校、高校が増えているとあります。兵庫県姫路市立山陽中学校は、70年以上続いた制服を3年間かけ話し合い、今年替えたら女子の生徒の4割がスラックスに変わりました。学校長は「学校生活には機能が必要だし、運動するところだし、安全性を考えるとスラックスのほうが良いと考えた。普段の生活はほとんどがズボンですから、学校生活に取り入れた。」と話されました。山陽中学校の制服は、男女共に基本がスラックスでスカートも選択できる。女子生徒からはスラックスとスカートが選べるので、とても好評のようです。男子生徒もこれまで服装が違っていたので声が掛けづらかった感想もありました。新しい制服は、機能・活動面から基本スラックスで、そしてスカートも選択できればよいと思います。昨日からの寒波で冷たい風が吹く中、登校する子どもたちの様子から、中学校だけでなく小学校の制服も考える時期だと思います。早急に御検討ください。

次のテーマに移ります。子どもの成長と教育についてです。これも文教厚生常任委員会で取り上げる内容ですが、常任委員会には教育長が参加されないことと、犯罪研究というか刑務所の受刑者を研究した著書を参考に、小中学校の教育とは何かを尋ねるので、あえて一般質問で取り上げます。

私は、ノルウェーの刑務所と陪審員制度を取り上げた2009年11月8日のNHKの番組から、犯罪学者ニルス・クリスティ博士の著書「人が人を裁くとき」を知りました。クリスティ博士は、犯罪歴史のまちづくり研究の中で世界の主要刑務所を調査し、犯罪者になった経緯を調べました。クリスティ博士は、番組の中で「犯罪者も同じ人間である。」と何度も語られました。当たり前のことですが、犯罪者は生まれたときからモンスターじゃなく、多くが教育の機会がなかった、少なかったという事実に行き着いたと話されていました。

また3年前、福岡市の私立立花高校を視察しました。単位制で最長4年で卒業する学校です。1年次は理解度別に四つに分け、教える内容は高校・中学に加え、科目次第では小学レベルも教える細やかなカリキュラムが組まれていました。また不登校の生徒には、初めは自宅近くの公民館で学習が始まり、徐々に学校へ通えるように一人一人のレベルや性格に合わ

せて指導されています。

それと、千代田区麹町中学校で、教育者工藤勇一氏が行った2014年からの学校改革は、全ての子ども一人一人のレベルに合わせた学習法で、他の中学校の数倍、学習する内容も意欲もアップさせました。担任は子どもが担当教諭を指名する、学習の遅れている子は小学校レベルから、進んでいる子は年齢が上のレベルも学べる。この麹町中学校には試験も通知表もありません。

そこで教育長にお聞きしたいのが、個性を伸ばす教育についてです。麹町中学校までいかななくても、例えばクラスを理解度に合わせた小規模学習や自習、さらに理解している子は理解していない子に教えるなどです。また、現在のような通知表はいずれ不要になると考えています。今の通知表の問題点と改良点について、それとこれから求められる学校の役割について教育長の見解をお尋ねします。教育長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

現在、学校を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症等の影響も相まって、時代やライフスタイルの変化とともに大きく様変わりしつつあります。

そのような時代の変化とともに、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から新しい学習指導要領下での指導がスタートしました。これからの学校に求められるものとして、改訂された学習指導要領の前文に掲げられた内容の一部を抜粋しますと「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められる。」としております。

これを踏まえ、教育委員会としましては、一人一人の個性を尊重するために、学校における多様な学びの場を確保することで、学習を保障する取組を推進しております。例えば、少人数指導、通級指導教室、特別支援学級の設置やICT教育の充実を図るなど、個々のニーズに合った教育環境の充実を推進しております。

授業における子どもたちの学び合いの場の設定につきましても、一人学び、二人学び、グループ学習、一斉指導など学習内容に応じ適宜それらを取り入れた学習がなされております。

また、教育委員会の施策として適応指導教室ほっとスペースや小規模特認校制度など、多種多様な学びができるような教育環境の整備にも取り組んでおります。さらには、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童生徒一人一人の個性が尊重できるような教育支援体制を整備するため、教職員の働き方改革を推進していくこととしております。現在実施しているものといたしまして、学校外の外部人材の登用、例えばスクールソーシャルワーカーや

心理士等の専門スタッフを雇用したり、行事や総合的な学習の時間等に地域の優れた人材を活用し、体験を通し学びの充実を図るなど、学校と連携することで、子どもたちの発達・成長をサポートできる体制を整備しております。

また、通知表についてであります。令和4年度からは、通知表の回数を2回とし、十分な時間を確保することで、適正な評価を行うことができるよう見直しを検討いたしております。通知表の作成は各学校に委ねられておりますが、学校での子どもたちの学習や生活、心身の成長を家庭に伝えることと、教師自らが指導を振り返ることにおいては欠くことができないものであると考えております。仮に通知表をなくすとした場合、学校と家庭が情報を共有し連携を深める手立てが必要であると考えます。

最後に、冒頭で議員から御紹介がありました、麴町中学校での工藤校長先生の取組について私の感想を述べさせていただきますと、地域の特性を生かした取組により、ユニークな教育施策が行われております。今後参考にさせていただく部分も多くあると思います。立地条件や財政規模・人員配置の状況など、置かれている条件が違いますので、一概に比較することはできませんが、先ほど申し上げました取組も工藤校長先生が目指されている目標と同等の効果が期待できるものであると確信しております。また、本市の特性を生かした取組、例えば小中一貫教育やコミュニティスクール事業など地域との連携による教育を推進することで、更なる効果を生み出していきたいと考えております。多様な学習機会の提供を行い、子どもたち一人一人の生きる力を育むことが、学校としての役割であると考えております。

今後もそのような視点を基に、様々な教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しい説明と、私の質問に対しても丁寧にお答えいただきありがとうございます。教育長も工藤校長も同じように子どもの成長を願っておられると思います。ではなぜ一般的なやり方ではなく、麴町中方針に取り組まれたのか。それはこれまでの同年代一律の教育法では、取り残される子どもや先へ行きたいけども足止めされる子どもがいるからだと思えます。私が現在の通知表はいらないと言ったのは、一人一人の子どもと向き合い、個性に合わせ、成長に合わせる教育の実戦があれば、それを保護者と共有していく手段は別にあると言いたかったのです。

後話が長くなりますが、福岡の友人から以前の立花高校は名前を書けば通る学校と言われていたが、単位制になったことと高校無償化で大きく変わったと教えてくれました。以前は荒れた時期もあったそうですが、細やかな指導が知られ生徒も増え、校舎も建て替わり、イメージが変わったそうです。また、不登校やいじめの原因の一つが心と体の不一致で、性同一性障害と言いますが、学校生活が過ごしやすいうように多様な選択のできる制服にも早くか

ら取り組まれています。小中学校時代に様々な事情で落ちこぼれたり不登校になった生徒を、社会へ送り出すために頑張っておられます。さらに高校を卒業しても社会になじめない生徒のために、学校内にカフェを作り、アルバイトの実習生として働く場も提供されていました。立花高校に同年代一律の教育の弊害を見て見ぬふりをしてきたと私自身も反省をしました。

今回の質問の趣旨は、犯罪の原因に教育が大きく関わっていることから、家庭の問題や子どもの資質などについていけない子ども、落ちこぼれと言われる子どもをつくらない。貧困や家庭環境で学びが足りない子を、宇土市から一人も出さないようにしてほしいのです。それは、将来宇土市から犯罪者を出さない取組にもつながります。貧困から学力格差が生まれ、さらに貧困の連鎖につながる。この貧困の連鎖を変えるのは本人の努力もありますが、小中学校の教育にもあると考えています。ニルス・クリスティ博士の「犯罪者はもともとモンスターではない。犯罪者も同じ人間である。」から、先生たちをお願いしたいのは、一人一人の子どもと向き合うことに力を入れ、不遇な環境の子どもでも取り残さない、一人も落ちこぼれをつくらない教育の実践です。是非これから3年、太田教育長自ら率先垂範で、一人一人と向き合い伸ばす教育に取り組まれることを最後をお願いして、私の一般質問を終わります。執行部の丁寧な答弁に感謝します。御清聴ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前11時45分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時41分休憩

午前11時45分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番、樫崎政治君。

○10番（樫崎政治君） 皆さん、おはようございます。宇土、みらいの樫崎でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず初めに9月議会におきまして、子宮頸がんHPVワクチンの積極的勧奨の再開の推進について質問させていただきましたけど、その件で国は先月、厚生労働省の検討部会が安全性が妥当かなど検討し、勧奨を妨げる要素はないと確認し、勧奨に向けて動き出しております。現在年間1万人が罹患し、3千人の若い女性が亡くなっており、勧奨が始まりますと多くの方が子宮頸がんを防ぐことができます。また、機会を逃した方にも無料接種を検討するというので、国が大きく動き出しております。本市におきましても、国と連携してHPV

ワクチンの勧奨に向けて動き出していきたいと思うわけでございます。

それでは、今回の一般質問に入らせていただきます。今回は、市内の幼稚園、小中学校におけるリスクマネジメントとクライシスマネジメント危機管理について、次に、新型コロナウイルスワクチン接種について質問いたします。

まず初めに、リスクマネジメントとクライシスマネジメントの危機管理について質問いたします。近年幼稚園、小中学校で、不審者による侵入や自然災害、交通事故など、学校内外に様々な問題が起こっております。子どもたちがトラブルや危険、事故に巻き込まれない安全な生活を送るためには、このリスクマネジメントが重要であると思います。学校保健安全法により、各学校での危機管理マニュアルの作成と学校安全計画の作成が義務付けられています。学校における危機管理の目的は、児童や教員の生命や心身等の安全を保護することで、具体的には事故やトラブル、自然災害などによる危険を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えること、そして再発防止に努めることが求められております。また、環境整備や施設の安全点検などを行ったとしてもトラブルが起きてしまうことがあるわけでございます。そのトラブルや後に行う対応は、このクライシスマネジメントでございます。具体的な対応としましては、保護者や関係者への連絡、再発防止や心のケアに必要な対応、リスクマネジメント見直しがあるわけでございます。教員は事件後に行う基本的な理解に関し、身に付けておかなければなりません。地域の特性や児童の実態を把握していただき、迅速かつ適切に対応していくことなどを思うわけでございますが、まず学校給食への対応、食物アレルギーについて伺います。

学校給食アレルギー対応につきましては、今まで何回か質問させていただきましたが、ここ最近アレルギー対応者数と除去食、代替食、献立表の対応、この三つがあるわけですが、たしか本市では、除去食であったかと思いますが、栄養のバランスは大丈夫なのか、また除去食は代替食と変更することは考えていないのか。またアレルギー対応食を提供における危機管理対策について、また、リスクマネジメントとしての具体的な事故防止の対応について、クライシスマネジメントとしての具体的な事故発生時の対応について伺います。教育部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、学校給食における食物アレルギー対応者数の状況と、対応食における必要な栄養素及びエネルギー等の摂取量についてです。

全国的に食物アレルギーを有する児童生徒が増加傾向にある中、本市においても令和元年度からアレルギー原因食物を取り除いた除去食の対応を開始しています。対応者数として令和元年度は31人、昨年度は33人、今年度は10月末現在39人となっております。

また、令和4年1月からは、揚げ物や焼き物等において別の料理を提供する代替食の開始を計画しているため、今後も対応者数は増加することが予想されます。

なお、除去食は原因食物を除去する対応となるため、栄養素及びエネルギーの摂取量は低くなりますが、今まで提供できなかった揚げ物や焼き物等の代替食の提供に当たりましては、栄養素及びエネルギー等の摂取量も考慮してまいります。

次に、アレルギー対応食提供における危機管理対策についてです。

対応食の実施については、文部科学省監修のもと、公益財団法人日本学校保健会発行の学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインに基づき対応することとされています。また、文部科学省は、食物アレルギーの事故防止の取組を促進することを目的に、学校給食における食物アレルギー対応指針を示しており、原則的な考え方として最優先されるべきは安全性であることとされています。さらに、熊本県教育委員会は、国のガイドライン及び指針を受けて、学校における食物アレルギー対応の手引きを策定されています。

市学校給食センターにおいては、国や県のガイドライン等を踏まえ、宇土地区医師会の医師、学校やPTA関係者等で構成する市食物アレルギー対応委員会を設置した上で、平成30年3月に初版として、園・学校における食物アレルギー対応の基本方針を策定し、この方針に基づき、児童生徒等の安全性を最優先した対応に努めております。

なお、現在のところ対応食の提供においては、特に問題は発生していません。

次に、リスクマネジメントとしての具体的な事故防止の対応についてです。

市の基本方針に基づき、事故が起らないように厳格な手続きや徹底した調理配送等の管理を実施しております。

主な内容としまして、保護者への対応においては、保護者、学校、給食センター配属の栄養教諭等で面談を実施し、アレルギー状況のヒアリングと対応食の説明を行っております。毎月、保護者に原因食物の使用や対応食を記載した詳細献立表を送付し、確実な受け取りのためにサインや押印をいただくこととしております。

また、アレルギー除去食の調理配送の対応においては、専門の栄養士が専用調理室で調理するとともに、調理後に原因食物の混入や取り間違えがないように、個別容器に配食し、学校・学年・組・名前、除去内容を記載したカードを付けて専用のカゴに入れ、学校への受け渡しの際も学校職員の立会いのもと、確認しサインをいただくなど誤配を防いでいます。さらに、学校等の対応においては、対象児童生徒等へ対応食が確実に届くように組織的に対応し、給食時はいただきますをしてから個別容器を開ける、おかわりはしない等の誤食がないように管理をしています。

次に、クライシスマネジメントとしての具体的な事故発生時の対応についてです。

学校等内における食物アレルギー対応についても、基本方針に定めており、校長・園長を

責任者として、関係者で組織する校内食物アレルギー対応委員会を設置しており、食物アレルギーに関する情報を集約するとともに学校等におけるルールを決めております。

また、学校等での緊急時に対応できるように、エピペンを処方されている児童生徒等の対応のためのエピペントレーナーを用いた実施訓練や、緊急搬送時の対応等の校内研修を実施しております。

今後とも、食物アレルギー対応食における危機管理対策については、国や県のガイドライン等や、市の基本方針に基づき、児童生徒等の安全性を最優先にした対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） 本当に丁寧な説明ありがとうございます。来年度から代替食に切り替わるということで、アレルギーのお子さんもお喜びになったと思うわけであります。食物アレルギーの推進委員は、給食現場で働かれることだけでなく、保護者や医師、学校・教育委員など、関係者が共通の認識を持って連携することが必要であり、学校生活管理指導等は対策に医学的根拠に基づいていただいて、関係者間の状況を共有し、アレルギー対応を行っていただきたいと思うわけでございます。

それでは、異物混入について伺います。異物混入の発生件数について、また、異物混入における危機管理対策について、また、リスクマネジメントとしての具体的な事故防止の対応、クライシスマネジメントとしての具体的な事故発生時の対応について伺います。教育部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、学校給食における異物混入の発生件数についてです。

市の学校給食における異物混入について、混入原因は様々なため、全てが市学校給食センターに起因するものではありませんが、令和元年度は23件、昨年度は14件、今年度は10月末現在8件発生している状況でございます。なお、その異物のほとんどは、毛髪や虫、食材由来の小さな骨や繊維等になっております。

次に、異物混入における具体的な危機管理対策についてです。

学校給食の衛生管理においては、国の学校給食衛生管理基準に基づき実施されることとなっております。その中には、学校給食従事者は、身体、衣服を清潔に保つこと。調理及び配食に当たっては、咳、くしゃみ、髪の毛等が食器、食品等につかないように、専用で清潔な調理衣、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用することをはじめ、様々な事項が規定されています。

また、異物混入対策についても、熊本県発行の「学校給食の手引き～運営・管理編～」に基づき実施することとされています。異物混入があった場合は、児童生徒の安全のために給食の中止を行う必要が出てくるなど、児童生徒への影響が大きいため、教室においては髪の毛等の混入がないように、給食当番の服装に十分配慮することとされています。

次に、リスクマネジメントとしての具体的な事故防止の対応についてです。

市学校給食センターにおいては、これらの国・県の基準・手引きを遵守するとともに、異物混入がないように食材の対応として、野菜の複数回の洗浄や加工品の一袋ずつの確認、また調理室に入る前は調理衣を粘着テープによるローラーがけ、料理を配缶し蓋を閉める前の確認、釜や野菜裁断機等の調理設備の使用前後の確認等々の徹底した対応の実施をしています。また、給食センターや学校等では、児童生徒等の給食前に異常がないかを確認するための検食も実施しています。

次に、クライシスマネジメントとしての具体的な事故発生時の対応についてです。

前述同様、熊本県発行の学校給食の手引きに異物混入が発生した際は、1点目として、児童生徒への健康被害の有無にかかわらず、危険異物として金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等については、直ちに市町村教育委員会に報告すること。2点目として、非危険異物として毛髪、野菜についた小さな虫等、単体で入っており毒性がないもの等の混入が複数又は多数あった場合についても、直ちに市町村教育委員会に報告すること。3点目として、必要に応じて管轄の保健所に報告することとされています。

市学校給食センターにおいては、異物の種類や混入状況、その対応が様々であることから、よりスムーズな対応をするために、県の手引きを補完する形で給食中止・継続の判断及び事後措置を整理した異物混入時の対応フローチャートを作成し、学校等と連携しながら対応に当たっています。

今後とも、学校給食の提供においては、異物混入ゼロを目指し、国の衛生管理基準や県の手引きに基づき徹底した衛生管理や、給食提供中止の場合に対応するための緊急時用救給カレーの備蓄等を行い、学校等と連携を図りながら安全な学校給食の提供を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。この異物混入につきましては、毎年起きており、ゼロにすることは容易ではないと思いますが、今後とも学校給食の提供においては、異物混入ゼロを目指して対応していただきたいと思うわけでございます。この異物混入があった場合の給食の提供ができない場合は、緊急時用救給カレーの備蓄をしているということでございますが、たしか私が6年前にこの緊急時用救給カレーを提言したときには、まだ予算がちょっと高いのでということがあったと思いますが、現在こうやって使われているとい

うことは、本当に良かったと思っております。アレルギーの対応にもこれは使えるというカラーでありますので、是非学校だけではなくて一般の備蓄にもアレルギー対応の方には役に立つのかなと思っておりますので、そういう検討もしていただければと思うわけでございます。

それでは、幼稚園、小中学校内における不審者対策及び事故防止対策について伺います。

先月9日に、宮城県の登米市豊里町の認定こども園におきまして、刃物を持った男が侵入した事件が起きております。男は施設周辺を歩いた段階で、園職員が不審者と判断をいたしまして、園児を建物内に避難させたことが功を奏しております。早い決断によって最悪の事態が回避された一方、刺股などの防犯用具が園に備えられていなかったという課題も浮き彫りになった事件でありました。子育て支援課によると、園職員が認定こども園に隣接する市道から歩いて園庭に近づく男の姿を見かけ、様子がおかしいと思ったため、職員の間で不審者がいるという情報を共有いたしまして、危機管理マニュアルに従い園庭にいた園児を建物に避難させ、窓を施錠してカーテンを下ろしたという対応だったと思います。同園では防犯カメラが設置されている一方、刺股などの防犯用具は十分備えていなかったと。不審者が侵入した場合、マニュアルには情報共有に合言葉を使うことも定められていたが、十分に活用されなかったと。今後の検討課題ということであります。危機管理のマニュアルに沿って私自身は対応ができたのではないかと思う案件でございます。

本市における危機管理マニュアルの不審者対策の訓練の実施状況と、防犯カメラの設置の今後の対策について伺います。また、5月の事故で花園小学校での腐食したブランコの事故が起きております。その件で、今後の対策。また先月、花園小学校において、中学生と小学生の出会い頭の自転車事故が起きており、警察が現場検証を行った報告が上がっております。交通事故の件数は減少しておりますが、実は自転車の関連する事故は減っておりません。原因は自転車の普及、台数の増加だけではなく、携帯電話又は運転のマナーの悪化もあるとされております。これも先月のことではありますが、大阪府では12日に自転車で男性とぶつかる事故が発生しております。高槻市内の中学3年生の男性、15歳の子どもさんですけど、自転車で近くに住む男性と衝突して、男性は頭を打ち、搬送され、その病院で急性くも膜下出血により亡くなっております。歩道の幅は大体5.5メートルの直線で、自転車の通行は可能だったと。男子生徒が塾に向かう途中での事故であり、個人賠償責任保険の加入は定かではありませんが、通常2,000万円以上の支払いをする可能性もあるわけでございます。道路交通法では自転車は軽車両に分類されており、自転車損害賠償保険等の加入が課せられております。令和3年10月1日には義務化されておりますが、県条例の改正を受けての対応について伺います。まとめて教育部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） まず初めに、不審者対策の訓練の実施状況と防犯カメラ設置の今後の対策についてお答えをいたします。

幼稚園で行う不審者対策の訓練につきましては、まず、園児に、知らない人が来たらどうするかなど、不審者への対応についての話を聞かせ、実際に避難する方法を教えます。その後、教諭は園児に、不審者から身を守るために取るべき行動について指導し、教諭の指示に従って避難することを教えています。その際教諭は、職員の役割分担などを確認し、緊急時の状況を想定した実地訓練を行っています。

また、施設面での対策につきましては、園児登降園用出入口を1か所に限定し、使用しない時間帯は施錠する。来客の場合は、インターホンで確認の上対応することになっております。

そのほか、園周囲に不審者がいないか全職員が常に気を配ること、また、不審者を発見した場合は、非常ベル、防犯ブザー、大声によりほかの職員に通報し、危険を知らせるなど、対策を取っております。そのほか、研修を年2回程度実施しております。

小中学校においては、登下校時以外は門又は玄関を閉め、不審者が教室内に侵入した場合や外部から不審者が武器を持って教室内に侵入した場合を想定し、警察の助言を受けながら刺股の使用方法など訓練を実施しております。

また、登下校時の声掛け事案等の対策として、特に小学校では、「いかない・のらない・おおごえでさけぶ・すぐになげる・しらせる」の頭文字をとった、いわゆる「いかのおすし」をキーワードに指導を行い、学校周辺で情報を入手した場合などを想定し、不審者対策のマニュアルを作成し、地域や保護者、防犯ボランティア等と連携を図りながら、迅速な対応に努めております。

なお、防犯カメラの設置については、現在、鶴城中学校においては1台設置されておりますが、そのほかの幼稚園及び小中学校には設置されておられません。

教育委員会としましては、防犯カメラがあることで、犯罪の抑止につながる効果はあると考えております。

今後、防犯設備の設置の際には、防犯カメラも含めたところでインターホンや防犯ブザーなどほかの設備と比較し、優先的に設置すべきものから計画してまいります。

次に、ブランコ事故発生後の対応についてお答えをいたします。

本12月議会にて、損害賠償の額の決定についての専決処分の承認について提出させていただいておりますが、花園小学校において本年5月9日にブランコの支柱が破損し、児童が負傷する事故が発生しております。この事故を受け、5月12日から13日にかけて、全小中学校、幼稚園の遊具の緊急点検を実施し、その中で危険性があると判断された遊具を使用禁止としております。

なお、定期点検については、専門業者に委託し、毎年1回以上、市内の全学校で行っており、今年度は9月13日から16日にかけて実施しております。現在、危険と判断された遊具については、随時補修等を実施しております。

次に、本年10月1日付け熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正を受けての対応についてお答えをいたします。

条例改正の概要としましては、自転車損害賠償保険等への加入の義務化や、保護者については未成年者の保険等への加入が義務化されております。

教育委員会としましては、改正に先立ち本年4月6日に各小中学校長、幼稚園長に対し、改正の概要を周知するとともに、保護者に対し保険への加入や保護者の責務について、説明をいただくよう通知を行っております。なお、各中学校においては、通学に使用する自転車が保険に加入してあるかの確認を取っており、加入を条件に使用を認めております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。防犯カメラの設置につきましては、現在鶴城中学校において1台設置されているということでございます。今後は、その他の幼稚園及び小中学校には、是非設置を検討していただきたいと思うわけでございます。また、不審者が教室内に侵入した場合や外部から不審者が武器を持って教室内に侵入した場合を想定した訓練を行っているということでもあります。今後も是非この件に関しては継続して行っていただきたいと思っております。

また、花園小学校において、ブランコの支柱が破損し、児童が負傷する事故等が発生していますけど、常時点検等を行っている中の事故であります。耐用年数とか古くなった器具に関しては取り外し、新しいものに交換をしていただきたい。また、再発防止やけがをした子どもの心のケアも特に力を入れて対処していただきたいと思うわけでございます。

自転車事故に関しましては、各中学校においては、通学に使用する自転車が保険に加入してあるかの確認を取って、加入を条件に使用を認めているということでございます。小学生とかは自転車通学はありませんが、土曜とか祭日の日にはグラウンドに遊びに来たりとか、自転車を使ったりしています。小学生の親御さんにもですね、是非注意喚起を行っていただいて対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、自然災害から児童生徒の命を守るために、どのような対策に取り組んでいるのか伺います。教育部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

地震に対する防災教育につきましては、本年6月の市議会定例会において野口議員の一般

質問に対しお答えしました内容と重複いたしますが、まず、各学校で年間の計画を立て、地震発生メカニズムやそれらに備えた地域の防災体制の仕組みを理解し、活用できるよう学習指導要領に基づき、社会科や道徳などの教科書で学習を行うなど取り組んでおります。

また、地震を想定した避難訓練につきましては、毎年11月に全国で行われる緊急地震速報訓練に併せて実施されている熊本シェイクアウト訓練に参加しております。そのほかにも、幼稚園や学校ごとに日程を定め独自に訓練を実施しているところです。

訓練の際には、命を守る行動として、まず低く・頭を守り・動かないの三つの安全行動を確実に実施し、揺れが収まったら建物外へ避難するなど、地震を想定した模擬訓練を行っております。

なお、台風については予測が可能であることから、児童生徒の身体、生命を危険にさらさないために、早めの休校や遅延登校などを判断し、自宅待機を行うなど安全対策を行っており、学校から保護者へメール等を活用して、休校や身を守る行動を取るよう連絡をとっております。

今後も子どもたちの安全確保のために、継続的に避難訓練や防災教育を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。学習の一環として、地震発生メカニズムやそれらに備えた地域の防災体制の仕組みを理解するために学習を行っているということで、大変いい対策だと思うわけでございます。また緊急時には、電話・メールによる規制発信システム、保護者へのウェブサイトでの情報公開等も私自身大切だと思います。たしか本市で行っているのではないかと思います。また防災用品を3日以上非常食として、学校内の防災備蓄倉庫に用意することも大切じゃないかなと思っております。また現在、新型コロナウイルス感染症で無理だと思いますが、災害時を想定した学校宿泊体験ということを行ったり、避難所として学校近隣の公園を知らせておくということも、意識が高まるのではないかなと思うわけでございます。子どもたちの安全確保のために、継続的に避難訓練や防災教育を実施していただきたいと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

それでは、次に学校におけるいじめ対策について伺います。いじめの防止等は、全ての学校の教職員が自ら問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題でございます。いじめをなくすために、まずは日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒の理解に立ち、生徒指導に充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であるわけでございます。本市におきましては、3年前に花園小学校におきまして、市教育委員会が学校だけの解決不可能な重大事

態と判断しまして、同委員会の附属機関として第三者委員会を設置し、調査に当たっております。いじめ防止対策推進法の趣旨を正しく理解できない学校や教育委員会任せだと、対応を間違ってしまうことが多々あるわけでございます。外部から継続的な後押しが重要だと感じた出来事であったと思いますが、あれから3年経つわけですけど、いじめ事案報告件数の推移はどうなっているのか、また、いじめ防止の取組やその現状はどうか。教育部長にお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） まず、本市における過去3年間のいじめ事案報告件数の推移についてお答えいたします。

いじめ事案は、令和元年度が11件、令和2年度が5件、令和3年度は11月現在で2件報告されており、昨年度から、若干の減少傾向でございます。

次に、いじめの防止の取組やその現状についてお答えをいたします。

本市では、平成27年9月に宇土市いじめ防止基本方針を策定し、本年4月に第3次改訂版を策定したところでございます。この方針を基に、各小中学校においては、各校の学校版いじめ防止基本方針を改定し、各校のホームページに掲載しています。

いじめが起こらないようにするためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働き掛けが大切です。そこで、学校では、教育の根幹に人権教育を据え、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、心の通う人間関係を構築する能力を養うことに努めています。

また、日頃から児童生徒の小さな変化に気づくように心がけるとともに、定期的なアンケートの実施、教育相談の実施、保護者や地域住民との連携等により、いじめの早期発見に努めているところでございます。

万が一いじめが認知された場合は、児童生徒の安全を第一に考えながら、当該校のいじめ防止等対策委員会を機能させ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携しながら、早期対応に当たります。さらに深刻ないじめの重大事態が認められる場合は、学校いじめ調査委員会による調査、教育委員会の附属機関であり第三者で組織する宇土市いじめ防止等対策委員会による調査等を早急に行うこととしております。

また、本年度からは、いじめ情報の窓口を一元化するとともに、情報の集約等に係る業務を担う情報集約担当者を、各小中学校の校務分掌の中に位置づけました。そのことで、いじめの未然防止とともに、早期対応・早期解決につながるものと考えております。

教育委員会としましては、宇土市いじめ防止基本方針や学校版いじめ防止基本方針に沿って、いじめの未然防止に努め、つらい思いをする児童生徒が一人もいないように、今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。先月、愛知県弥富市の中学校で、3年生の男子生徒が包丁で刺されて死亡した事件が発生しております。当初はトラブルは把握していないと説明した学校が、その後改めて会見を開き、逮捕された生徒が2年生のときのアンケートにいじめがあると回答したことが明らかになっております。そのことで教育委員会に報告していなかったことが分かっております。大きな問題が起きるとある一定の方が報告を怠ることで、実は多くの問題が起きております。いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応の充実を図ることが今後必要であります。関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導支援を積極的に今後も進めていっていただきたいと思うところでございます。

今のいじめ防止対策は、いじめを受けた人の救済を重視しています。これは当然のことだと私も思っております。ただ、外野と言いますか、いじめを見ていた周りの人たちには、余り目を向けていないような気がいたします。これではいじめを根本的に撲滅することにはつながらない気がいたします。もっと生徒が自分の意見を持ち、主張させる機会を増やしていただき、基本的な人権について自分なりの意見を持たせるべきではないかと思っております。それが将来生徒たち一人一人の基本的な人権を守っていくための力にも、今後なっていくのかなと思っております。よろしく願いいたします。

最後の質問でございます。感染予防効果や高齢者の重症化予防効果について、時間の経過に伴い徐々にこの新型コロナウイルスワクチンが低下していくことが示唆されております。このため、感染症拡大防止と重症化予防の観点から、初回接種の1回目、2回目を受けた方、追加接種を実施することが決まっておりますけれども、本市における新型コロナウイルスワクチン接種実施状況、今後の3回目の実施計画及び5歳から11歳までの接種の考え方について、元松市長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

まず、本市の新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてです。11月30日現在の数字でございます。65歳以上の対象者1万1,374人おられますが、このうち1回目の終了者が1万7,966人、2回目の終了者が1万7,588人、2回目の終了で接種率94.6%となっております。64歳以下の方では、対象者2万1,321人中、1回目の終了者が割合で84.2%、2回目の終了者が1万7,789人、接種率83.4%となっております。

その中でも、未成年者の内訳についてです。16歳から19歳の対象者が1,445人いらっしゃいますが、そのうち1回目を終了された方が1,158人、80.1%、2回目を終

了された方が1,148人、接種率で79.4%という数字です。

また、中学世代になります。12歳から15歳の対象者は1,158人おられます。1回目の終了者が858人、接種率74.1%、2回目の終了者が829人、接種率71.6%となっております。

続きまして、今後の3回目接種についてですけれども、本市でも、国から示された内容を基に準備を進めておりまして、今月から医療従事者の方から順次接種をするよう計画しております。

今のところ、対象者は2回の接種が終了した人のうち、18歳以上で、年齢や基礎疾患等による優先接種区分はなく、2回目の接種日からおおむね8か月以上経過した人となっているところでございます。ただし、昨今オミクロン株等の感染拡大等の話も出てきておりますし、これがワクチンにどういう影響をするのかというのが余り分かっていないということもありますので、今後国の方針が大きく変わる可能性もあるのではないかと考えております。そのような事態になったとしても、柔軟に対応できるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

最後に、5歳以上11歳以下の子どもへのワクチン接種についてでございます。世界的には子どもへの接種を承認した国が増えているところでございますが、日本では先月15日に開催された第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、12歳未満の子どもの接種については、この年齢層の子どもの感染状況、諸外国の対応状況及び小児に対するワクチンの有効性・安全性を整理した上で、引き続き議論されることとなっております。是非、国には十分な議論をしていただいて、今後の取組については国民に納得のいく説明をお願いしたいと思っております。

いずれにしましても、実際にこのウイルスに感染しても重症化しにくいとされる子どもたちへの接種については、慎重に対応したいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。16歳から19歳までのワクチン接種は、私は70%を切るのかなと思っておりましたが、11月21日現在で1回目が80.1%、2回目が78.8%という数字です。また12歳から15歳の対象者は60%を切るのかなと、50%切るのかなという気持ちで思っておりましたら、接種率が74%、2回目が67.8%となっており、ワクチン接種に対して市民の皆様が重要視された方が多かったように思われます。

3回目のワクチン接種に関しましては、スムーズにこれまでの経験で行われていくのかと思います。一番怖いのが慣れでございます。慣れがミスを起こすこともあります。1回目、

2回目と同様に慎重に対応していただきたいと思います。この件は本当によろしく願いいたします。

実は、先日のことではありますが、これはちょっと違うことかもしれませんが3千円の商品券、非常に市民の方が喜んでおります。ただその中で、やはり配達ミスや商品券の入れ間違いとかが起こっております。コロナワクチン接種ではこのようなことがないように、是非大変ですけどよろしく願いいたします。郵便局の配達ミスもあっておりますけど、そういうこともやはり徹底してやっていければと思っております。

5歳から11歳以下の重症化しにくい子どもたちへの接種について、これは私も市長と同じで慎重に対応しなくてはならないと、国の判断もですけど、やはり慎重に対応していかななくてはならない案件の一つと思っております。今後ともこの件につきましては、慎重に考えることではないかなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日3日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時34分散会

第 3 号

1 2 月 3 日 (金)

令和3年12月宇土市議会定例会会議録 第3号

12月3日（金）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 宮原雄一議員

1 宇土市の農業を支えている農地（水田）維持について

2. 今中真之助議員

1 新型コロナウイルス感染症について

2 教育行政について

3 空き家対策について

3. 佐美三 洋議員

1 市道塩屋・戸口線の戸口町側からの避難路・観光路としての道路拡幅整備について

2 戸口浦堤防（戸口大橋～漁業集落排水施設までの間）の堤防新設について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長	野 口 泰 正 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	小 山 郁 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	山 口 裕 一 君
会 計 管 理 者	野 田 恵 美 さん	総 務 課 長	光 井 正 吾 君
危 機 管 理 課 長	東 顕 君	財 政 課 長	上 木 淳 司 君
企 画 課 長	宮 崎 英 児 君	まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん
子 育 て 支 援 課 長	山 口 る み さん	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 室 長	西 山 祐 一 君
農 林 水 産 課 長	湯 野 淳 也 君	商 工 観 光 課 長	清 塘 啓 史 君
土 木 課 長	渡 邊 聡 君	都 市 整 備 課 長	岩 下 信 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 村 修 二 君	学 校 教 育 課 長	池 田 和 臣 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

6番，宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） おはようございます。六政会の宮原です。今回の質問の機会をいただきありがとうございます。今回の質問は，村田議員と重複する質問内容がございますが，御了承ください。

ある農家から，「俺はあと3年ぐらいで農家をやめようと思っている。俺たち団塊の世代が一斉にやめたら，宇土市の農地，水田はどうなるのか。」と質問され，即座に答えられず「勉強しておきます。」と返事をして，今回の質問に至っております。今回，宇土市の農業を支えている農地，主に水田の維持について，3項目質問します。

まず初めに，宇土市農業再生協議会の活動概要及び役割，その中で営農計画書による各地区における作物の作別状況と，直接支払交付金の支払い状況について，また課題に対する取組方針について経済部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） おはようございます。まず宇土市農業再生協議会の活動概要，役割についてお答えいたします。

本市の農業再生協議会は，平成23年度に設立され，JA熊本うきの理事や部会長，市議会経済建設常任委員会委員長，行政区長会，農業委員会，土地改良区の代表など16名の委員で構成されています。なお，事務局は本市農林水産課及びJA熊本うき北営農センターが担っております。

本協議会の主な活動としましては，毎年，地域の作物振興の設計図となる水田収益力強化ビジョンの策定，米の生産数量目標及び面積の確定，経営所得安定対策に伴う営農計画書の受付，審査及び現地確認調査等を実施しております。また，農業者の経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築を行っております。さらに，戦略作物の生産振興や米の需給調整など，地域と一体なった農業振興を推進し，地域農業の中心的な役割を担う組織であります。

次に，営農計画書による作物の作付状況についてお答えいたします。

本市の農業再生協議会では，経営所得安定対策に伴う水稻生産実施計画書兼営農計画書を

農業者から提出していただき、農業者の作付品目、作付状況の把握を行っております。

令和3年産の営農計画書によりますと、本市の水田合計面積は1,485.8ヘクタールであり、1,761戸の経営体で作付けを行っております。また、作物の大半は、主食用水稲で作付面積が624.8ヘクタール、水田合計面積の42%に当たります。

各地区における作付状況について申し上げますと、まず、宇土地区においては、水田面積が90.7ヘクタール、172戸の経営体が作付けを行っており、主な作物は、作付面積が多い順に、主食用水稲、野菜全般となっております。そして、172戸のうち、水田面積が2ヘクタール以上5ヘクタール未満の経営体数は8戸あり、残り全ては2ヘクタール未満の経営体となっております。

次に、花園地区においては、水田面積が237.9ヘクタール、403戸の経営体が作付けを行っており、主な作物は、作付面積が多い順に、主食用水稲、野菜全般、小麦となっております。そして、403戸のうち、水田面積が2ヘクタール以上5ヘクタール未満の経営体数は13戸、5ヘクタール以上10ヘクタール未満が1戸、10ヘクタール以上が3戸となっております。

次に、轟地区においては、水田面積が178.2ヘクタール、204戸の経営体が作付けを行っており、主な作物は、作付面積が多い順に、主食用水稲、野菜全般、葉たばことWCS用稲の二毛作、小麦となっております。そして、204戸のうち、水田面積が2ヘクタール以上5ヘクタール未満の経営体数は17戸、5ヘクタール以上10ヘクタール未満が2戸、10ヘクタール以上が1戸となっております。

次に、走潟地区においては、水田面積が260ヘクタール、130戸の経営体が作付けを行っており、主な作物は、作付面積が多い順に、主食用水稲、飼料用米、小麦、野菜全般となっております。そして、130戸のうち、水田面積が2ヘクタール以上5ヘクタール未満の経営体数は26戸、10ヘクタール以上が5戸となっております。

次に、緑川地区においては、水田面積が342.1ヘクタール、293戸の経営体が作付けを行っており、主な作物は、作付面積が多い順に、主食用水稲、葉たばことWCS用稲の二毛作、野菜全般、飼料用米となっております。そして、293戸のうち、水田面積が2ヘクタール以上5ヘクタール未満の経営体数は31戸、5ヘクタール以上10ヘクタール未満が1戸、10ヘクタール以上が2戸となっております。

次に、網津地区においては、水田面積が227.3ヘクタール、275戸の経営体が作付けを行っており、主な作物は、作付面積が多い順に、主食用水稲、葉たばことWCS用稲の二毛作、飼料用米生もみ（SGS）、野菜全般となっております。そして、275戸のうち、水田面積が2ヘクタール以上5ヘクタール未満の経営体数は19戸、10ヘクタール以上が2戸となっております。

最後に網田地区においては、水田面積が149.6ヘクタール、284戸の経営体が作付けを行っており、主な作物は、作付面積が多い順に、主食用水稻、野菜全般、飼料用米となっております。そして、284戸のうち、水田面積が2ヘクタール以上5ヘクタール未満の経営体数は12戸、5ヘクタール以上10ヘクタール未満が1戸となっております。

続きまして、直接支払交付金の支払い状況についてお答えいたします。

国から農業者へ交付する水田活用直接支払交付金は、水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援する戦略作物助成と、地域の作物振興の設計図となる水田収益力強化ビジョンに基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援する産地交付金があります。

二つの支援について、合算した令和2年度の実績額は、延べ面積が約1,190ヘクタールに対し約2億4,700万円となっております。

この水田活用直接支払交付金の作物別では、まず、WCS用稲で交付対象延べ面積約270ヘクタールに対し、交付額が約1億400万円。次に、飼料用米で交付延べ面積約410ヘクタールに対し、交付額が約9,300万円。次に、飼料用米生もみ（SGS）で交付延べ面積約160ヘクタールに対し、交付額が約2,900万円。次に、小麦で交付延べ面積約250ヘクタールに対し、交付額が約1,100万円。次に、野菜や花き等の高収益作物で、交付延べ面積約100ヘクタールに対し、交付額が約1,000万円となっております。

なお、令和2年度における交付対象作物の米粉用米、加工用米、大豆等の取組実績はありませんでした。

最後に、宇土市農業再生協議会の今後の取組方針についてお答えいたします。

本市の農業経営形態は、水稻に野菜、葉たばこ、花き、果樹などを組み合わせた複合経営が中心となっており、小規模農家が多品種栽培を行っています。また、近年では、転作作物としてWCS用稲や飼料用米などの新規需要米の生産拡大も顕著に表れております

しかし、このような中、農家の高齢化と兼業化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大が進んでいるため、集落機能の維持と水稻作付面積の維持が課題となっております。

これらの課題に対し、本市の農業再生協議会では、地域の作物振興の設計図となる水田収益力強化ビジョンを基に、農業者ごとに作付体系に適合した品目の導入、野菜等の高収益作物の生産に対する支援強化、土地利用型作物の生産合理化の支援などに取り組んでいるところです。

今後も、引き続き収益力強化に向けた取組を推進するとともに、農業再生協議会で設定できる産地交付金メニューの見直しや、県、JA及び本市の農業経営アドバイザーと連携し、

営農指導や経営アドバイスを行うことで、地域と一体となった農業振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。本市の1戸当たりの水田面積は平均で0.84ヘクタール、そのうち一番広いのが走潟地区の2ヘクタール、次に緑川地区1.17ヘクタール、次に2ヘクタール以上の農家が多いのが緑川地区の34戸、次に走潟地区の28戸であります。上位ランクの両地区は、農地の集積や集約が進んでいることと、営農組合の組織や法人化などが考えられ、今後このようなことを5地区も含め宇土市全体で取り組んでほしいと思います。また、葉たばこ農家は葉たばこプラスWCSで、直接支払交付金をうまく利用されています。宇土市農業再生協議会が主となって直接支払交付金を農家に生かして、水田面積の維持に努めてもらいたいと思います。

次の質問に入ります。今後の水田維持のためには農業生産基盤の整備、保全が重要になってきます。本市の土地改良施設の整備状況と今後の取組について、また本市の土地改良区の状況と多面的機能支払事業の活用状況について、経済部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） それでは、まず土地改良施設の整備状況と今後の取組についてお答えいたします。

本市における土地改良施設の整備状況ですが、昭和29年度の県営かんがい排水事業から、現在に至るまで農業農村整備事業が実施されており、ほ場整備事業等の農業基盤整備のほかにも農免道路の整備や湛水防除事業等が行われています。県営や市・土地改良区が実施する団体営といった事業主体の違いはあるもの、農業生産性の向上や農地の集積・集約化を行い、農業の振興と地域の活性化を図っています。

次に、排水施設につきましては、現在、本市では排水機場が県営事業により12か所建設され、市が管理している松原排水機場を除く11か所の排水機場を各土地改良組合に管理を委託しており、農地及び宅地の冠水防止に努めている状況です。また、松原排水機場については、現施設の老朽化や受益面積の宅地化等により排水能力が不足していることから、現在、県営事業で新たな排水機場を整備中で、令和7年度までには完成するよう、引き続き県等に対して強く要望してまいります。

各土地改良区が管理している用水路についても、建設後50年以上が経過し、用水機能に支障を来している箇所については、随時県営や団体営事業又は多面的機能支払事業の長寿命化活動を活用して用水路補修を実施しているところでございます。

今後の取組としましては、排水機場等の排水施設について、老朽化や運転等により不具合

が生じている施設から団体営事業や適正化事業を活用し、排水機の運転に支障がないように改修や維持補修に努めていきます。また、各土地改良区からの用水施設に対する要望についても、国や県の補助事業を活用しながら改修を行い、安定した農業用水の供給ができるよう対応していきたいと考えております。

次に、土地改良組合と多面的機能支払交付金関係についての質問に対してお答えいたします。

現在、本市には六つ土地改良組合があります。それぞれ花園土地改良区、轟緑川排水土地改良組合、網田新地土地改良区、宮の前土地改良組合、網田中央土地改良組合、さらに、昨年度、旧宇土八水土地改良区と熊本市南区富合町と城南町にある旧緑川南部土地改良区及び旧豊田土地改良区の3団体が合併し、新たに熊本平野南部土地改良区が設立され、網津地区から熊本市の富合町、城南町までを受益面積にもつ広域的な組織となっております。

各土地改良組合の活動状況は、主に農業水利施設の管理について、農地に農業用水を供給し安定した営農が図れるように努めておられます。また、農地の維持管理等を行う多面的機能支払事業を活用し、水路及び農道等の草刈りといった軽作業から水路や農道維持のための軽微な改修工事までを実施しておられます。

次に、多面的機能支払交付対象組織につきましては、現在五つの組織があり、そのうち四つの組織が網田地区にございます。それぞれ田平地域資源保全隊、米の口地域資源保全隊、網田新地保全隊、網田中央地域資源保全隊があり、網田中央地域資源保全隊につきましては上床区、堂園区、東区で組織され活動しておられます。また、残りの一つの組織である宇土八水地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会については、旧宇土八水土地改良区の区域に花園土地改良区と轟緑川排水土地改良組合の区域を合わせて、広域協定を締結し、事務局を現在の旧宇土八水土地改良区内に置き活動を行っておられます。土地改良組合の農地に係る事務を受託し、広域協定を締結し活動することで、各土地改良組合における個々の事務負担の軽減を図り農地維持活動に専念することができていると考えられます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。農地を借りたいと思っている人は、排水がよく、大雨に冠水しない、区画が広く用水の入るところなど条件のよい農地を求めています。条件の悪い農地は、農業生産基盤の整備・保全の対策をしないと荒廃化が一気に進む恐れがありますので、農家をはじめ土地改良区を中心に各関係機関一体となって取り組むことが大切だと思います。地域の農業用排水施設の整備や土地改良施設の維持・管理等を行っている土地改良区を、農林水産省では合併等による組織運営基盤の強化や技術向上等による事業実施体制の強化を図っています。本市では、六つの各土地改良区で農業用排水施設の整備や

土地改良施設の維持管理を行っています。しかし、施設の老朽化や今後農家の減少傾向など、土地改良区の運営に無理がくると予測され、合併が必要となってくると思います。またさらに緑川流域地域の土地改良区が合併することにより、大規模な冠水事業など国営パイロット事業ができることが期待されます。また、五つの多面的機能支払交付対象組織も一つの組織として活動すれば、多面的機能支払事業がフル活用できるのではないかと思います。

最後の質問に入ります。農地維持に係るのが農業委員会です。平成27年に農業委員会等に関する法律が改正されましたが、その後の農業委員会としての取組と今後の課題について、農業委員会事務局長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 農業委員会事務局長，上村修二君。

○農業委員会事務局長（上村修二君） お答えします。

農業委員会等に関する法律が平成27年に改正され、平成28年4月から施行されました。これに伴い、本市でも平成28年7月の農業委員改選から本改正法に基づき委員改選を行いました。

この法改正の主な内容は、農業委員選出方法の変更と農地利用の最適化の推進を目的に、各地区に農地利用最適化推進委員が新設されたことです。

本委員会におきましても、農地利用の最適化の推進として、遊休農地の発生防止・解消、農地利用の集積・集約化、新規参入の促進を、各地区の農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり推進してまいりました。

改正法施行から5年目、委員改選2期目となります今年度は、特に農業振興地域内の農地の現況を把握しデータ化を図り、遊休農地の農地としての適性判断を行い、軽微な作業で回復できる農地については、早期の段階で解消に取り組み、荒廃化の防止を図ることとしています。

また、最近高齢化や相続などにより農地を貸したい人や、売りたい人が増える傾向にあります。賃貸借、売買希望リストを作成し随時の更新を行い、農業委員総会での照会やJA等関係機関と情報の共有を図るとともに、農業委員、農地利用適正化推進委員、農地中間管理事業アドバイザーを主とし、実情に応じた農地の流動化を図っています。なお、農地中間管理事業の実績としましては、平成29年度、30件、9万7,456平方メートル、平成30年度、25件、7万3,923平方メートル、令和元年度、19件、5万2,581平方メートル、令和2年度、74件、26万8,929平方メートルとなっています。なお、令和2年度はコロナ対策支援金を受給できる要件として、借地をして耕作していることを証明する賃貸借契約が必要であったため件数が増加しております。

また最近、農地荒廃化による問い合わせが増えてきております。問い合わせがあった場合は、各地区農業委員、農地利用最適化推進委員と踏査を行い、地域事情等を検討し賃貸借、

所有権移転により課題解消ができないか検討しています。しかし荒廃農地解消のためには相当の費用が発生することが多く課題事項と認識しています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。今後、農家の高齢化、担い手不足により農地を貸したり、売りたい農家が増加することが予測され、また提示した資料のように、荒廃化から他の譲渡への転用が進めば、優良農地の減少が懸念されます。農業委員会が主となって関係機関と協力しながら、本市の農業・農地維持に努めてもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） ここで議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。10時30分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時25分休憩

午前10時29分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） おはようございます。宇土市政研「志」の今中でございます。

では、早速質問をさせていただきます。この新型コロナウイルス感染症についてでございますけれども、ほとんどワクチンに関する質問なのですが、6月議会、9月議会、12月議会と3回目になります。本当にしつこいくらい毎回質問の席に立たせていただいておりますけれども、それぐらい私は今のこの状況に脅威を感じているわけでございます。ただ、押さえておきたいのは、私はワクチン反対ではないです。打つべき人は必ずいらっしゃって、このコロナワクチンというのは重症化、死亡しないためのワクチンなので、決して感染しないとPCR検査陽性反応しないというワクチンではないわけでございます。ですから、打つべき人は打ってほしい。ただ、子どもたち、未成年者は感染しても重症化しないというのは、もうデータが既に出ております。ですから、このワクチン、mRNAワクチンを打つ必要はないというふうに強く思うので、何度も何度もこういうふうに質問席に立たせていただいているわけでございます。そこを押さえて、時間が許す限り質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、早速質問ですが、本市でこれまで陽性が確認された252人の経緯ですね、そ

の後経緯はどうなったのかを教えてくださいたいと思います。また、今日現在のPCR検査陽性者の数というのは落ち着いている状況ですね。この要因はワクチンの効果と考えているのか、市長の見解をお尋ねしたいと思います。元松市長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 今中議員の御質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス陽性者につきましては、昨年8月から本日まで、合計で252人が確認されております。陽性者の状況については、熊本県が居住自治体名や年代、性別、職業などを公表するほか、官公庁や学校の職員、医療機関や介護施設などにおいては、職員が感染した場合に感染拡大の恐れがあり、非常に影響が大きいということから、独自にその管理者等が公表される例が多いようでございます。これは宇土市役所においても同じでございます。

このように県から受ける情報というのが限られております。したがって、本市においては、一般の市民が感染した場合、陽性となった場合、その人を特定することができず、詳細な情報を得ることができないため、その後の経過を把握することができません。もし本人が、感染症治癒後や後遺症等の健康相談等を希望される場合は、保健師等が対応しているというような状況でございます。

また、現在の感染者数は非常に落ち着いております。非常にいい傾向だと思っております。その要因についてですけれども、ワクチンの接種率が非常に高くなっているということは言うまでもございませぬが、減少の明確な理由というのは分からないとする専門家が多い、専門家の見解がそういった形であるということなんです。世界的にもワクチン接種率が高くても、感染者が増加している国もあります。日本での感染者数の減少は、ワクチンの効果だけではなく、複合的な要因によるものではないかと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 答弁ありがとうございます。感染状況その後の追加感染状況の市長の見解については私も同意見でございます。

それでは、資料を見ていただきたいと思っております。ちょっと順番が間違っていてですね、この4番のアメリカの感染状況といったその資料なんですけれども、このグラフがございませぬ。フロリダ、ニューヨーク、東京と大阪を併せたやつ、これは決してアメリカは多いですよということを言いたいわけじゃなくて。ワクチン接種が始まったのは、2021年3月後半だったと思っております。で、今に至っているんですね。でも波がこうあって、落ち着いているときがあるはずじゃないですか。デルタ株は脅威だったと言っても、ワクチン接種をしているときにもデルタ株はどんどん感染は拡大していったんですね。このような状況から、この

感染に関しては、ワクチンの効果はあったかどうか分からないということになるんです。だから打たなくてもよかったのかもしれないということになりますね。そして下のほうの死者数、ここに関しては、やはり急激に収まった感があるので、やはり一定の効果はあったのかなというふうに感じるわけでございます。

それでは、次の質問に移ります。本市ワクチン接種者の副反応の状況をお尋ねいたします。未成年者の状況も併せてお答えください。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） お答えします。

本市でのワクチン接種後の副反応の事例としましては、接種直後では、気分不良や血圧低下等の訴えが多く、特に若い方に多くみられました。これらは接種を受けることに対する緊張や不安などにより引き起こされたものと考えられます。そのため、接種に対する不安が強い場合などは、あらかじめベッドに横になった状態で接種を行いました。また他には接種直後の体熱感や息苦しさなどのアレルギー症状が現れた方もおられます。これらの方は、看護師が接種会場で頻繁に声掛けや健康観察を行うなどの対応をしている間に、ほとんどの方が接種後30分から1時間程度で回復されております。

本市の集団接種会場から緊急搬送された方3人も、搬送先の医療機関に到着した頃には症状が回復された方ばかりで重症者は出ておらず、また、現時点でワクチン接種を原因とする死亡についての相談や報告を受けておりません。しかし、ワクチン接種による健康被害ではないかと救済を申請された方がお一人おられ、市予防接種健康被害等調査委員会を経て、現在厚生労働省にその内容を報告し、調査を待っている状況です。

次に、未成年者の感染状況ですが、熊本県が公表したデータによると、これまで本市で陽性が確認された252人のうち、20歳未満の人は合計53人、内訳は未就学児又は園児17人、小中学生16人、高校生12人、大学生5人、会社員3人となっていますが、その症状や経過については公表されておられません。

また、12歳から15歳の小中学生のワクチン接種後の副反応については、医療機関において個別に接種を実施しており、救急搬送が必要になった重篤な事例の報告はを受けておりません。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。重篤になられた方にはお見舞いを申し上げますけれども、本当にその数であれば、ワクチンは数だけで言えばですね、意外によかったのかなというふうには今のところは言えるのかなと思います。しかし、このワクチンは、まさにロシアンルーレットワクチンなんです。個別接種の状況は不明とい

うことなので、重篤な反応がない方や死亡された方がいらっしゃるかもしれないということとも言えると思いますけれども、実際に11月12日現在で、全国には重篤な副反応者5,600人、この重篤なというのは、もう死に至るようなケースということですからね。副反応者は5,600人、死者は1,359人いらっしゃるわけです。ちなみにインフルエンザワクチンの死者は、毎年3人ぐらいいます。

この新型コロナウイルス感染症に対しての質問の最後に触れますが、ワクチン後遺症の方は必ず出てくるというふうに思います。基礎自治体は、そのケアをしていくことが私は責務だと思っています。資料の1から3を見てください。3は意見広告ということで、私と同じような考えの会社が、このように新聞社に広告を出したということでございます。僕のミスですね、ちょっと拡大して画像が荒くて見えにくいですが、言っていれば印刷して渡したいと思いますので、よろしく願いいたします。

見ていただきたいのは、まず1番、河北新報11月30日付けの新聞ですけれども、徐々にこの新聞とか一部のメディアがこのようなワクチン後遺症に関して触れる機会が目立ってきました。その一番上ぐらいに当たるかと思えます。これは、見てほしいというふうに思います。ここではちょっと時間の関係上触れません。

そして資料1-2ですね、死因別の死亡率比較を見てほしいです。64歳以下の死者が210名おられるということなんですけれども、その死因ですね、死因不明もいますけど、くも膜下出血で亡くなられた方が64歳以下で21名と。では、コロナに影響がなかった令和元年はどうだったかという、0.8%に当たるということなので、僅か2人、毎年64歳以下のくも膜下出血からは2人だったのに、このワクチン接種開始以降20人増えていますね。これは何らかの因果関係があるんじゃないかということでございます。一番右の表はその倍率です。心筋梗塞が多くなっているということでございます。

資料2に関しては、感染症の国内発生动向ということで、陽性者と死亡者ということでございます。10代も10代未満もそれなりに陽性者は出ておりますが、死亡者は10歳未満は11月16日現在でも0人、10代でも3人、20代では26人。若ければ若いほど死者数は少ないということでございます。

では、次の質問に移ります。昨日檜崎議員の質問の答弁でもありましたように、1回目みの接種者数と2回目接種者数に差がございます。これはなぜだと考えますでしょうか。副反応が強いから、重症化されたから、いろいろ自分で調べて2回目接種するのが不安になられたから、打つ必要がないと思われたからという理由が考えられるというふうに思います。また、当初は2回の接種により免疫ができるということで、政府もマスコミもずっと報道しておりましたが、実は違ったということですね。効き目がない。また新しい変異株が出てきておりますが、マスクをすり抜けて入ってくる可能性があるとか、そういった報道も出され

ております。市は3回目接種の準備をしているということなんですけども、積極的に促すのかということを改めて聞きたいと思います。3回目接種に当たり見解をお願いいたします。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、現在実施している新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況について申し上げます。

本年11月30日現在で、1回目の接種者が2万8,743人、接種対象である12歳以上の人の接種率87.9%、2回目の接種者が2万8,547人、87.3%となっております。1回目を受けて2回目を受けていない方は、65歳以上で38人、65歳未満で158人となっております。2回目を接種していない理由について、本市の担当部署では1回目の接種後ほかの病気にかかった、発熱や倦怠感などの副反応が強く表れたなどにより、2回目の接種を見合わせた、指定された2回目の予約日に都合がつかなかったなどの報告や連絡を受けております。市としては、2回目を受けていない人への接種の勧奨などは行っておりません。

次に3回目接種についてですが、新型コロナワクチンは当初ファイザー社製、モデルナ社製のどちらも2回の接種となっております。しかし2回目接種から時間が経過すると、抗体が減少していくことが判明し、感染を防ぐための抗体を増やすため、追加接種、いわゆるブースター接種が推奨されることになりました。諸外国では既に追加接種を開始し、国内でも希望する方は、2回目接種から原則として8か月後に3回目を接種することになり、現在市においても、今月の医療従事者向けを皮切りに接種を開始する準備をしております。このワクチン接種は、本人の希望に基づき受けることが原則ですので、市としては希望する人が漏れなく受けられるよう体制を整えてまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。先ほども申しましたが、希望する方に接種をしていただくことに反対ではございません。ただ、宇土市で把握していないだけで国全体としてはかなりの数の副反応経験者がいらっしゃると思います。経験するだけだったらまだしも、経験したとたん亡くなられた方もいらっしゃる。そして、その後後遺症に悩む方もいらっしゃる。それをやはり無視するわけにはいかないと思うんでよね。そういうことになるかもしれないからということで、情報を自分で取ってくれ、調べてくれ、それで終わりにすることもやめてほしいなと思います。高齢者のスマホも触れないような方が、情報をどこから、どこで手に入れるんですか。子どもたちにスマホを触るなど教えているのに、子どもたちはどこで情報を得るのか。そこら辺を改めて考えてほしいなというふうに思います。

国はさらに低年齢に接種体制を整えようとしています。このワクチンは接種しても感染するんです。また新しい変異株もどんどん出てきます。あくまで重症化を抑えやすい薬なんですね。薬と言いましたから、ドイツの薬品会社バイエル社代表が、このワクチンのことをワクチンではなく遺伝子治療だったと、10月にあったワールドヘルスサミットで公表してしまいました。水面下で言われていましたが、やはりこれは遺伝子治療なんですね、ワクチンではない。だから効き目がないんです。

5番目の資料を見てください。ワクチン2回接種率と感染状況、これは世界の状況です。実際のスクリーンショットで撮ったんですけども、実際はネット上でタイムリーにこれは更新されていっています。これを見ると、特に上のグラフです。接種率、右にいけばいくほど2回の接種率が高い国です。上にいけばいくほどPCR検査新規陽性者が高いところです。効果があるとするならば、これは高ければ高いほど下がっていくはずなんです。しかし、右にいけばいくほど高い国もあれば、左のところで低い国もある。これはどういうことかという、ワクチンにたいして効果はないよということですね。そしてその下、死者数。これは右にいけばいくほど下がっていている傾向が見られると思います。もちろん接種率が低くても低い国もあります。ここら辺も考えておかないといけないのかなと、3回目の接種に当たりですね、同じような繰り返しはできないんじゃないかなというふうに思います。

ということで、私は3回目接種は必要ないと思うんですよ。ワクチンに反対じゃないと言いましたけども、3回接種は必要ないんじゃないかなというふうに思っています。そういうふうに思ったきっかけがございまして。それは、熊本県KMバイオロジクス株式会社、ワクチンの製造会社に視察に行きました。10月に行きました。そこで、名前は言いませんけれども、熊本市の議員さん、他県の議員さん、そして今のファイザー社製に疑いの気持ちを持っている民間団体の代表の方と一緒に went 行きました。1時間半ぐらい工場見学や責任者の方の話を聞きました。その責任者の方が何を言ったかはここでは言えませんが、私はその視察でこのワクチンだったら安心できるなというふうに感じました。そこにいらっしゃる議員さんも同じような考えを持っておられます。来年の秋口にできるということでもございましたけれども、少しでも早くしようという国の動きもあるようでございます。私は、この県産だから言うわけではございません。これは国産ワクチンで、自分で視察して自分の目でそのワクチンの液を見たわけではないですけど、考えとかを知る限りここまで待てばいいんじゃないかなというふうに思っています。

次にいきます。9月から12歳以上へこのワクチン接種の年齢を引き下げられました。学校での同調圧力、家庭やPTA、教職員からの相談、問い合わせがあったかなというふうに思います。この質問は9月議会でしたんですけども、ちょっと時間切れでできませんでした。差別の実態などをお尋ねしたいと思います。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

子どものワクチン接種に関しては，現在，全国的に保護者の同意や同伴のもと，12歳以上の接種が進められているところです。

本市においても接種が進んでおり，子どもの接種についても，差別等が生じないような取組が重要であると考えます。

教育委員会としましては，文部科学省からの通知に基づき，保護者に対しても理解を求めることができるよう学校に対し指導をしております。

具体的には，ワクチンの接種は強制ではない，周囲にワクチンの接種を強制してはいけないなどのほか，身体的な理由や様々な理由によって，ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もおり，その判断は尊重されるべきであることなどを指導しております。

なお，現時点で，学校からワクチン接種に関する同調圧力や差別についての報告は上がっておりません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。防災無線や教職員の方々の尽力に敬意を払いたいと思います。今後も引き続きお願いいたします。

続いて，保育所を含む市内事業所に従事する人や，市民からの同調圧力，差別など相談があったのではないかと推察いたします。健康福祉部長，現状をお聞かせください。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルスに感染した人に対しての差別等については，昨年夏，まだ県内で感染者が非常に少なかった頃に，市内事業所の従業員が感染したというデマが流布し，大変困られた事例が発生しました。しかしその後は，全国的な感染拡大と同時に，本市でも再三にわたり，感染予防対策のお願いや感染者に対する差別を防ぐための市長メッセージの発信，防災行政無線や広報うと，SNS等を活用した周知活動を行ったことにより，誰がいつ感染してもおかしくないといった考え方や，感染を理由とした差別は許されないといった常識が普及し，そのような事例は発生していないようです。

またワクチン接種については，保育所を含む，対人サービスを行う事業所のエッセンシャルワーカーであっても，従業員が事業主から接種を強要されたといった相談は受けておらず，また事業主が従業員にワクチン接種を強要したり，接種の有無を調査したりすることはできないことが周知されているようです。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 市民力が高いおかげでしょうか、余計な心配はしないでいい状況に安堵いたしております。今後も引き続き、注意を払ってほしいと思います。

次の質問に移ります。学校や幼稚園でのマスクに関する考え方についてです。これも前回の議会で質問しようとしておりましたが、時間が切れてできませんでした。教育委員会からの学校や幼稚園に対しての通達や、このマスクを健康面を訴えている子どもに対して強制していないか、そんな状況を聞きたいというふうに思います。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染者数が減少傾向にございますが、教育委員会としましては、引き続き、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」に基づき、感染防止に万全を期しているところでございます。

マスク着用に関しましては、当該マニュアルを基に、学校及び幼稚園では、基本的に休み時間を含め必ず着用することとしております。

ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、マスク着用は必要ないこと。また、健康上の理由等がある場合は、フェイスシールドやマウスシールドの着用にも配慮することとしております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。引き続き、子どもが訴えた場合は、マスクを外してもいいよというような状況は取り組んでほしいなというふうに思うんです。自分に子どもがいますけど、正直、マスクはしたくないと言うんですね。でも「学校で先生から言われたの。」と言うと、「いや、言われてはいないけど、みんなしているから。」みたいな感じで、我慢しているわけですよ。全国に組織がある子どもを持つ親の団体があって、その団体が全国にこのマスクに関してアンケートを取られたようです。2万6,571サンプル徴集できたということです。そこで、どんなアンケートだったかと言いますと、マスクの強制性については、文科省も厚生労働省も否定をしているらしいんです。強制はしていません、あくまでも自分の意思でということであるということです。ですが、アンケートに答えた1万9,482人、およそ70%が強要されていると感じているという回答だったということです。学校の先生が学校でマスクを外してもいいんだよという指導をしているよというアンケート結果は、408名だったということでした。しかしその9倍、3,600人ほどが常に外していたら着用を指摘される、怒られるといった回答もあったということでございます。2年にもわたるこのマスク着用、果たして授業中に学校の先生の話の聞いて

ている間、飛沫防止のためのマスクなんですから、マスクを外して果たして飛沫は飛ぶんでしょうか。そこら辺を健康面も考えてマスク着用なんでしようけども、この収まっているときに外せないマスクは、一生外せないんですよ。この二酸化炭素を多く吸うことで、子どもの成長ってものすごく大事じゃないですか。子どもの成長が大事なときにこの二酸化炭素を多く吸わせるというこの行為は、中期的に見て、どんどん被害が出てくるんじゃないかなと思うんですよ。よく毎年、このスポーツ結果とか体力結果とかいろいろ公表されていきますけど、これはのちに、すごい状態が出てくるのではないかなということ懸念いたします。私は教育者でもありません、専門家でもないんで、あくまでも保護者としての一意見になってしまいますけれども、引き続き執行部のほうで、これは文科省から通達とか厚労省から通達ではなくて、市民の将来のある子どもたちの気持ちで動いてほしいなというふうに思います。

次の質問に移ります。保育所でのマスクに関する考え方についてもお尋ねしたいと思えます。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 保育所におけるマスク着用に関する考え方についてお答えします。

各保育所においては、厚生労働省からの通知に準じて対応しております。子どもについては、子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要がございますので、一律にマスクを着用することを求めておりません。特に2歳未満の子どもは、息苦しさや体調不良を訴えることや、苦しくても自分でマスクを外すことが困難なことから、マスクの着用を義務づけておりません。2歳以上の子どもにおきましても、保護者が子どもにマスクを着用させている場合は、保育士が子どもの体調などを慎重に見守り、対応していますが、持続的に着用が難しい場合は、無理して着用はさせないものとしております。

また、保育従事者においては感染防止対策のため、食事の際などのほかは原則としてマスクを着用しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。さっき我が子の話をしました。自分の子どもがいる保育所では、普段室内でも室外でもマスクの着用はさせていないようでございます。僕はそこに安堵をしております。健康のことを考えてと、そのコロナに関してだけ考えるとそれは着用したほうがいいのかもかもしれません。やはり子どもの発達、発育のことを考えるとですね、私はそれが正解だと思うんです。ただ、バスがありますので、バスに乗る際は着用しているようでございます。保育所と幼稚園は部署が違いますけれども、子どもに

変わりはないですよ。でも幼稚園と保育所での指導の仕方が違う状況があるじゃないですか。これはなぜでしょうね。子どもの発育に変わりはないのではないですか。幼稚園に行く子はマスクしても成長するのでしょうか。また5歳、6歳になったら大丈夫、6歳になったらマスクが必要、7歳になったら必要、8歳になったら必要、9歳になったら必要、それもちょっと違うと思うんですよ。やはり未成年者、成人していない、人となっていない、まだ発達している状況である以上、マスクに関してはもうちょっと真剣に考える必要があるんじゃないかと、マスコミがとか政府がとか言っているんじゃないかと、もう2年経っているんです。真剣に向き合うべきじゃないかなというふうに思います。私はこのマスクをする勇氣、一部マスクを外して議会に出てくる人がいます。一度お会いしていろんな話をしましたけど、私のこのマスクというのは一つのエチケットだと思います。暑くてもこのネクタイをしますけれども、そういうことだというふうに私は理解しております。

では、次の質問に移ります。今後の情報発信についてでございます。接種率の公表に関しては、私は否定的でございましたが、百歩譲ってこれを理解するとして、逆に様々なデータの公表も併せて行ってほしいと思います。このワクチンを接種し始めて半年以上経っていますね。ある程度宇土市でのサンプル、全国的なサンプルが出てきました。これをもっともっと知らしめていいんじゃないかというふうに私は思っております。そこら辺の見解をお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 現在本市では、新規陽性者の状況を県が公表する情報以外に把握することができませんので、それを基に市公式ホームページ等に掲載することにしております。また療養者や重症者数等は数値のみが公表され、居住地は明かされませんので、宇土市の人の数が含まれているかどうかは不明であるため、市として公表できることはありません。

ワクチン接種後に副反応のあった人数については、集団接種会場ですぐに症状が表れ、医療機関に救急搬送した件数は、先ほど申しましたとおり3件ですが、接種を終え、帰宅後に発熱等の副反応が出た人の数は把握できず、情報として発信できないのが実情です。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。やはり私は、未成年者にワクチンは必要ではないというふうに思うんですね。未成年者がコロナワクチンを接種するメリットは、何かなというふうに思います。それを知るには、コロナに感染した場合のリスクを正確に知る必要があると思います。厚労省の資料によれば、未成年者のコロナ感染死は、これまで3人いますね、先ほど言いました。そのうちの2人は重度の基礎疾患があったことが分かって

います。そしてもう1人は、コロナ感染ではなく事故で亡くなっている。PCR検査をしたら陽性反応が出たために、コロナ感染死になっているんです。変異株は本当に子どもを重症化させたのでしょうか。これまで新たな変異株が出るたびに様々な専門家が、子どもも重症化する可能性があるからワクチンを打てというふうに発言をしてきました。しかし現実には、これまでコロナに感染して死亡した健康な未成年者は1人もいない、重症化もほとんどしておりません。感染してもほとんどは無症状か軽症で済んでいる。未成年者にワクチンが必要ないことはデータが証明しています。ところが理解しがたいことに、未成年者がそもそも必要がないはずのワクチンを打つことによって、多くの重篤者や死亡者が出てしまっています。10月30日には、13歳の少年がファイザー製ワクチンを接種した4時間後にお風呂に入った後、浴槽内で水没して死にました。また未成年者のワクチン副反応疑い報告は既に1,201人、そのうち重篤者218人、死亡者は4人です。20代を含めると副反応疑い報告は6,198人、重篤者は821人、死亡者は23人にもなります。将来がある若い人たちが、これだけ多くのこのワクチンで亡くなっていると、コロナで亡くなっていないのにかかわらずです。ちなみに重篤とは、先ほども申しました命の危険が切迫している状態のことです。子どもと若者が人と国のために、このコロナに感染しないがために、命と健康をけなさいと言っているようなものです。この状況を踏まえて要因が二つあります。一つ目は国や自治体が広めた周りの人のために接種すべきだというふうに、最初うたっていたからです。この接種CMなどによって、たとえ自分自身に必要がなくても子どもや若者、周りのために打つべきなんだろうという考えが浸透して、同調を集めると思われました。しかし、その目的のために子どもや若者たちに自ら命や健康をけなさせること自体が、非難させるべきであり、決して許されるべきではないというふうに私は考えます。

二つ目の要因は、厚労省がワクチンに関する誤情報を広めてしまったことです。厚労省はワクチン接種後、死亡者1,359人の99%以上のケースで、因果関係の有無の判断ができずに、その判断を棚上げしてしまっている状況です。つまり接種が原因で多くの人が死亡したかどうか、厚労省も分かっていないというのが現状なんです。ところが、これまでに多くの国民が接種の判断材料にしたであろう厚労省のホームページでは、「接種が原因で多くの方が亡くなったということはありません」というふうに断言してしまっています。本当は因果関係があるのかわからないのか分かっていないのに、接種を推進するために因果関係がないと言い切っているんですね。この誤情報を信じてワクチンを接種し、多くの人が亡くなった可能性を考えると、これほど深いデマはないというふうに思います。ですから事実、これはですね、私は、宇土市の市民を救うために広めてほしいなというふうに思います。

続いて最後の質問です。withコロナ、アフターコロナにおける本市の健康に対する考え方についてです。私は、もう2年ほど経ちました、これからのことを考えるべきは、やは

り免疫力を高めると思っています。もうちょっと昔ながらの東洋医学に向き合うべきではないかなというふうに思います。そこで、この免疫力を高める施策を私はしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

新型コロナウイルスに限らず，ウイルスや細菌は，宿主であります人の身体状況の違いによって感染力が異なることが知られております。

新型コロナウイルス感染症に関しては，感染が重症化しやすい例として，高齢者以外では，生活習慣病である高血圧症や糖尿病，肥満，悪性腫瘍，喫煙習慣があるなどの人が挙げられております。本市におきましては，これらの早期発見のための各種の健診，あるいは食事や運動についての保健指導，健康教育などを実施しているところでございます。典型的なもので言いますと，手洗いやうがい，消毒といった基本的な感染予防対策と人混みを避けるなどの防御策，これを引き続き行っていただきたいということはあるんですけども，長期的な視点に立ちますと，免疫力を下げない生活習慣について，健康づくり事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。昨日，4期目の市長選出馬の表明をなされました。私としても大変心強い言葉でございました。これからまた4期目に当たり，今後4年間の市政運営に対するマニフェストを考えていただけたらと思うんですけども，この2年我々が学んだ，この健康に対する考え方，これを市政運営に次のマニフェストに生かしてほしい。そして5年，10年，20年のこの宇土市の子どもたち，そして市民の健康を考える施策も一つ考えてほしいなというふうに思います。

それと資料を見てください。これは泉大津市の南出市長から拝借したものでございます。今，国に先駆けて，このコロナ予防，後遺症改善プログラムということに取り組んでおられます。このようなプログラムもこれから必要じゃないかなというふうに思いますので，検討をよろしく願いいたします。

以上で，この新型コロナウイルス感染症に対する質問は終わります。すみません，長くて。

それでは，次の質問でございます。前回議会で，太田教育長に3期目が承認されました。これまでの2期6年間の教育行政のかじ取りに敬意を払いつつ，これから3年間の方針と覚悟をお尋ねしたいと思います。特に，どういう課題があってどのように解決していくのか，太田教育長の思いも併せてお願いいたします。教育長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 議員の御質問にお答えいたします。

これまでの取組、これから具体的にどうしていくのかについて述べさせていただきます。

これまでの取組といたしましては、市内全ての学校においてコミュニティスクール、小中一貫教育の推進を行ってまいりました。

コミュニティスクールにおいては、学校と地域が連携・協働し子どもたちの成長を支えていく地域総がかりの学校づくりになります。各学校においては、地域の特色を生かした取組がなされております。その内容は、学習支援、読み聞かせ、登下校の見守り、挨拶運動、学校行事への協力や参加、体験活動の支援など多くの場面に及んでおります。子どもたちは、地域の方との活動や交流を通して、地域の方々との絆を深め、感謝の気持ちや地域への愛着を深めます。それと同時に、地域や学校への誇りも育んでいきます。

次に小中一貫教育については、三つの中学校ごとに校区の実情に応じた取組がなされております。中学校校区において、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものです。

市内の三つの中学校においては、相互乗り入れの授業、小中合同の研修会や交流など、小中、小小の連携を深める取組がなされています。これらの取組により、子どもたちにおいては中学校進学への不安の減少や中一ギャップの緩和が図られるとともに、先生方においてはお互いの教育の独自性の理解を深め、それぞれの指導に生かすことにつながっております。

今後もコミュニティスクールと小中一貫教育を一体的に進め、地域に開かれた学校づくりに努めてまいります。

次に、今後の新たな取組について述べます。

一つは、教職員の働き方改革であります。昨年8月に熊本県にならい、教職員の時間外在校時間の上限等に関する方針を定め、各学校に周知しました。これに基づき、勤務時間の適正管理、教職員の意識改革、人材の確保・活用、業務の削減・効率化、保護者の理解促進、教職員の健康サポートなどに取り組み、子どもたちの充実した学びと、教職員のワークライフバランスの両立を目指します。

もう一つは、学校におけるICT教育の推進であります。昨年度末、GIGAスクール構想により児童生徒用のタブレットが整備されました。今後は、教職員のタブレットの整備、教材ソフトの導入、大型提示装置の整備などを進め、タブレットの授業への活用を図るとともに、リモート授業、家庭での利用などより効果的な活用を推進してまいります。

最後に、3期目の思いを述べさせていただきます。

平成31年3月に、第3次宇土市教育振興基本計画を策定しました。その基本理念は「郷土を愛し、学びあい、つながり合う、未来をになう人づくり」であります。学校での子どもたちの豊かな学びを実現し、地域における様々な活動を通し、学校や地域に誇りと感謝の気

持ちを持つ子どもたちを育ててまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。最後の思いは私も同じでございます。この前お酒の席でもっと熱い思いを聞けたんですけど、性格もあられるでしょうけど今日は控えめでございましたが、恐らく強い思いをお持ちだと思うので、今後3年間またよろしくお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。国内の教育の課題の一つ、不登校についてでございます。先々日、小中学生の不登校が過去最高の19万人を超えたという報道がございました。宇土市の不登校の現状やその理由及び不登校からの改善例があればお聞かせください。また、フリースクールの利用者や不登校児童生徒の現状も踏まえ、オンライン授業の実施についてはどうかなというふうに思いますので、そのお考えもお聞かせください。教育長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、文部科学省の調査では、「不登校児童・生徒数とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しております。

そこで、本市における不登校の現状やその理由についてお答えいたします。

本年度4月から10月までの不登校児童・生徒数は、小学生が18名、中学生が42名、全体で60名報告されております。これは、令和元年度が年間で59名、令和2年度は55名であったことと比べても多くなっていると言えます。

不登校の理由としましては、小学生では、「無気力・不安」を理由とする児童が44%と最も多く、次いで「生活リズムの乱れ、遊び、非行」が26%、「親子の関わり方」が18%となっています。また、中学生では「無気力・不安」である生徒が57%と最も多く、次いで「様々な複合的な理由によるもの」が23%となっております。このように、小中学生共に、「無気力・不安」を理由とするものが最も多いことが分かります。児童生徒は、それぞれの理由があつて不登校状態に陥りますが、その理由は様々で、複数の理由が重なっている場合、理由が明確ではない場合などもあることが分かっております。

次に、不登校対策や改善例についてお答えいたします。

学校においては、児童生徒やその保護者との間で、何でも相談できる信頼関係を構築し、早期に解決できることを大切にしています。

例えば、欠席した児童生徒がいる場合は、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」の

取組を実践しております。これは、欠席1日目は電話連絡を、欠席2日目は家庭訪問を、欠席3日目からは学級担任だけではなく学校組織としての対応とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携することで多面的に対応を協議し、早期解決を図っております。

そのような取組の中で、これまでに不登校が改善した例もございます。中学校の事例となりますが、不登校になった生徒に対して、早期にスクールカウンセラーがカウンセリングを行い、宇土市の教育支援センター、ほっとスペースでございますが、そこにつながりました。その生徒は、ほっとスペースに行くようになったことを足掛かりに、徐々に学校に行くようになりました。このように、その子に応じた丁寧な対応で、不登校が解消する場合もあるということをお伝えいたします。

次に、フリースクールの利用者や不登校児童生徒の現状も踏まえ、オンライン授業の実施についてお答えいたします。

宇土市では、令和元年10月25日付けで、文科省から出されました不登校児童生徒への支援の在り方についての通知を踏まえ、一定の要件を踏まえた場合は、民間施設での学習も出席扱いにするなど、フリースクール等の民間施設の出席扱いを認めております。

なお、宇土市においてフリースクールの利用者は、昨年度が5名で今年度が4名となっております。

オンライン授業の実施については、フリースクールの利用者や不登校等の児童生徒にとって、自宅に居ながらにして学びを進めることができるため、全ての児童生徒における学びの保障という観点で、とても重要であると考えます。

しかしながら、オンライン授業を実施するには、その方法や備品等、整備すべきことがまだ多く残されており、今後検討が必要であると考えているところでございます。

参考までになりますが、宇土市においては、まず全児童生徒に配布したタブレット端末を、十分に学習で活用することを進めてまいります。また、全員が家庭に持ち帰って学習に活用できるという観点から、オフラインでのタブレット端末の使用等、順を追ってより良い学びの保障の方策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。この不登校のこの質問でいうオンラインというのは、不登校を選択することを余儀なくされた子どもたちに、学校の授業を受ける選択肢を与えてほしいといった点で質問をしました。ちょっと短くてすみません。学校の今の制度が始まって150年ほど経ちますよね。やはりもう頭打ちだと思うんですよ。今フリースクールとかオンライン授業とかいう、いろんな選択ができるようになりました。大事

なのは1人たりとも取り残さないということだと思います。そういったのが文明の機器によって実現できようとしているから、それを選択肢として入れないわけにはいかないんじゃないかと思います。まちづくりは人づくりです。人づくりは学校教育や家庭教育で基礎が養われるというのがあります。この教育に関しては、次の元松市政に期待したいというふうに思います。

それでは、教育に関して最後の質問です。北朝鮮拉致問題に関する取組状況についてです。

毎年12月10日から16日までの1週間は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。1970年代から1980年代にかけて北朝鮮により多くの日本人が拉致され、現在17名が政府に拉致被害者として認定されています。そのうち5名の被害者は帰国されましたが、残り12名の拉致被害者については、いまだ納得のいく説明がなされません。その12名の中には、本県出身の松木薫さん、関係の深い増元るみ子さんも含まれております。我々日本人は、それを我がこととして、北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めていかないとはいけません。このことは教育に限ったことではないですが、教育の一環としても子どもにこの事実を伝え、一人一人が関心と認識を高めていくことが重要です。実は、昨年3月議会で類似した質問をしようとしておりましたが、コロナ禍突入の非常時ということで質問を取り下げておりました。学校での今の取組状況を尋ねたいと思います。教育長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

学校における人権学習については、北朝鮮拉致問題だけでなく、同和問題、子どもの人権、水俣病をめぐる人権に関するもの、近年では新型コロナウイルス感染症に関することなど、学校ごとや学年で内容は多少異なりますが、様々な内容について学習を行っております。

その中で、北朝鮮拉致問題に関しては、小学校においては6年生の社会科の時間に、領土問題等を扱う授業の中でDVDアニメ「めぐみ」を視聴、中学校では2年生の現代社会の時間に、歴史の中の人権問題として2時間程度の学習を、そのほかにも中学校の全学年で領土問題等の中で拉致問題について学習を行っております。

人権学習は、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権学習に関する意義や内容の重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることとさせていただきます。

それゆえ人権の問題は、様々な事柄があり、北朝鮮の拉致問題だけでなく全て重要なことであると考えております。

今後も資料等の活用など工夫を行いながら、教職員の研修も含め、学習の機会を確保して

まいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中議員にお願いですけれども、目安の時間が近づいておりますので、3番の質問につきましては、簡潔にお願いできますか。

○3番（今中真之助君） はい、分かりました。

○議長（中口俊宏君） せっかくの機会ですので、議会議員として一般質問の機会は大いに尊重すべきと思っておりますので、議員の皆さんの御理解をよろしくお願いいたします。

では、質問につきましては質問の要旨を簡潔に質問されて、目安の時間がありますのでよろしくお願いいたします。

今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御配慮ありがとうございます。今の答弁に関してちょっと返します。まだまだその授業数では少ないというふうに思っています。ちなみに、昨年用意いただいた答弁では、平成29年度はアニメの「めぐみ」というDVDがあるんですけども、その鑑賞したのが2校、学習指導資料を使った授業が1校のみと。平成30年度は同じようなことですね、令和元年度はDVD鑑賞2校、それと社会科の授業でも取組などがあるということでした。また中学校では、全く近年はやっていないということでございます。自分の子どもが誘拐されて、会うことも声を聞くこともできない。横田滋さんは、ただただ娘に会うために活動をされて生涯を閉じられました。我がことと思わないといけないと思います。特にここにいらっしゃる人たち、執行部と我々政治家は。政治利用をされたままで、我が国日本は何もすることができないことが続いています。国民を拉致されて取り戻すことができない国が果たして国家と言えるのでしょうか。悔しくてしょうがないです。このブルーリボン、これは救う会が作っている拉致問題に関する啓発のものでございます。私は議員になってずっとこれを胸に付けています。理由は、やはり目先のことをいろいろやっていると、いろいろ忘れます。だから、片時も忘れないために、視界に入れるために私は付けているんです。自分の子どもと遊んでいるときも、目に触れるときがあります。自分の子どもが、いつかこの北朝鮮という国に拉致されて会うことができないという現状、これをみんな感じてほしい。このことが私は教育の場においてずっと伝えていく、そして政治の分野では一日も早く取り戻す、これがすごく大事じゃないかなというふうに思います。そのように思いを伝えまして、この質問を閉じたいと思います。

最後の質問に関しましては、せっかく執行部の方には答弁書を用意していただいたんですけども、私の思いは一つです。この空き家問題は、半分以上は網津・網田に点在するというような答弁がある予定です。今後4年間で、また元松市長にまた努めてほしいんですけども、網田がこの4年間で300人の人口が減ったんです。またさらに空き家が増えたとい

うことにもなりますね。多くの方は便利なところに住みたいですし、快適なところに。網田は、宇土市に関して一番西、そしてお店もない病院もない、いろんなものがなく不便とされている地域でございますけれども、そんなところからどんどん人口が減っている、空き家が増えている。やはりこの空き家をどうにかする必要があるじゃないですか。古い空き家と生かせる空き家と、生かせる空き家を生かす、古い空き家は解体する。やはりこれが、政府のまちづくりのキーポイントじゃないかなと思います。もちろんこの中心部は中心部でどんどん空き地、空いているところを生かせばいいというふうに思う次第でございます。そうすると、この前檜崎議員の答弁などにもありましたけど人口ビジョン、藤井議員のところでもありましたが、この人口に関しては解決の糸口が見えるんじゃないかなというふうに思います。難しい問題です。このことに関しては、3月議会でもまた質問させていただくかもしれませんが、今日はここで終わりたいと思います。

長くなりました。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分間ほど休憩をいたします。よろしくをお願いいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時33分休憩

午前11時39分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番、佐美三洋君。

○1番（佐美三洋君） 無所属の佐美三洋です。今回は、戸口町から島山へ上る市道の拡幅整備について、それと老朽化している戸口浦堤防の新設について、この2点について質問をいたします。

それでは、早速1点目の市道塩屋・戸口線の戸口町側からの避難路・観光路としての道路拡幅整備について質問をいたします。

今回質問します市道については、戸口町側の宇土ありあけ保育園跡地から島山を上り、御輿来海岸を眺望する御輿来海岸干潟景勝の地に通じる市道部分についてであります。当該市道は、戸口町の住民にとっては日常生活や農作業等においても欠かせない路線であり、またあってはなりません。津波等の災害が発生した場合、いち早く車を使って高台に逃げ延びるための唯一の避難路でもあります。このような中、昭和50年代中頃から、御輿来海岸が全国的に知れわたるようになりまして、年間を通して観光客が絶えない観光路という側面を持ち合わせるようになってまいりました。特に年間を通じて数日しかない、砂干潟と夕陽が

重なる日には、全国からのカメラマンをはじめ、県内外からの来訪者が多数訪れる。今では本市を代表する一番の景勝地となっております。当該路線は大変重要な市道の一つになっているわけであります。

そこで、まず干潟景勝地を訪れる年間の車の数、またピーク時の車の数。戸口町側からの往来する車の数を含めてどれくらいと把握しているのか。またピーク時の混雑を解消するための対策について、小山経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

干潟景勝地では、干潟が広く姿を現す干潮の時間と、夕陽が美しい日没時間がタイミングよく重なり、とても美しい景色が期待できる日を絶景日と呼んでおります。その絶景日をめがけてカメラマンや観光客が来訪されます。その日が景勝地の来訪者数のピークと言えます。

ピーク時の来訪車両数について、正確な来訪車両数の把握はできておりませんが、駐車場利用台数の状況からみた大まかな来訪車両数について答えさせていただきたいと思います。

1年間に5日から10日程度の絶景日があり、2月から5月に集中しております。展望所が山間部ということもあり、来訪されるほとんどの方が自家用車を利用されています。干潟景勝地の駐車場は、展望所に隣接した場所に約20台、臨時駐車場として島山の麓のありあけ保育園跡地に約35台、塩屋地区の網田地区農村運動広場横に約30台の2か所あり、合わせて3か所で約85台の駐車スペースがあります。

当日の混雑状況は、天候による影響はありますが、おおむね3か所全ての駐車場が午後5時過ぎには満車状態になっている状況になります。麓にありますありあけ保育園跡地と農村運動広場横は、山上にある干潟景勝地まで徒歩で約20分かかることから、展望を諦めてお帰りになる車もあり、そういったものも含めると絶景日1日で100台前後の来訪車両数になるかと考えております。

このピーク時である絶景日以外にも天気や季節にもよりますが、一日当たり平均しますと10台前後は来訪される車があるように考えております。

最後に、干潟景勝地の交通対策として、集落が密集している戸口町の中を極力通行いただかないように、国道57号沿いにある干潟景勝地の案内看板には、塩屋地区の網田地区農村運動広場側からの来訪を促しております。

また、ピーク時には、干潟景勝地周辺道路が混雑することから、帰路の際の一方通行の御協力や商工観光課職員による交通誘導を実施するなど地域住民の交通安全及び周辺道路の交通渋滞緩和に向けた対策も行っているところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。干潟景勝地駐車場をはじめ保育園跡地、塩屋にある網田地区グラウンド、3か所合わせて85台の駐車スペースがあり、絶景日には100台前後の車両が駐車すると、経済部長の答弁でありました。私が所属するまちおこし団体においても年に1回絶景日には、御輿来海岸の写真をパッケージにした海苔を来訪者に無料で配布しております。天候の良いときには、これまでも500個程度配布したことが過去にも何回もあります。答弁にありました3か所以外にも網田海岸公園や戸口浄化センター駐車場、あるいは網田中駐車場と、天候が良好な日には満車になるくらい利用されておりますので、私の認識では御輿来海岸を見るために来訪される車は、100台どころかその倍以上は島山周辺に駐車をされているものと考えております。年々人も車も増えてきているのは明らかでありまして、このようなことから渋滞も顕著になってきております。また、ピーク時以外でも、中には潮が満ちて干潟が見えないときでも、それを知ってか知らないか分かりませんが、景勝地に上ってくる車も増えてきているのが現状です。

このようなことから地元戸口町におきましても、干潟景勝地を訪れる人たちを歓迎する反面、保育園跡地の上り口から共同納骨堂までの間、約450メートルについてはかろうじて離合できる箇所が1か所のみでありまして、往来に支障を来し、地元としても困惑するような状況となってきております。このようなことからスムーズな車の行き交い、渋滞緩和を目的に、また前述のとおり津波等の災害が発生した場合に、いち早く車で山へ駆け上る唯一の避難路として、これまでも地元振興会を通し、市道の拡幅整備について陳情してきたところでありまして。本件について、市のこれまでの取組状況と取組における問題・課題、また今後の道路計画の内容等についてどう対応しようと考えているのか、スケジュール等も含めて草野建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、これまでの網田地区振興会からの陳情に対する取組状況についてですが、平成27年度に現在の市道を拡幅する方向で測量設計を行い、用地の影響範囲などの調査を行っております。

その後、熊本地震で被災した公共土木施設の復旧や、本道路の整備を行うに当たり有利な財源を確保するための辺地区域への編入手続により、一旦、事業を休止しましたが、昨年度から事業を再開しております。

昨年度は、平成27年度に行った測量設計を基に、用地の影響範囲を考慮し、事業実施に向けた設計の見直しを行っております。

道路計画の内容としましては、既存の市道を利用し、自動車が離合可能な幅員5メートルへ拡幅する計画としており、さらにカーブの部分については、カーブの半径に応じた拡幅を

行うようにしています。

財源については、辺地域への編入が認められたため、辺地対策事業債を活用し整備を行う予定としております。課題としましては、対象施設は原則として、有効幅員が4メートル以上で、単年度で延長100メートル以上を実施することが要件とされており、用地取得の状況によっては、これらの要件を満たすことができず、辺地対策事業債を活用することができなくなることが心配されるところです。

最後に、今後のスケジュールについてですが、今年度は、昨年度行った設計を基に、土地所有者について相続関係も含め調査を行っているところです。

来年度から用地買収に着手する計画であり、工事の着手時期については、用地取得の進捗状況を踏まえ、今後検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。本年度は土地所有者の調査を行っているとのことで、今後の計画としては、来年度から用地買収に着手するとのことであります。また、道路幅としては5メートルを予定し、さらにカーブ付近はスムーズに車両が往来できるように、カーブの半径に応じた拡幅を予定しているとのことであります。それから財源ですけれども、辺地対策事業債を充てる場合は、単年度で100メートル以上の整備実施が要件となるとのことのようにありますが、本件はあくまでも土地買収がスムーズにいった場合の話であって、私が最も懸念するのは、市道の拡幅を予定する土地所有者が既に死亡していて、相続登記ができていない土地が複数あるのではないかと。また、そういう土地の相続登記が今後スムーズに進むのかということでもあります。本年度は、所管課において買収に向けた登記名義人等を調べていくとのことではありますが、当然、土地収用法に關係する土地ではありませんので、強制的に整備を進めることはできません。全線5メートル幅の整備を完了するためには、所有者が用地買収を承諾することは言うまでもなく、未相続の物件については相続登記を完了し、その上で買収を承諾してもらわなければ、工事に着手できないという大きなハードルがあるわけでありまして、地元としましては、相続が完了していないから工事に入れないという理由で、工事着手がずるずると遅れることを一番懸念しているところでございます。

そこで、元松市長にお尋ねをいたします。用地買収がスムーズにいかなかったり、あるいは相続関係で用地買収が難航する場合には、応急的な観点から、用地取得が整った物件からでも離合箇所の整備を行ってほしいというふうに思っておりますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

市道塩屋・戸口線でございますが、以前は果樹園等の農地へ向かう農耕用道路として主に利用されておりましたが、近年は、先ほどからありますとおり、全国版のテレビ放送等でも取り上げられました御輿来海岸の干潟景勝地を訪れる人が、非常に増えてきているということが実態でございます。特に、大潮の干潮時と日没の時間が重なるときには、写真愛好家などで行列ができるほどのにぎわいを見せております。

しかしながら、現在の道路幅では離合が難しく、地元の方はもちろんですが、道が分からずに市内外から来られた方が、ここで止まって大変な渋滞になっていると。地元の方だったら何とか交わしても、よそから来た人は、全くどうしたらいいか分からないというような状態が起こっているということも聞いております。

また、津波等の避難路としてもとても重要でございます。大体津波のときには車で行くと言われますが、高齢化社会においてはこれは不可能でございます。特に近所の方を乗せて山の上に登られるという方もおられるということは分かります。そういう意味で、災害時の対応としても早急な道路拡幅が必要であると認識しているところです。

市としましては、昨年度行いました実施設計を基に、現在、道路拡幅に必要な土地の所有者や相続人等の調査を行っております。来年度からは用地買収に入ろうという段階まで来ております。

ただ、この用地買収でございますが、先ほど議員からもお話がありましたとおり、土地所有者や相続人の所在確認等で難航すると思っております。まずは、現在行っている地権者の調査結果をしっかりと見て、来年度からの用地交渉をできるところから精力的に進めていきたいと思っております。

なお、今回の整備区間は、旧ありあけ保育園から干潟景勝地までを結ぶ農道との分岐点まで約510メートルの計画でございます。いっぺんに工事ができる状況ではないというのは議員もお分かりのとおりでございます。全てが完了するまでには、ある程度の期間がどうしても必要となるということは仕方がないかなと思っております。

そのために、全ての用地交渉を終えてという話をすると、いつ工事が終わるのか分かりません。まず買収に着手して、用地買収が不調だった場合も考えられますし、難航する場合については、用地取得可能な土地で、なおかつ離合するために必要と判断できるポイントについては、先行して離合場所だけでもできるところから整備をすることも視野に入れて、考えていかなければならないと思っております。

いずれにしましても、関係者の事業に対する御理解そして用地提供の御協力が必要となります。市のほうでも、地権者や相続者の皆様の用地をまず調査を実施して、早急な事業着手に努めてまいりたいと思っておりますので、地元の温かい御協力、絶大なる御協力をお願い

したいと思うところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。地元としましては、言うまでもなく当然早期に全線幅員5メートルの市道拡幅整備を望んでおりますが、市長御答弁のとおり、買収等で暗礁に乗り上げる物件も中にはあるのではないかというふうに考えております。仮に、そのような状況になった場合でも、応急的観点から用地取得可能な物件を離合場所として先行して取得整備を行う等の柔軟な対応で、切に是非ともよろしく願いをしておきます。そして、一日も早く地元住民や来訪者が少しでもスムーズに当該市道を往来できるように、整備を急いでいただきますようお願いをしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2点目になります。戸口浦堤防の新設について質問をさせていただきます。

戸口浦堤防とは、戸口大橋を渡って戸口浄化センターまでの間の堤防であります。そこで、まず初めに、網田漁港周辺の現状の堤防高についてお尋ねをします。網田漁港周辺の堤防を大きく分けると、一番西に位置するのが網田海岸公園の堤防、次に戸口大橋を渡って戸口浄化センターまでのいわゆる戸口浦堤防、そして戸口浄化センターを囲む堤防の三つのエリアに区分されると思いますが、各々の堤防高について小山経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） まず御質問にお答えする前に、今回、御質問をお受けしております戸口浦堤防の名称については、市が管理しております網田漁港の台帳上の名称では、戸口防潮堤と記載しておりますが、本日の答弁では、地元での呼称を尊重し、戸口浦堤防と言い換えてお答えさせていただきます。御了承ください。

それでは、御質問にお答えいたします。

網田漁港周辺の護岸の堤防高につきましては、本市が管理しております網田漁港台帳上での数値になりますが、今から申し上げる護岸の堤防高は、大潮時の干潮における網田漁港周辺の平均地盤高を0メートルとして高さを求めておりますことを申し上げさせていただきます。

まず、平成27年3月現在の網田漁港の台帳上の数値によりますと、網田漁港の西側に位置します網田海岸公園の護岸、こちらは平成11年に整備しておりますが、高さが7.3メートルとなっております。その護岸から戸口大橋を渡った東側の砂浜、網田漁港海岸に整備された戸口浦堤防、こちらは昭和40年に整備しておりますが、高さが6.55メートルとなっております。その堤防のさらに東側にあります戸口海床路の入り口に面した戸口浄化センターのB護岸と戸口海床路から戸口浄化センター奥までのA護岸、こちらは平成20年に

整備しておりますが、それぞれの高さがB護岸が6.0メートル、A護岸が8.5メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。堤防高については、平成27年3月現在の網田漁港台帳に記載された数値ということで回答をいただきましたが、網田海岸公園の堤防高が7.3メートル、次に戸口大橋を渡って戸口浄化センターまでの戸口浦堤防の堤防高が6.55メートル、そして戸口浄化センターの堤防高が二つに分かれていて、B護岸と称する海床路へ通じるスロープ側に面した堤防高が6メートル、またA護岸と称する沖合側の堤防高が8.5メートルとのことであります。このように網田漁港周辺の堤防は三つのエリアに分かれており、四つの異なる高さの堤防が存在しております。最も高い堤防が戸口浄化センターのA護岸で、最も低い堤防も同じく戸口浄化センターのB護岸ということで、どうしてこんなことになったか分かりませんが、同一の施設で堤防高が2.5メートルも違うというふうになっております。本来堤防の高さは一般的に一定であるのが普通でありまして、当然ながら水は低い堤防から浸水するわけでありますから、片方だけ高くても余り意味がないのではないかなというふうに思います。いずれにしても網田漁港を取り巻く堤防が四つの異なる堤防であることは、今後の災害対策の観点からも、担当所管において留意しておかなければならない問題・課題ではないかというふうに思います。

そこで、本題に入りますが、今回取り上げました戸口大橋を渡って戸口浄化センターまでの戸口浦堤防の現状についてお尋ねをいたします。まず、平成28年4月の熊本地震の影響が当該堤防にあったかどうか。またこの戸口浦堤防は、本市において最も低い堤防と認識しておりますが、現状の脆弱さを担当所管としてどう捉えているのか、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

本市では、熊本地震発災後の平成29年度に、国の海岸堤防等老朽化対策事業補助金を活用し、網田漁港・長浜漁港海岸堤防等老朽化対策（長寿命化計画策定）業務委託により、網田漁港の堤防など海岸保全施設の点検診断を実施し、網田漁港海岸長寿命化計画を策定しております。

この点検の概要としましては、海岸保全施設のコンクリート部材のひび割れや堤防高の確認などを実施しております。

点検診断の結果としましては、戸口浦堤防は昭和40年に高さ6.55メートルの計画で整備を行っておりますが、全域に渡って、およそ40センチから60センチ程度沈下し

ていることが確認され、現状として高さが約6メートルとなっております。また、堤防施設にひび割れなどの損傷も見られました。これらのことから、健全度評価において、堤防施設の性能低下が生じており、改良等の検討を行う必要があるとの診断を受けております。

熊本地震以前に同様の点検診断を実施しておりませんので、堤防施設の沈下などが熊本地震の影響によるものかどうかは確認できませんが、議員御指摘の戸口浦堤防の沈下につきましても、ある程度の影響はあったのではないかと推測しております。

これらのことから、担当所管課としましても、戸口浦堤防については整備から約57年が経過し、堤防施設の沈下や経年劣化などが進んでおりますので、早急な対策が必要であるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。戸口浦堤防は、私が小学校低学年の頃にできた記憶しておりますが、当時は、堤防から海側の砂地に飛び降りるのがとても怖いぐらい高い堤防だったイメージがあります。今、写真が出ているかと思いますが、現状のとおりこのような状況にあるわけでありまして。あれから57年が経過しておりますが、ただいまの経済部長の答弁によりますと、平成29年度、つまり熊本地震後に点検診断を実施しているとのことで、それによると診断の結果40センチから60センチの堤防の沈下が確認されているとのことであります。もともと6メートル55センチあった堤防だったのでありますから、現状は6メートルあるいは場所によっては6メートルを切っているということになります。つまり浄化センターB護岸と同じか、それよりも低い堤防ということでありまして。網田漁港周辺の堤防の中でも、この戸口浦堤防は最も民家に近い堤防でありながら、最も低い堤防であるということでありまして。加えてひび割れ等の損傷も見受けられ、経年劣化による性能低下が生じており、市当局としても早急な対策が必要であるとの認識をしているとのことでありました。

そこで、本年度農林水産課において、戸口浦堤防及び戸口浄化センターのB護岸の費用対効果分析をコンサルに委託していると思っておりますが、その目的・内容及び現時点における分析結果、そして結果についての今後の活用策等について、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

本市では、今年度に市単独事業で網田漁港戸口防潮堤及びB護岸費用対効果分析業務委託を実施しております。

本業務の目的は、戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸において、熊本地震などに起因すると思われる堤防等の沈下に伴い、堤防の性能低下が生じていることから、背後集落地で

ある戸口地区への高潮などによる浸水被害を未然に防ぐ必要があるため、今回、戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸における高潮対策事業の整備効果について、費用対効果の分析を行っております。

業務内容としましては、戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸の現地調査を行った後、高潮対策に必要な当該施設の概略の断面形状及び工事に必要な事業費を算出し、その後、高潮による浸水想定区域の設定及び高潮対策を行ったときの被害軽減額を算定し、高潮対策の費用対効果を分析しております。

結果としましては、現状のままでは、戸口地区への高潮などによる浸水被害が想定され、地域住民の生命と財産を守ることが危ぶまれることから、高潮対策に必要な戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸の高さは、現在の約6メートルの高さから7.5メートルの高さまで堤防の整備を行う必要があるとの結果が出ております。また、高潮対策事業による堤防整備に係る事業費と整備後の維持管理費の経費合計額に対し、想定される被害の軽減額を比較した費用対効果の割合が大きいことも確認されております。

この分析結果を基に、今後の整備スケジュールにつきましては、国の農山漁村地域整備交付金を活用して、令和4年度に地質調査及び測量・設計業務を実施し、令和5年度から戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸の工事に着手する予定としております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。今回の戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸の費用対効果の分析調査については、高潮などによる浸水被害を未然に防ぐために必要な堤防高を求めること、併せて事業費そして高潮対策における費用対効果を分析することを目的に実施したとのことであります。そして分析調査の結果、現状のままでは、戸口地区住民の生命と財産を守ることが危ぶまれるとの判断から、戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸については、令和5年度からの整備着手を予定しているとのことであります。私もこの堤防の内側近辺に住む住民の皆さんから話を聞いておりますが、何しろ秋の大潮、いわゆる八朔潮の潮位が今日の地球温暖化の影響もあってか、昔からは想像もできない海面の高さになっており、これに台風が重なれば、命も財産も飲み込んでしまうのではないかと、大変怖いという声を幾度となく聞いております。そこで、市議になってから事あるごとに担当所管に出向き、実情を説明してきたところでありますが、令和5年度からの整備着手との答弁をいただき、大変うれしく思うところであります。

ただ、地元としてはもう一つ心配なのが、この高潮・台風だけではなく、住吉地区から三角西港までの海岸線を走る熊本地震の震源断層布田川断層帯に属する活断層の存在であります。このような状況をどうにかしなければということで、堤防新設をはじめとする諸問題の

解決のため、本年5月、地元戸口、辺田目地区の7集落による網田漁港周辺集落防災対策等事業促進期成会が組織されております。どうか一日も早い新堤防の整備をお願いしたいと思っておりますが、改めて堤防新設についての元松市長の考えをお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

戸口地区における大潮や台風などによる高潮対策につきましては、これまでも戸口地区の陳情あるいは議会の代表質問などにおいて御質問があつております。また、ただいま議員から御指摘がありましたけれども、布田川断層帯には、宇土半島北岸区間として、宇土市住吉町から宇土半島北岸に沿って、宇土半島先端に至る長さ約27キロメートル以上の活断層の存在が推定されているということで、この活断層に起因した地震による津波も想定されているところがございます。ただ、詳細は分かっておりませんので、発生確率は出せないというような状況になっております。

先ほど経済部長が答弁をいたしました。戸口浦堤防が当初の建設からおよそ40センチから60センチほど地盤沈下をしているということが確認されております。現状として、約6メートルの高さになっているということ。また、経年劣化による損傷も進んでおりまして、改良等の検討が必要であるという評価を受けております。そのため、今年度、戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸の整備による高潮対策の効果を測るために、費用対効果分析を実施し、堤防を高くすることによる高潮対策の効果が大きいことを確認したところであります。

整備のスケジュールとしましては、先ほど経済部長が答弁いたしました。国の交付金を活用しまして、令和4年度に地質調査・測量・設計を行い、令和5年度から戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸の工事に着手する予定としております。

しかしながら、私としましては、戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸の整備のみで戸口地区の防災・減災が図られるとは考えておりません。網田川津波遡上対策として、戸口大橋への防災防潮樋門の整備、また網田川の根本的治水対策としての強制排水施設、ポンプ場でございますが、こういった整備等も必要ではないかと思っております。これらの整備については、国にも少し動いてはいるんですけども、非常にお金が掛かる、莫大な整備費用が掛かる、また事業メニューが一切ないというようなこともあります。市単独でできる事業ではございません。しかしながら、地域の皆さんの生命と財産を守るということは絶対でございますので、今後も、この実態を国や県に訴えて、何とか事業化に結び付けていきたいと考えているところでございます。

このように、今回の戸口浦堤防及び戸口浄化センターB護岸の高潮対策事業はスタートだと思っております。今後も地域の防災・減災に直結します防潮樋門そしてポンプ場の整備について、鋭意検討を進めてまいります。また、今年5月に設立をされました戸口地区の各区

長さん方で構成されました網田漁港周辺集落防災対策等事業促進期成会の皆さんとも協議・検討を行いながら、戸口地区における様々な防災・減災対策の取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） 前向きな発言をいただきました。大変ありがとうございます。今回の堤防新設につきましては、高潮対策を想定した整備ということではありますが、元松市長も触れていただきましたように、戸口町の海岸線には宇土半島北岸区間と称する活断層の存在が明らかになっております。歴史を振り返れば1792年、寛政4年、今から230年前になりますが、対岸の雲仙岳がこのときは火山性地震であったということではありますが、雲仙岳の東側に位置する眉山が当該地震により山体崩壊となり、それに起因する津波が宇土半島北岸を襲い、網田地区を中心に多数の貴い人命が奪われたことは、のちに「島原大変肥後迷惑」と言い伝えて語り継がれる寛政の大津波であります。教育委員会の資料によりますと、本市に関係するそのときの被災区域は、走潟から緑川、網津、網田地区までの海岸線で、合わせて死者が1,001人、流出家屋が369戸であったと記述されております。ちなみに死者1,001人のうち、半分強の535人が当時の戸口浦村からだったということでもあります。戸口町には現在も当時をしのぶ供養塔も多数あり、地元住民の津波に対する警戒感は、東日本大震災以降、そして熊本地震以降、一層強まっているところでございます。また、5年前の熊本地震においては、南阿蘇村から宇土の中心部まで家屋の全壊、大規模半壊が多数発生し、多くの住民が避難生活を強いられ、甚大な被害をもたらしたわけではありますが、このような中、住吉地区から以西の、特に網田地区においては地震の被害が比較的軽かったわけであります。このことは裏を返せば、熊本地震の影響で布田川断層帯の中でも南阿蘇から宇土の中心部までのいわゆる布田川区間それから宇土区間については、たまっていたひずみやエネルギーが地震により解放されて、ストレスがなくなったあるいは低下したということを示しております。一方、住吉地区から以西の宇土半島北岸区間については、今回の熊本地震において大きく動いていない。つまりストレスは解消されていない。ひずみやエネルギーが解放されずに蓄積されたままであること。このことは政府の地震調査委員会あるいは九州大学地震火山観測センターの見解とも一致するところであります。このようなことから新しい堤防の整備につきましては、いつ起こるか分からない地震による津波も視野に入れて、整備を検討していただきたいと思うわけであります。いずれにしても、地元で組織する網田漁港周辺集落防災対策等事業促進期成会をはじめとする地元住民の声を十分にお汲み取りいただきまして、整備を行っていただきたいと思っております。また元松市長から、戸口大橋付近の防災防潮樋門そして網田川の根本的治水対策としての強制排水施設の整備にも言及していただ

きまして、大変うれしく思います。本件は網田川の治水対策及び戸口地区の津波対策と題して、私が令和元年の6月議会一般質問でお願いしている件でもあります。その際、元松市長から、地域住民の生命と財産を守る上でも地域の現状を国に訴えて協議をしていきますという答弁をいただいていたところでもあります。本市の身の丈、財政力では、先ほどの市長のお話にもありましたとおり、事業規模としては大変厳しいものがありますので、当然ながらこれは国の事業としてやらなければならないというふうに認識をしております。このような中、この度岸田内閣の誕生で、金子代議員が総務大臣に就任されました。総務大臣をトップとする総務省の仕事といえば、都道府県をつかさどる地方自治や情報通信等々、多岐にわたっておりますが、この防災についても、これも総務省の管轄であります。また御承知のとおり金子代議員の先祖は、戸口町とゆかりがあります。この千載一遇の機会を逃すことなく、できれば早めに速やかにアクションを起こしていただければというふうに思うわけがあります。どうか防災防潮樋門それから強制排水施設の件についても、元松市政のもとで整備着手への道を切り開いていただきますよう、これからの元松市政に地元の住民も大変期待をしておりますので、どうかよろしく願いをしておきます。

今回は、網田漁港周辺集落防災対策等事業促進期成会の最重要課題として挙げております2点について質問をさせていただきました。新型コロナウイルス感染症対策で新たな変異株が見つかるなど、まだまだ収束の見通しがつかない中での対応、執行部の皆さんには大変お世話になりました。これからも警戒を怠ることなく、引き続き市を挙げて感染予防の業務に万全を期していただきますよう、そして一日も早い収束を祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、6日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時25分散会

第 4 号

1 2 月 6 日 (月)

令和3年12月宇土市議会定例会会議録 第4号

12月6日（月）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 福田慧一議員

- 1 燃料高騰対策について
- 2 国民健康保険の医療費について
- 3 新型コロナウイルス第6波対策とインフルエンザ予防接種の促進について
- 4 本市の人口減少に対する取組について

2. 村田宣雄議員

- 1 日本型直接支払について
- 2 水田活用の直接支払交付金について
- 3 「みどり食料システム戦略」について

3. 芥川幸子議員

- 1 市民サービスの向上について
- 2 ごみの少ない循環型のまちづくりについて
- 3 中学生制服の自由選択制について
- 4 保育士の処遇改善について

日程第2 常任委員会に付託（議案第78号から議案第92号）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君
9番 平江 光輝 君	10番 檜崎 政治 君
11番 野口 修一 君	12番 中口 俊宏 君
13番 藤井 慶峰 君	14番 芥川 幸子 さん

15番 山村保夫君
17番 村田宣雄君

16番 杉本信一君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん
市民保険課長	加藤敬一郎君	環境交通課長	北谷太示君
福祉課長	松下修也君	子育て支援課長	山口るみさん
健康づくり課長	西山祐一君	農林水産課長	湯野淳也君
商工観光課長	清塘啓史君	学校教育課長	池田和臣君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。燃料高騰対策など4点について質問をいたします。市長はじめ担当部長の誠意ある答弁をお願いいたしまして，第1点は，燃料高騰対策についてであります。

ガソリンや重油，灯油など値上がりが続き，施設園芸農家や農漁業者，市民生活に深刻な影響が出ております。施設園芸農家や漁業者には国の支援があり，油の使用量を申告し，それに応じた金額を預託し，設定された基準額を超えた分について国が2分の1，農家が2分の1を負担するとされておりますが，それでは不十分であります。そのため現在の燃料高の状況と申告されている対象農家数，漁業者数と重油の基準額を明らかにし，補てん負担分についてその2分の1程度を市が負担するなど，農家や漁業者の支援，負担軽減を図るべきだと思いますが，市の考えについて経済部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり，現在，燃油価格は，原油価格の上昇により日に日に高騰しております。燃油価格の高騰は，重油や灯油等を使用する農業や漁業では経費に占める割合が高いため，影響を受けやすく経営を圧迫する状況に陥ってまいります。

特に農業においては，今年11月現在のA重油1リットル当たりのJA熊本うきにおける組合員販売価格は102円であり，これは，7月の価格89円から約4か月の間に13円増額しており，また，昨年同月と比較しても35円増額している状況となっております。

このため，農林水産省は，施設園芸農家に対し施設園芸等燃油価格高騰対策として，施設園芸セーフティネット構築事業の3次公募の実施により支援を行っております。施設園芸セーフティネット構築事業は，計画的に省エネに取り組む施設園芸産地を対象に，燃油価格の高騰時に補てん金を支払う制度となっており，燃油価格が一定の基準を上回った場合に，国と農業者が1：1であらかじめ積み立てた資金から，その差額に補てんの対象となる燃油の数量を乗じた補てん金を交付するものです。

現在の発動基準額は1リットル当たり83.1円となっており，その加入条件は，施設園

芸農家が3戸以上又は5名以上の農業従事者がいる団体が、3年間で燃油使用料を15%以上削減する計画を作成し、省エネや生産性向上に取り組むこととなっております。このような状況を受けて、JA熊本うきに本事業の申請状況を確認しましたところ、70名の市内農業者が申請をされており、全て施設園芸の農業者とのことであります。

次に、漁業においても、農業と同様に燃油価格の高騰による影響を受けております。まず、住吉漁協では、11月末現在のA重油1リットル当たりの組合員販売価格は100円であり、海苔乾燥施設を使用する11月から組合員に対して販売が開始され、昨年の同月と比較すると34円増額しております。また、網田漁協においても11月末現在の販売価格は、A重油1リットル当たり100円であり、昨年の同月と比較すると35円増額している状況となっております。

このことから、漁業者への燃油価格高騰対策として、一般社団法人漁業経営安定化推進協会において漁業経営セーフティネット構築事業の支援を行っております。これは、先ほどの農業の対策と同様に、燃油価格の高騰に備えて、国と漁業者が1：1の負担割合で資金を積み立て、原油価格が一定の水準を上回った場合に、積立金から漁業者に補てん金を交付し、漁業経営の安定を図るものです。

補てんの基準としましては、四半期ごとに、当該四半期の平均原油価格が直前7年間（84か月分）の各月の原油価格のうち、高値12か月分と安値12か月分を除いた5年間分（60か月分）の平均原油価格を超えた場合に補てんされます。

また、補てん基準価格を超えない場合でも、一定期間に急激な原油価格の上昇があった場合には補てん金が支払われるほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補てん金が支払われることになっております。

本事業の申請状況を住吉漁協と網田漁協に確認しましたところ、住吉漁協で29名の海苔漁業者及び15名の漁船漁業者が申請をされており、網田漁協では38名の海苔漁業者及び1名の漁船漁業者が申請をされている状況です。

本市としましては、今のところ、市独自での助成金などを支給することは考えておりませんが、今後の燃油価格高騰の推移や国、県、近隣市町の動向に注視しながら、まず、燃料消費を抑えるような技術対策の情報を施設園芸農業者や漁業者に周知することで対策を講じたと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 市として具体的な支援は考えていないとの答えであります。原油高が続けば経営は圧迫し、経営を続けることができない農漁業者も出てくるとも考えられるので、支援策については是非検討をお願いしておきます。

次に、住民税非課税の高齢者、障がい者、ひとり親世帯や生活保護世帯など、灯油高で生活がより厳しい状況に置かれております。私の調査では、市内のガソリンスタンドの店頭での販売価格は、18リットル缶で2,140円、配達価格では2,280円と前年に比べ大幅に値上がりをしております。厳しい寒さが続き、灯油の価格もさらに値上がりすることも予想されております。全国的にも灯油高対策として生活困窮者に対し、福祉という名目で支援する取組が始まっております。本市においては、コロナ禍に対する経済対策として市民一人当たり3千円の商品券が支給されておりますが、この商品券に灯油券のスタンプなどを押すなどして、生活困窮者など生活が苦しい世帯に対して支援することができないか。この点につきまして、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 現在、世界的な原油価格の高騰や円安の影響により、全国的に灯油価格が高騰しています。もちろん熊本県も例外ではなく、県平均の灯油18リットルあたりの配達時価格は、昨年11月は約1,500円でしたが、本年11月現在は福田議員がおっしゃったようにこれより上がっているようですが、本年11月は約2,070円と、1.4倍値上がりしております。このような状況を受け、国は石油元売り会社への補助金助成や備蓄原油の放出により、これ以上の価格上昇を抑えようとしています。

そこで、岩手県や鳥取県等においては、生活困窮者の灯油購入費用の助成に関する補正予算を12月議会に計上する動きがあります。ただ、熊本県内の他市及び宇城圏域内においては、現在のところ、生活困窮者の灯油購入に対する助成制度を検討している自治体はございません。

以上の状況を踏まえ、本市としましては、今後も県及び県内他市町村の灯油購入助成制度について、注視してまいりたいと思います。なお、コロナ禍による世帯の消費に与える影響を和らげるために、宇土市新型コロナウイルス対策経済拡大商品券を全世帯に、世帯員一人当たり3千円分を配布しております。この商品券を使用できる登録事業所の中には、灯油の販売を行っている店舗もありますので、御活用いただきたいと思います。

また、先月19日、国の新たな経済対策として、住民税非課税世帯に対して1世帯あたり10万円を給付することが閣議決定されました。現時点で具体的なスケジュールなど示されておりませんが、全容が分かり次第、一日でも早く対象となる生活困窮者に対して給付できるよう、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 灯油高に対しては、県内の市町村の助成制度について注視していくとのことではありますが、是非助成されるようお願いしておきます。

次に、国民健康保険の医療費について質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2020年度の全国の医療費が受診控えなどにより前年に比べて3.2%、1兆4,000億円減っております。外来の医療費、0歳から5歳未満で23.8%、5歳以上から10歳未満で19%減っております。入院でも全年齢で3.3%減に対し、0歳から5歳未満で14.7%、5歳以上10歳未満で18.3%と乳幼児と子どもの医療費が大幅に減っております。インフルエンザの感染が減ったことも影響しているのではないかと、このように分析をされているわけであります。ところが、本市の2020年度の医療費では、全体で2019年度は35億2,658万7千円が2020年度では36億6,716万7千円で、1億4,058万円、3.99%と増加しております。各医療費の増加の内訳がどうなっているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 令和2年度の国民健康保険の医療費についてお答えします。

議員御指摘のとおり、全国では、新型コロナウイルス感染拡大が大きな影響を及ぼし、厚労省が8月に発表した概算医療費では、前年度比で3.2%減少しております。また、熊本県におきましても、前年度比で2.3%の減少となっております。この減少の要因としましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えのほか、マスク、手洗いの定着で風邪やインフルエンザなど呼吸器系の疾患が減ったことが影響していると考えられます。

しかしながら、本市の医療費総額は、令和元年度に比べ約1億4,000万円増加し、36億6,719万円となり、前年度比3.99%の増加となっております。内訳としましては、増加分は、入院費が前年度比18.7%、調剤費が前年度比0.6%の増加。減少分は、入院外費が前年度比9.97%、歯科費が前年度比3.22%の減少となっております。

増加した入院費につきましては、令和元年度の14億2,400万円から2億6,600万円増え、16億9,000万円となっております。特に伸びている疾患は、脳内出血やその他の心疾患等が分類される循環器系の疾患で約7,000万円、関節症等が分類される筋骨格系及び結合組織の疾患で約5,000万円、骨折等が分類される損傷、中毒及びその他の外因の影響で約3,000万円、悪性リンパ腫や白血病等が分類される新生物（腫瘍）で約2,000万円の増加となっております。循環器系の疾患には、脳の血管の詰まりや破裂によって突然起こる疾患で、脳内出血、脳梗塞、くも膜下出血などがありますが、これらの疾患を一度発症しますと、治療のための入院に加え、リハビリのための入院も必要となることから、入院日数が増え、費用も高額となってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 入院費は前年に比べ18.7%、調剤費も0.6%増加し、外来では

約10%、歯科でも3.2%減っているということではありますが、なぜ入院が前年に比べ大幅に増えたのか。調剤費につきましても、今はジェネリック医薬品が80%普及しているのに増加したのか。その原因を明らかにし、対策を取る必要があると思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

ただいま市民環境部長が答弁しましたとおり、入院外の医療費につきましては、本市においても全国同様に、受診控えが影響し減少しております。しかしながら、入院費が約2億6,600万円も増えております。医療費全体では、前年度比で3.99%の増加という伸びとなっております。入院において、レセプト1件当たり80万円以上の高額となる疾患を分析しましたところ、令和元年度は541件で、約5億8,000万円の費用でしたが、令和2年度は661件で、約9億3,000万円の費用が発生しております。今後さらに詳しい分析が必要となりますが、中には、新型コロナウイルス感染症による健康診断の中断や延期、治療の中断、受診控えにより、早期発見・早期治療ができずに、病状が重症化されたケースが含まれている可能性もあると思います。

次に、今後の市としての対策ですが、やはり重症化予防、発症予防の取組が最も重要であると考えております。

まずは、健康診断の受診勧奨、健診後の保健指導の徹底など、被保険者お一人お一人の状況を踏まえながら細やかな対応が必要だと感じております。現在は、被保険者の御自宅を保健師が訪問し、健康相談や健康状態の把握に努めております。このような保険事業を強化していき、将来的に医療費の負担が増加すると予測される生活習慣病等については、こちらは予防が可能であるものでありますので、健康づくりに関する普及啓発を推進し、医療費の適正化対策と併せて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 市長の答弁では、入院費が前年に比べ約2億6,460万円増えているとのことでもあります。しかし、ほかの自治体にはない重症化した患者がなぜ増えたのか。この問題についてしっかり分析し、特別な対策を取る必要があるのではないかとこのように考えておりますので、よろしく願いをしておきます。

次に、来年4月から未就学児の国保税の均等割の2分の1が減額されます。これはほかの保険制度にはない問題で、全く収入のない子どもにも、国保と後期高齢者医療保険の均等割を課するのは問題であり改善すべきとの声を受けて、国の措置で2分の1減額するわけであり、本市ではその該当者はどのくらいおられ、その額を明らかにし、高校3年生までの

子どもについて市が負担するなどし、均等割負担をなくすべきだと思いますが、市の考えを市民環境部長にお願いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

初めに、本市における国民健康保険加入の未就学児数ですが、令和3年11月1日現在232名となっております。そのうち、2割軽減世帯に47名、5割軽減世帯に50名、7割軽減世帯に62名となります。

次に、軽減額ですが、国民健康保険税の医療保険分の均等割額2万2千円、後期高齢者支援金分の均等割額7,200円のそれぞれ2分の1を軽減しますので、合わせますと、未就学児一人当たりの軽減額は1万4,600円となります。2割軽減世帯は1万1,680円。5割軽減世帯は7,300円。7割軽減世帯は4,380円の軽減額となり、軽減される総額は約225万円となります。

公費負担につきましては、国の割合が2分の1、県と市の割合がそれぞれ4分の1となり、本市が負担すべき金額は約56万円となります。

最後に、軽減対象を未就学児から高校生以下までに拡大してはとの御提案でございますが、小学生から高校生以下の被保険者は677名おり、軽減世帯を未就学児の割合で案分し、軽減額を算出するとおおよそ700万円となります。この軽減額は、本市が全額負担しなければならないため、現在の国民健康保険の財政状況での拡大は困難であると考えられます。しかしながら、子育て世帯の負担軽減を図ることは少子化対策の一因となるため、引き続き、全国知事会や全国市長会を通して、国の支援策拡大について要望してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 軽減負担については、市が全額負担となるため難しいということがあります。県内でも既に実施をしている自治体がありますので、検討をお願いし、次に新型コロナウイルス感染症第6波対策とインフルエンザ予防接種の促進について質問をいたします。

新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種につきましては、先日檜崎議員より質問されましたので答弁は求めません。しかし、より多くの市民が接種されるように取り組んでいただき、PCR検査や抗原検査など積極的に行い、無症状の感染者を早く見つけて保護するなど、感染防止対策に力を入れていただきたい、このことをお願いしておきます。

次に、インフルエンザの予防接種についてお聞きしますが、去年はインフルエンザの患者はほとんど出ず、大変良かったと思います。今年はコロナ感染と同時に流行することを想定した対策を取る必要があると思います。インフルエンザの去年の接種状況と今年は接種料金

を軽減するなど、より多くの市民が接種できるようにすべきと思いますが、健康福祉部長に市の考え方をお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） インフルエンザは、昨冬，新型コロナウイルス感染症との同時流行が大変懸念されましたが，実際のインフルエンザ感染者は前年の患者発生数の0.1%程度にとどまりました。その要因として，新型コロナウイルスに関する，手洗い，うがい，マスク着用などの基本的な感染予防対策が徹底されたことや，外出自粛や飲食店の営業時間短縮，海外からの訪日客の減少などが，インフルエンザ予防にも功を奏したと考えられています。

また，昨年度は，本市においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し，インフルエンザワクチンの接種料金助成の金額と対象者を，例年より拡大したところ，1万5,192人の方が接種され，前年度より7,812人増加，1.9倍の方が接種されました。

ワクチン接種の市助成額の増額については，今年度は既に10月から接種が始まっていることと，今年度はワクチンの入荷量が例年より少ないとされているため，年度途中での対応は難しいと考えております。次年度以降の市助成額の増額については，今年度と昨年度の実績の比較や効果を踏まえて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 昨年は前年に比べて1.9倍，これまでにない多くの方々がワクチンの接種をされたということではありますが，それも一定の効果があったのではないかと思います。今回の助成額の増額については，これまでの実績やその効果を踏まえて検討することではありますが，よろしく願いをし，次に新型コロナウイルスの影響を受けている生活困窮者や学生，事業者に対する支援について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染が長期化し，市民生活や企業活動に影響が出ております。解雇や雇止めなど収入がなく生活に苦しんでいる人が増え，生活困窮者自立支援事業での相談も前年に比べて2.36倍増えております。そのため福祉資金の貸付けや住居確保給付金の申請など利用が増えております。各種制度の利用状況とそれらを踏まえて生活困窮者や学生，事業者に対する国や県の支援と併せ，市独自の支援が必要と思いますが，市の取組について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け，生活にお困りの方々に対する支援について，本年6月宇土市議会定例会での答弁以降に，新しく政策として

打ち出されたものと受付期間が延長されたものについて御説明します。

まず、先ほども答弁しましたとおり、国の新たな経済対策として、住民税非課税世帯に対して、一世帯当たり10万円を給付することが閣議決定されております。

さらに、本年7月から申請が開始された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、11月末までとなっていた申請受付期間が、来年3月末まで延長されました。支給内容についても変更があり、今までの3か月の支給に加え、最長3か月の再支給が可能になりました。また、現在は緊急小口資金及び総合支援資金の再貸付が終了した方が支給対象となっておりますが、来年1月以降は、初回の貸付を借り終わった一定の条件を満たす困窮世帯も支給の対象となりました。

なお、社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金の申請受付期間についても、生活困窮者自立支援金と同様に、本年11月末から来年3月末に申請受付期間が延長されることになりました。

次に、学生に対する支援ですが、現在のところ、本市独自ではございませんが、国の新たな経済対策の一つに、生活が苦しい学生への給付金支給が含まれており、動向を注視してまいります。

次に、市独自の事業者向け支援についてお答えします。

熊本県から発出されたまん延防止等重点措置の適用等に伴う飲食店への時短要請や不要不急の外出・移動の自粛により、売上げに甚大な影響を受けた市内中小事業者等に対して給付金を支給しています。

新型コロナウイルスの感染拡大のいわゆる第4波とされる本年5月・6月、また、第5波とされる8月・9月、それぞれに対応して2種類の給付金事業を実施しております。

一つ目は、宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金です。給付対象者は、本年5月・6月又は8月・9月に、国の月次支援金又は熊本県の事業継続・再開支援一時金の給付を受けた方です。

給付額は、国の月次支援金の受給者の場合、法人が20万円、個人が10万円です。また、熊本県の事業継続・再開支援一時金の受給者の場合、法人が10万円、個人が5万円となります。それぞれ国・県の給付事業に上乘せする形での給付金です。併せて、特に時短要請等による影響が大きいと考えられるタクシー業、運転代行業においては、国県の給付金を受けておられる方に対し、先ほどの給付額とは別に、法人で40万円、個人で20万円を別途加算して支給しております。

二つ目は、宇土市賃料等負担軽減給付金ですが、こちらも、本年5月・6月分と8月・9月分の2回に分けて実施しています。

給付対象者は、本年5月・6月又は8月・9月に国の月次支援金又は熊本県の事業継続・

再開支援一時金の給付を受けた方、又は、同時期に熊本県時短要請協力金の給付を受けた方です。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少していることから、事業継続のために必要な、家賃などの月々の固定費用の支払いが負担となっている中小事業者に対して給付金を支給しております。

給付額は、本年5月・6月又は、8月・9月分の賃料、リース料等を対象経費とし、合計額の3分の2以内で上限を10万円として給付しています。

そのほか、先ほどの答弁でも申しあげました宇土市新型コロナウイルス対策経済拡大商品券につきましても、市民の皆様にご使用いただくことで、事業者の支援につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 国の支援状況を見て市独自の対策もお願いしておきます。

次に、本市の人口減少に対する取組について質問をいたします。

過去5年間の出生数、死亡数と転入数、転出数と転入転出による増減について、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

平成28年度から令和2年度までの過去5年間の出生総数は1,379人で、年間平均数は276人。死亡総数は2,088人で、年間平均数は418人。自然動態の平均としては、年間142人の減少となります。

次に、過去5年間の転入総数は7,813人で、年間平均数は1,563人。転出総数は7,549人で、年間平均数は1,510人。社会動態の平均としては年間53人の増加となります。

最後に人口総数ですが、各年度3月31日現在で、平成28年度が3万7,442人、平成29年度が3万7,340人、平成30年度が3万7,294人、令和元年度が3万6,917人、令和2年度が3万6,762人となっており、過去5年間で680人減少し、年々減少傾向にあります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 5年間の人口動態の推移を見ますと、子どもの出生数は減り、死亡数は増え、自然減が709人となっております。出生数を増やす対策を取らなければ、この傾向は続くと見られます。転入、転出の増減を見ますと、5年間で264人増えております。転入増を年代別に見ますと、令和2年の1月から12月で、0歳から10歳未満で69人増

え、その親の世代であります20代から40代は38人増えております。人口減少の対策としては、出生数を増やし、若い世代と子どもの転入を増やす取組が必要であります。

そこで、出生数の減少している原因とその対策についてどう考えているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 日本における出生数の減少については、まず20代から30代の人口が減っていることが挙げられます。また、未婚率の上昇や晩婚化に加え、結婚した夫婦の子どもの出生数を示す有配偶出生率の低下も一因であると考えられます。

平成27年1月に、全国の20歳から39歳の男女を対象に内閣府が実施した結婚・家族形成に関する意識調査によりますと、「現在子どもがあり、これ以上欲しくない」又は「子どもは欲しくない」人の理由は、「将来の教育費が心配」が54.7%、「育児に係る費用が心配」が50.9%、「経済的に難しい」が43.8%という経済面に関する理由が上位3位を占めています。

また、子育てで不安に思っていることについては、「経済的にやっていけるか」が63.9%と最も多く、ついで「仕事をしながら子育てすることが難しそう」が51.1%、「きちんとした子どもに育てられるか自信がない」が40.7%となっています。

このようなことから、出生数を増加するための対策としては、経済的負担の軽減を図る必要があります。そのためにはこども医療費や不妊治療費の助成といった、不安なく、安心して子どもを産み育てることができる子育て支援策の充実を図っていく必要があると考えています。以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 出生数の減少の原因として、2015年に内閣府が20歳から39歳までの男女7千人を対象とした意識調査をしています。その意識調査について述べられましたが、私もそのとおりだと思います。その中で、「どのようなことがされればもっと子どもを欲しいと思うか」では、「1、将来の教育に対する補助」68.6%、「2、幼稚園・保育所など費用の補助」59.4%、「3、妊娠・出産に伴う医療費の補助」54.9%となっています。この調査結果から、子どもを育てていくには教育費や保育所の費用、医療費など経済的な負担が大きい。それが出産をためらう最大の障害になっていると思うわけがあります。そこで、本市でも若い世代と子どもの転入者を増やし、出生数を少しでも増やしていくには経済的な支援が必要であり、その一つとして現在のこども医療費の支援状況と県内の状況について報告していただき、本市においてもこども医療費の中学3年生まで来年度からでも無料にするべきだと思いますが、この点につきましては、市長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

乳幼児、こども医療費の給付状況と県内自治体の支援状況及び市の今後の支援策についてお答えをいたします。まず、令和2年度における乳幼児医療費とこども医療費の給付の状況につきましては、乳幼児医療費は、給付者数が延べ2,079人に対し、8,236万1,017円、こども医療費は、給付者数延べ3,274人に対し、539万2,928円となっております。

続きまして、県内自治体の支援状況でございますが、保険診療分の自己負担額の全額を助成している自治体は、45市町村中41市町村でございます。また、41市町村中15市町村は、中学3年生、15歳到達の年度末まで、26市町村は、高校3年生相当の18歳到達の年度末までを全額助成としております。

本市におきましては、こども医療費に関して、保険診療分の自己負担額のうち一定の保護者負担をお願いして、その差額の助成を行ってまいりました。しかしながら、県内市町村において支援が進んでおります。また子どもの疾病の早期治療の促進もあります。特に先ほどから出ておりますとおり、保護者の経済的な負担軽減というのも非常に重要でございます。そういった意味で、自己負担額の全額助成を検討してまいります。

なお、熊本県の支援として乳幼児医療費助成事業がございますが、助成対象者が3歳まで又は18歳以下が3人以上いる世帯で6歳までと限られておりますので、制度の更なる拡充を図るよう県に要望してまいりますとともに、国の医療費制度における保護者の負担軽減についても併せて要望してまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） こども医療費については、県内市町村において支援が進んでいることから、子どもの疾病の早期治療の促進と保護者の経済的な負担軽減を図るため、自己負担の全額助成を検討するということでもありますので、よろしくお答えをいたします。

今回4点について質問いたしました。提案しました問題については是非検討していただきますようお願いいたします。今回の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。10時45分から会議を開きますので、よろしくお答えをいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時42分休憩

午前10時45分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

17番，村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） おはようございます。今回質問いたしますのは、農政の課題3項目について質問いたします。執行部におかれましては、前向きで積極的な答弁を期待いたしております。

では、第1点目の日本型直接支払制度についてお伺いします。これは、自民党が政権奪取後の2014年に民主党政権の戸別所得補償制度の対案として法制化したものであります。三つの交付金の総称としての農政用語であります。一つは多面的機能支払機能交付金，中山間地域等直接支払交付金，環境保全型農業直接支払交付金の三つからなっております。そこで、三つの交付金の概要と対象地域並びに面積，さらには三つの交付金の普及推進の現状についてお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

日本型直接支払とは、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度で、多面的機能支払，中山間地域等直接支払，環境保全型農業直接支払の三つの交付金で構成されています。

まず、一つ目の多面的機能支払交付金とは、農地法面の除草や水路の泥上げといった基礎的活動への農地維持支払と、水路の補修や農道脇に花木を植えるなど地域資源をより良くする活動への資源向上支払があり、対象の農地面積に応じ支払いを行うものです。

それぞれの交付単価は、農地維持支払については、田が10アール当たり3千円，畑が10アール当たり2千円となっております。また、資源向上支払については、共同活動と長寿命化活動に分けられ、共同活動の交付単価は、田が10アール当たり1,800円，畑が10アール当たり1,080円となっております。長寿命化活動の交付単価は、田が10アール当たり4,400円，畑が10アール当たり2千円となっております。

本市では、旧宇土八水土地改良区の地域組織と網田地区の四つの組織，併せて五つの組織で活動されておりまして、取組面積は田が約967ヘクタール，畑が約58ヘクタールの合計約1,025ヘクタールであり，これは本市の耕地面積6,499ヘクタールの15.8%に当たり，昨年度の総交付額は約8,600万円となっております。

次に、二つ目の中山間地域等直接支払交付金とは、高齢化や人口減少が進む中山間地域などの農地での営農継続を支援する制度で、集落単位の協定締結を条件に支払いを行うものです。

交付単価は、田の急傾斜が10アール当たり2万1千円、緩傾斜が10アール当たり8千円となっており、畑の急傾斜が10アール当たり1万1,500円、緩傾斜が10アール当たり3,500円となっております。

本市では、半島振興法が適用され、現在の第5期対策で活動している集落協定は、石橋、飯塚、城塚、猪白、小舟、長浜、田平、引の花の八つの協定組織があります。取組総面積は約58.1ヘクタールで、これは本市の耕地面積6,499ヘクタールの0.9%に当たり、昨年度の総交付額は約700万円となっております。

最後に、三つ目の環境保全型農業直接支払交付金とは、温暖化防止や生態系保全につながる取組を支援する制度で、化学肥料・農薬を原則5割以上削減した上で、有機農業や堆肥の施用などの取組内容や農地面積に応じて支払いを行うものです。

交付単価は、雑穀、飼料作物以外の有機農業の取組に10アール当たり1万2千円、堆肥施用の取組に10アール当たり4,400円となっております。

現在、この交付金を活用されているのは、3戸の農家で組織されている宇土市環境営農組合のみであります。取組面積はレンゲ等の緑肥が約0.51ヘクタール、有機農業が約12.3ヘクタールの合計約12.8ヘクタールであり、これは本市の耕地面積6,499ヘクタールの0.2%に当たり、昨年度の総交付額は約151万円となっております。

続きまして、三つの交付金の普及推進の現状についてお答えいたします。

多面的機能支払では、現在取り組んでいる五つの組織内の地域住民に対して、各組織の総会時等にチラシの配布による事業の周知を図っております。また、制度内容の変更があった場合は、組織の代表者に対して説明会を実施するなど多面的機能支払への理解を深めていただくとともに、農地の維持管理の推進に努めているところです。

次に、中山間地域等直接支払では、国から配布されるパンフレットの設置や、相談者に対する制度説明等を行い事業の周知を図っております。

また、現在取り組んでいる8集落の協定参加者が減少しないように集落戦略策定時の支援としてモデル事例の提示や事務作業のサポート、さらに、本市の農業経営アドバイザーとともに集落ごとの営農指導も行っております。

次に、環境保全型農業直接支払では、中山間地域等直接支払同様、国から配布されるパンフレットの設置や相談者に対する制度説明等を行い、事業の周知を図っております。

また、取組計画策定時のサポートや事務補助等を行い、事業に取り組みやすいように支援しております。さらに、農業経営アドバイザーとともに取組ほ場の現地確認を行い、営農指導も行っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 今の答弁で大体分かったわけですが、特に利用率が非常に低いわけです。多面的での交付金については、宇土市の耕地面積全体で6,499ヘクタールに対して利用率が15.8%。中山間地域等8集落協定の取組面積が58.1ヘクタール、中山間地域の八つの集落協定の耕地面積は1,828ヘクタールでありますので、0.2%の利用率であります。それと環境保全型については今言われましたとおり、3戸の宇土市環境営農組合が組織され、取り組んでおられる面積は12.8ヘクタール、これは全体の面積6,499ヘクタールに対し0.2%の利用率ということで、非常に私から言えば低位だというふうに思っております。

そこで、どういう普及推進をされたかという答弁でありましたが、チラシを配布とかパンフレットを設置とか、事務補助を行っている等が主な普及推進の現状であろうかというふうに思います。これについては、やはり考え方を変えなければいけないような感じがいたしております。後でまとめて申し上げますので、その場でお話を申し上げたいと思います。

次に、水田活用の直接支払交付金についてお伺いいたします。これは、いわゆる転作助成金であり、消費減退が続く主食用米に代わり、水田で麦、大豆、飼料用米等を作る農家に対する転作補助金であります。これにより主食用米と同等の所得確保、需要のある転作物への誘導、主食用米の需給価格の安定、食料自給率の向上、自給力の向上を狙いといたしております。

そこで、この交付金は、国が転作物の対象や地域単価を全国一律で設定する戦略作物助成金と、県や地域の再生協議会が使い道や単価を決める産地交付金があります。そこで、戦略作物助成の作物と単価について、産地交付金の作物と単価についてお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） まず、戦略作物の作物と単価についてお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金とは、米政策改革の定着と水田活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援する制度です。

本交付金には、国によって対象作物や助成単価を全国一律で設定する戦略作物助成と、国が配分する枠内で県や市町村の農業再生協議会が用途や単価を決める産地交付金があります。

戦略作物助成の単価は、麦、大豆、飼料作物で10アール当たり3万5千円、家畜の飼料となるWCS用稲で10アール当たり8万円、加工用米で10アール当たり2万円、飼料用米・米粉用米では収量に応じ、10アール当たり5万5千円から10万5千円となっております。

また、飼料用米、米粉用米の複数年契約の取組として10アール当たり1万2千円、そば・なたね、新市場開拓用米の作付けの取組として10アール当たり2万円の単価となって

おります。

続きまして、産地交付金の作物と単価についてお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金のうち、産地交付金は、麦・大豆や飼料用米への上乗せ支援や野菜・花きなど高収益作物への助成を行い、県や市町村の農業再生協議会で対象作物や助成単価を設定しております。

まず、県が対象作物や単価を設定する助成メニューについては四つあります。

一つ目に、戦略作物を積極的に取り組む担い手が集積や規模拡大を図るため、認定農業者等に対して作付けを支援する担い手加算があり、麦・大豆を対象に10アール当たり3千円の単価となっております。

二つ目に、単収向上に向けた肥培管理を支援する生産性向上加算があり、飼料用米、米粉用米を対象に10アール当たり5千円の単価となっております。

三つ目に、複数年契約に基づく作付けを支援する安定供給助成があり、加工用米を対象に10アール当たり1万円の単価となっております。

最後、四つ目に、二毛作への取組を支援する水田高度利用加算があり、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねを対象に10アール当たり3千円の単価となっております。

次に、本市の農業再生協議会が対象作物や単価を設定する助成メニューについては、九つあります。

まず、一つ目に、無人へりによる共同農薬防除を実施した場合に助成する無人へり農薬防除助成があり、米粉用米、飼料用米、加工用米、WCS用稲、麦、大豆を対象に10アール当たり1,500円の単価となっております。

二つ目に、堆肥散布を実施した場合に助成する地力回復に伴う堆肥散布助成があり、加工用米、麦、大豆、高収益作物を対象に10アール当たり4千円の単価となっております。

三つ目に、ほ場の土壌分析を実施した場合に助成する地力増進に伴う土壌分析助成があり、米粉用米、飼料用米、加工用米、WCS用稲、麦、大豆、飼料作物、高収益作物を対象に、10アール当たり千円の単価となっております。

四つ目に、耕畜連携による飼料生産水田への堆肥散布を実施した場合に助成する耕畜連携助成があり、飼料用米、WCS用稲、飼料作物を対象に10アール当たり9,500円の単価となっております。

五つ目に、飼料用米のわら利用を実施した場合に助成する耕畜連携助成があり、飼料用米を対象に、10アール当たり6千円の単価となっております。

六つ目に、団地化された作付面積に応じて助成する団地化加算助成があり、飼料用米を対象に、10アール当たり6千円の単価となっております。

七つ目に、合理的な生産を目的とした対象作物の栽培を実施した場合に助成する土地利用

型作物合理化助成があり、米粉用米、飼料用米、加工用米、麦、大豆を対象に、10アール当たり2,500円の単価となっております。

八つ目に、二毛作として作付された場合に助成する麦二毛作助成があり、麦を対象に10アール当たり8,500円の単価となっております。

最後、九つ目に、出荷・販売を目的に作付した場合に助成する高収益作物助成があり、野菜や花き等の高収益作物を対象に、10アール当たり8千円の単価となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） まず戦略作物助成金の説明で十分分かりましたけれども、簡単に言いますと飼料用米をはじめ、WCS用稲等々の飼料作物については、大変国の助成も手厚くなっているというふうに思います。また、麦・大豆については、10アール当たり3万5千円ということで、飼料用米等に比べますと低いような感じがいたしております。それと農業再生協議会で決められますのは県が四つ単価を設定するものがあるという説明があったと思います。それと地域の再生協議会で行うのが九つあったと思います。この内容も、国の戦略作物助成金に関連し、それに上乗せをされているというふうに思っております。その中で、今後とも米価と需給の安定と価格の維持を図るためには、どうしても転作作物が必要になってまいります。特に飼料用米等は安定した転作が進んでいるわけではありますが、国内で需要がある麦・大豆等の全国的に見ましても、なかなか転作が進まない。その要因が何かということであろうかと思っております。特に、麦・大豆につきましては、主食用米はじめ転作作物に比べますと所得が非常に見劣りをしておりますし、低いわけでありまして、そこで、産地交付金の増額をし、他の作物同様の所得が得られるようにする必要があるかというふうに思います。特に麦・大豆の産地交付金、これは国からの枠の中で地域再生協議会等は配分するわけでありまして、どうしても麦・大豆等に助成を増額するとなれば、足らないわけでありまして、市としての財政支援の検討もしていただきたいというふうに思います。それと、最近の情報ですが、農水省では水田活用直接支払の見直しがされるというふうに報道されております。特に麦・大豆については、義務化をする、転作を配分するというようなことであります。したがって、今後12月以降、そういう国からの通達が来るというふうに思いますが、それには必ずペナルティ制度があります。達成しなければ、交付税・交付金に対してもペナルティがつくというふうにも報道されておりますので、そこら辺は十分情報を収集し対応をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、みどりの食料システム戦略についてお伺いをいたします。

農水省は、農政の一つの柱としてみどりの食料システム戦略を策定し、具体的な数値目標を掲げ、農業の環境負荷の低減を図ることにいたしております。そこで、戦略の数値目標の

具体的な内容と今後の普及推進についてどのように取り組まれるのかお伺いをいたします。
経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） それでは，戦略の数値目標の具体的な内容についてお答えいたします。

農林水産省が令和3年5月に策定したみどりの食料システム戦略は，農業の環境負荷の低減や生産基盤の強化を目指すものとなっております。

その実現に向けた数値目標としましては，特に農業に関係するものについてになりますけれども，2050年までに，1，農林水産業の二酸化炭素排出量実質ゼロ，2，化学農薬の使用量を50%低減，3，輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減，4，有機農業の取組面積の割合を25%（100万ヘクタール）に拡大，5，化石燃料を使用しない施設への完全移行などを掲げてあります。

これらの目標達成に向けた具体的な取組として，スマート技術によるピンポイント農薬散布，土壌・生育データに基づく施肥管理，農業機械の電化，木や竹，もみ殻などの生物由来資源を原料とするバイオ炭の農地投入技術等の期待される取組・技術が示されており，今後，令和4年度以降に予算化され推進が図られていくことになります。

次に，今後の普及推進をどのように取り組んでいくかについてお答えいたします。

先ほど答弁しましたように，農林水産省は五つの数値目標に関して，スマート技術によるピンポイント農薬散布，土壌・生育データに基づく施肥管理，農業機械の電化，バイオ炭の農地投入技術等の期待される取組・技術を示し，令和4年度以降に予算化され推進が図られていくことになります。

本市としては，まずは国が示すみどりの食料システム戦略に関しての内容やその取組について，農業者の方々に理解していただくために，広報紙やホームページにより広く周知を図ることが重要だと考えております。

また，国の動向に注視しながら広報紙やホームページはもちろんのこと，パンフレット等の配布や御要望があれば説明会を開催するなど，常に最新の情報を迅速に提供していくことにより，農業者の方々が取り組みやすい環境を整えることで，普及推進を図ってまいりたいと考えております。

さらに，より多くの農業者が取り組むことができるよう，集落ごとの特色を生かした地域ビジョンづくりのため，県やJA，関係団体等と連携を図り，話し合いの場を設けるなどの推進が必要であると考えております。

そのためには，本市において，将来における地域農業のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる新たな基本構想を策定する必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） みどりの食料システム戦略については、五つの項目の説明がっておりますが、二酸化炭素排出量実質ゼロにする、有機農業の全土地面積の25%、全国で100万ヘクタールに拡大、化学農薬の使用量を50%削減、化学肥料の30%削減、園芸施設の化石燃料を使わない施設への移行、農業機械、スマート農業をしながら労働力の低下を図るといような主な内容であったというふうに思います。

それと、普及推進について一言ちょっと申し上げたいことがあります。要望があれば説明会を開催するという答弁であったろうというふうに思います。冒頭、日本型直接支払制度の中で普及率が非常に低い、利用率が低いというふうに答弁があったわけであり、その原因が何かであります。チラシ、パンフレットを配って農家の皆さんに周知を徹底して、要望があれば出向いて行って話をしているということであり、果たしてチラシとかパンフレットを見て、こういう交付金制度等について農家の皆さんが理解されるかという、私は非常にどうかという感じがいたしております。今後は、宇土市の行政区は幾つか、百三十幾つか。

（「157です」と呼ぶ者あり）の中で、農業集落はたしか100程度はあったというふうに思います。以前、国が減反配分をしていたとき、行政の職員の方は相当の班編成をし、集落に行き、減反の必要性を説いて減反達成をされたというふうに思います。みどりの食料システム戦略については、まさしく集落に行って、農家の皆さんに集まっていたいただいて説明会をし、みどりの食料システム戦略の理解と御協力、それと有機農業についての理解を深めることが大切であろうというふうに思います。是非そこらあたりは、市長はじめ執行部、経済部の中で十分に議論され、集落に行つての説明会の開催を強く要望をいたしておきます。

特にみどりの食料システム戦略においては、有機農業をいかに定着させるかということですので、有機農業促進協議会等を宇土市の中に設置をしていただく必要があるのかというふうに思います。構成メンバーとしては、いつも言っておりますように、行政、副市長、JAそれと環境保全型をされております営農組合等々のメンバーで、有機農業とは何ぞや、先ほど申し上げましたように、農薬はこのようなことをすれば減りますよ、肥料はこのようにことをすれば減らすことができますよ、または有機農業をする中で栽培体系、何と何を組み合わせると有機農業がそれぞれの地域に適しているのか。そういうこまめな内容をまとめて、集落の説明会の中で話をされることが大切ではなかろうかというふうに思います。今からですので、農水省からいろいろな情報を収集され、経済部を中心に市長、副市長の指導をいただいて、早急に有機農業の手引きといいますか、そういうことに取り組んでいかれますように要望をいたしておきます。

時間もまだ余っているのですが、ここらあたりで一般質問を終わりますので、よろしくお

願ひ申し上げ、終わります。

- 議長（中口俊宏君） ここで議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前11時20分頃から会議を開きますので、よろしくお願ひいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願ひいたします。

-----○-----

午前11時16分休憩

午前11時20分再開

-----○-----

- 議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番、芥川幸子さん。

- 14番（芥川幸子さん） 皆様、お疲れ様でございます。公明党の芥川でございます。今定例会最後の質問になりました。通告に従いまして簡潔に質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに市民サービスの向上につきまして2点質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険の高額療養費の支給、申請手続きの簡素化につきましてお伺いをいたします。重い病気などで病院等に長期入院したり、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となります。このような場合に医療費の家計負担が重くならないように、ひと月に医療機関や薬局の窓口で支払った額を定められた自己負担限度額を超えた場合に申請しますと、その超えた分が払い戻される高額療養費制度があります。これまで払戻しの手続きは対象の月ごとに申請書、領収証を市役所の窓口まで提出しなければいけませんでした。本年3月に国民健康保険法施行規則の一部改正により、今後は、初回のみ専用の申請書を提出することで、高額療養費に該当する場合は自動で指定の口座に振り込まれるようになりました。これまで対象となる被保険者については年齢が限定されていましたが、年齢制限を設けず、全ての被保険者を対象とすることが可能となりました。県下でも八代市など既に実施している自治体もございます。

そこで、国民健康保険被保険者の利便性を図るために、高額療養費の支給、申請手続きの簡素化を本市でも早く導入すべきだと考えますが、市民環境部長に本市の見解をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

- 議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

- 市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

国民健康保険高額療養費手続きの簡素化については、平成28年度に国民健康保険法施行規則が一部改正され、市町村の判断で実施することが可能となりました。その内容は、世帯

全員が70歳以上74歳以下の被保険者に限り、ひと月の自己負担限度額を超えた医療費を高額療養費として、一度支給申請をしていただければ、その後の支給申請は不要となり、指定された口座へ自動支給するというものです。さらに、本年3月には年齢制限が撤廃され、全世帯を対象とした手続きの簡素化が可能となり、県内でも既に実施されている自治体もございませう。

本市では、昨年まで、簡素化の対象が70歳以上の世帯に限定されていたため、公平性の観点から手続きの簡素化の導入を見送っておりましたが、今回の改正を機に再度検討いたしました。その結果、2回目以降の支給申請の省略による被保険者の利便性の向上が大きく見込めるため、令和4年度から導入する方向で現在準備を進めております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。来年度から申請手続きの簡素化を導入する方向で準備を進めているということでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、市職員の接遇向上につきましてお伺ひしたいと思います。

市役所を訪れる市民の皆さんは、何らかの手続きや相談など明確な目標を持っておられます。市民の方いわゆるお客様からすれば、目的がある以上、その目的が達成すればよいわけでございます。その目的が達成される過程で、雰囲気が良い、機転が利くといった職員の応対は十分な満足感や感動を与えますし、お客様自身が気づいていなかった目的を引き出すことにもつながってまいります。

本市での窓口対応について、以前より良くなったと言われることも多くありますが、一方、窓口で目が合っても知らないふりをして、すぐに誰も立って対応しない、そのような部署も見受けられるといった意見も複数の市民の方から聞いております。市職員一人一人がより良い接遇を実践し、市民と良好な関係を築くことを目的に、市民への適切な対応をまとめた接遇マニュアルを作成し、接遇向上に取り組んでいる自治体も多くあります。ある自治体の接遇マニュアルの中に、「接遇とは、相手（市民・来訪者）を思いやる心を持って接することであり、お客様に対しておもてなしの心をもって接することです。」と書かれておりました。本市では、接遇向上に向けてどのような取組をされているのか。また接遇向上マニュアルなどを作成する必要があるのではないかとと思いますが、総務部長にお伺ひをいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

窓口対応や市民からの相談・問い合わせ等の接遇につきましては、年間を通して定期的にやさしい対応及び執務中の服装等について全職員に対して周知し、意識付けをしています。

周知の内容には、笑顔で挨拶すること、やさしい対応を心がけること、執務中の服装に気を付けることなどにつきまして、具体的な取組方法を示しているところでございます。

近年、窓口対応が良くなったという御意見やお手紙もいただいているところですが、先ほど議員がおっしゃったように、市民の方から職員の対応が悪いといった意見などをいただく場合もございます。そのときは、総務課で事実確認を行い、直ちに全部長で内容を共有しております。その後、原因究明と対策、対応を協議し、管理職を通じて全職員に接遇の心がけを促しております。

また、住民サービスの向上に必要な接遇スキルの取得やクレームを未然に防ぐ対処方法を本市の職員研修の重点科目として設定し、熊本県市町村職員研修協議会が主催します接遇研修に派遣しております。本年度は延べ52名が参加しており、研修受講後は各部署において、研修内容を共有し、お互いに意識を高め合い、活気あるそして元気がある職場を目指しております。

現在、マニュアル等を活用し、窓口対応に取り組んでいる部署もございしますが、全庁共通の接遇向上マニュアルを整理し、会計年度任用職員等を含む全ての職員がやさしい対応、市民に寄り添った接遇対応を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。来庁される市民の方に笑顔で挨拶をしていただき、そしておもてなしと思いやりの心で接していただくことをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、第3次宇土市環境基本計画より、ごみの少ない循環型のまちづくりについて質問させていただきます。

ごみの減量化につきましては、各自治体様々な取組をしています。ごみの減量化を着実に進めている自治体もあります。本市におきましても、エコライフ計画とごみ出しルールブックが本年10月に改訂されております。そして何よりも便利になったのは、ごみの捨て方に迷ったときに、宇土市ごみ分別サイトを調べてみるとすぐに分かることができますし、昨年12月から広報うとにおいて、「必見！ごみの分別」が掲載をされております。しかし、残念ながら市民の方でも御存じない方も多くおられるように思います。市民の皆様をしっかり御理解と御協力をしていただくことができれば、もっとごみの減量化が進むのではないかと思います。その上で、燃えるごみの中で多くの割合を占める生ごみと紙類を効果的に減らすことができれば、一人当たりのごみの排出量も減らせるのではないかと考えます。いま一度、市民の皆様にも周知啓発をしていただき、ごみの減量化の推進をしていく必要があるのではないかと考えております。

市民環境部長に、ごみの減量化の推進につきまして、これまでの取組と今後のごみの減量化の推進についてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市の廃棄物減量化に対する取組状況につきましては、平成10年1月から、それまでの燃えるごみ，燃えないごみの区分に加え，資源ごみとして6種類の分別収集を開始しております。その後，平成12年度から資源ごみの種類を13種類に，平成24年度からは16種類に増やし，平成27年度からは現在の17種類で分別収集を行ってまいりました。

このほかに，平成15年度から生ごみの回収を開始しましたが，委託業者の受け入れ中止により，令和元年度から回収を中止した経緯があります。

その後の生ごみ対策としましては，各家庭での生ごみの減量化を促すため，生ごみ処理機購入の助成制度を令和2年度から行っております。

このほか，エコライフ計画ではごみを作らない5Rエコライフとして，リフューズ，ごみの元になるものを買ったりもらったりしない，リデュース，詰め替え製品を使って不要なごみを抑制する，リユース，ごみとして捨てずに再利用する，リペア，修理できるものは修理して使う，リサイクル，不要なものを再資源化するといった循環社会の形成に向けた取組を推奨しています。

今後も，ホームページや広報等において更なる周知啓発を行い，ごみの減量化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

次に，リサイクル率向上のための取組につきましてお伺いをいたします。

燃えるごみの中には，資源化できる雑がみが約8%も混入していると言われております。この雑がみを分類して資源ごみとして出すことができれば，燃えるごみの排出量も減少してごみの減量化の推進につながっていくと思います。第3次宇土市環境基本計画によりますと，一般廃棄物のリサイクル率が2017年度で14.5%，2023年度の目標値で25%となっております。一昨年の12月定例会で資源ごみ収集における課題及び対策について質問をしたわけですが，2003年度から生ごみの分別収集を開始されていたのが，2019年3月から突然生ごみ収集が中止されたために，さらにリサイクル率の低下が懸念されるということでした。毎月第3水曜日の資源ごみの日以外にも，市民が資源ごみを持ち込めるような簡易施設の設置や，各家庭での生ごみの減量化を促すため，生ごみ処理機購入に対する補助金の創設を検討され，その後簡易施設の設置や生ごみ処理機の

補助制度が創設をされましたが、リサイクル率がなかなか向上していないのが現状ではないでしょうか。

本市はこのリサイクル率の低下に対する分析はされているのかお尋ねをいたします。そしてまた2023年度のリサイクル率の目標値25%は、生ごみの回収が中止になった影響で、大変厳しい目標値になったのではないかと思います。もし目標値25%の見直しが必要であれば、何パーセントまで取り組んでいくのか、新たな目標値を示していただきたいと思ます。今後、リサイクル率向上のための取組につきまして、市民環境部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、過去5年間のリサイクル率につきましては、平成28年度が13.3%、平成29年度が14.5%、平成30年度が14.6%、令和元年度が12.1%、令和2年度が10.5%となっております。

平成30年度までは上昇していましたが、令和元年度は前年度比で2.5ポイント低下しております。これは、生ごみ処理業者の受け入れ中止による影響が大きく、仮に平成30年度に生ごみの受け入れが中止されていた場合、リサイクル率は14.6%が8.3%に低下したことになります。

そのため、令和元年度のリサイクル率も、そのままであれば8%台まで低下するところでしたが、分別収集を行っている店舗等の協力によって資源ごみが増加し、生ごみ受け入れ中止の影響を最小限に抑えることができ、12.1%になったところです。

令和2年度はさらに1.6ポイント低下しておりますが、これは、回収した不燃ごみの中に大量の資源ごみが混入していたため、その仕分けの中間処理を行っていましたが、中間処理に膨大な費用が掛かることから、令和2年度から中間処理を中止したことによって、不燃ごみの中に混入していた資源ごみを回収できなくなったことが影響しています。

しかし、市民の意識も徐々に改善してきておりますので、今後不燃ごみとして処理される資源ごみは減少し、資源ごみとして処理される量が増加するものと考えております。

今後のリサイクル率向上のための取組としましては、先ほど述べました5Rエコライフの周知・啓発や生ごみ処理機の補助制度に加え、生ごみの水切りで水分量を減らすなど、リサイクル率計算の分母となるごみの総量を減らす取組を行ってまいりたいと考えております。

また、店舗など民間等とも協力することで、リサイクル率を平成30年度の14.6%以上の15%台に上昇するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

リサイクル率を15%台に上昇するように取り組んでいくということでございますが、担当課の熱意で市民の皆様の意識をさらに高めていただいて、行政と市民と一体となって、全国平均では今19.6%なので、ここに近づくように頑張っていきたいと思っておりますし、私も全力で取り組んでいきたいと思っております。期待をしております。

次に、プラスチックごみの削減に向けた取組についてお伺いをいたします。

ここ数年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環確立の必要性が強く認識されるようになってきました。こうした中、プラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的としたプラスチック資源循環促進法が成立され、来年4月に施行の予定でございます。プラスチック資源循環促進法では、環境汚染の原因ともなるプラごみを減らすため、プラ製品の設計・製造から、販売・提供、排出・回収・リサイクルまでの各段階ごとに対策が明記されております。その中の排出・回収・リサイクル段階では、あらゆるプラスチックを効果的に回収・リサイクルする仕組みを構築していくということです。

柱となるのが、市区町村の分別収集や再商品化の強化でございます。例えば文房具やおもちゃといったプラ製品は、可燃ごみや不燃ごみとして回収されるなど、自治体ごとに扱いが異なります。この法案では、容器包装リサイクル法の仕組みを活用しながら、自治体とリサイクル業者が協力し、より効果的に再商品化する仕組みを導入しようとしています。これによりプラスチック素材を容器包装に限定せず、玩具、文房具、プリンターなど、プラスチック製品の一括分別収集も可能となります。資源プラスチックの一括回収にいち早く取り組んでいる自治体もあります。東京都港区では2008年10月から容器包装プラスチックとは別に、新たな資源プラスチックの分類を設け、容器包装プラスチック以外の製品プラスチックの回収・リサイクルが行われておりますし、同様の取組を複数の自治体でも行われております。

来年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に当たり、現在回収している廃プラ以外のプラごみの資源化につきまして、本市の見解を市民環境部長にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

現在、プラスチック製容器包装ごみ以外のプラスチックごみは指定袋に入るものは可燃ごみ、袋に入らない物は粗大ごみとして不燃ごみで収集しておりますが、再資源化することはなく焼却しているのが現状です。

国は、令和4年4月1日施行予定のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の

中で、家庭から排出されるプラスチック製容器包装製品以外のプラスチック資源についても、市町村による分別回収を求めています。

現時点では、基本的方向性のみの情報であることから、今後、国からの情報などを注視し、分別方法の見直しやその時期などについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

国からの情報や先行自治体の取組などを注視していただき、本市においてコストと手間のかからない方法を検討していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、中学生制服の自由選択制につきましてお伺いをいたします。

先日、野口議員からもLGBTの観点から学校の制服について質問がありましたが、私のほうからは、防寒や防犯対策、機能性の面からも質問させていただきたいと思います。近年気候の変化や価値観の多様化などを背景に、詰襟は苦しい、スカートでは寒く自転車に乗るのは不便など、見直しを求める声なども挙がっており、全国の学校で一人一人が自分に合った制服を選べる制服選択制を導入する動きが広がっております。

福岡県太宰府市では、今年度から市内4公立中学校で統一した制服が導入され、スカートとスラックスを自由に選択できるようになりました。ネクタイとリボン各校で色違いにしているそうでございます。制服の選択制を導入して実際に始めてみると、スラックスを選ぶ女子生徒は、防寒性や機能性を理由にする例がほとんどだということでございます。

本市でも生徒が学校生活を送る上で、自分らしく快適に過ごせるよう、利便性やジェンダーレスに配慮した制服を選択できる制度の導入を求めたいと思います。また、生徒や保護者を対象にアンケート調査をして、意識調査をされたらどうかと思いますが、教育部長に本市の見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

平成30年3月に文部科学省の通知では、「学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと」とされております。

このような中、最近、全国的に制服に関する見直しの議論が活発化しており、議員御指摘のとおり、時代の流れとともにジェンダーレスや機能性に配慮した制服を導入する自治体や学校もございます。

現在、市立中学校の制服は、男子が詰襟の学生服、女子がセーラー服となっており、校則において標準服として位置づけられております。制服が導入されてから今日に至るまで、見直しは行われておりません。

制服の選択制の導入につきましては、各学校の裁量によるものでありますが、当該生徒や保護者の意向のほか、周囲の生徒等への配慮など慎重な対応が必要となってまいります。

教育委員会としましては、多様性に配慮した制服に関するアンケートの実施に当たって、今後、他の自治体の事例等について調査・研究を進めながら、まずは、校長会等で議論を深め、各学校との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

前向きな御検討をお願いしたいと思います。

最後に、保育士の処遇改善につきまして質問をさせていただきます。

保育士は、現在の日本を支える子育て世代と未来の日本を担う子どもたちにとってなくてはならない存在であります。しかし保育士は、重労働で他業種に比べて給料が低いというイメージがあることから、一度離職をして保育現場に戻らない潜在保育士が少なくありません。こうした潜在保育士や未来の保育士人材を確保しようと、国は2015年から保育士の労働環境・処遇改善を目指す施策がスタートし、2種類の処遇改善加算の制度が設けられました。ところが、処遇改善の手当を受ける人数に制限があったり、都道府県や地域による待遇の差もあるのが事実であります。そこで、国が定める処遇改善に加えて、自治体独自でも処遇改善の策を打ち出しております。例えば、育児給付金の給付期間延長や子どもの入園に一定の配慮をすることや奨励金の支給など、独自の基準や助成金制度を整備し、保育士人材確保に取り組んでいる自治体も多くあります。

本市では、保育士の処遇改善に対する市の独自支援についてどのように考えておられるのか、健康福祉部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 保育士の処遇改善に対する市の独自支援についてお答えします。

保育士の処遇改善につきましては、国の公定価格である処遇改善加算に準じており、市独自で保育士の処遇改善に向けた取組はございません。しかし、保育士の処遇を改善し、離職防止を図り、待機児童の解消に努める必要があると承知しております。

その一つとして、本市では、今年度から予備保育士確保促進事業に取り組んでおります。この事業は、保育所に対し、年度当初から児童数に係る保育士の配置基準を超えて、新たに

保育士を1名又は2名配置した場合に、その人件費を助成し、保育の受け皿を確保することにより、年度途中に入所を希望する児童を待機させることなく受け入れるための事業です。市事業費に対し、県から2分の1の補助があり、市内保育所の15園中、8園が実施されております。

この事業により、保育士数が増えたことによって、保育士の業務負担の軽減にも効果があったものと考えております。また、処遇改善加算においては、直接保育士に給付されるものではなく、保育所に給付費として交付し、保育所が配分するようになっておりますので、市では、毎年、各保育所から賃金台帳などを提出してもらい、賃金改善分などが適切に支払われているか確認をしております。

なお、保育士の処遇に直接関係するものではございませんが、保育所に勤務する保育士が、自分のお子さんを保育所に預けたい場合は、入所選考の点数に加点することで、より入所しやすいよう配慮しており、保育士が安心して勤務できる環境整備を行っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

保育士として働く子どもさんの入所に関して、一定の配慮がなされているなど、安心して勤務できる環境を整備しているとのことありがとうございました。しかしまだほかにも、市として処遇改善ができないか検討していただけないかと思います。子育てがしやすく、安心して子どもを預けることができる宇土市になりますように元松市長にお願いをいたしまして、今回の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第78号から議案第92号）

○議長（中口俊宏君） 日程第2、市長提出議案第78号から議案第92号までの15件につきまして、本日配布の令和3年12月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたしましたのでよろしくお願いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、7日文教厚生常任委員会、8日総務市民常任委員会、9日経済建設常任委員会となっておりますので、よろしくお願いたします。

次の本会議は、15日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時52分散会

令和3年12月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第79号 宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約の締結について
- 議案第86号 宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について
- 議案第87号 財産の取得について
- 議案第89号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第90号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

経済建設常任委員会

- 議案第78号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第20号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第83号 宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 宇土市道路線の変更について
- 議案第89号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第92号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第78号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第20号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第79号 宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第90号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第91号 令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和3年12月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

請願

受理 番号	受 理 年月日	請 願 の 件 名	請願者の住所・氏名	付 託 委員会	紹介議員
令和 3年 1	R 3. 11. 19	コロナ禍において、 子ども達の生命、人 権を守るための請願 書	熊本市北区武蔵ヶ丘3- 10-6 くまもと未来こどもの会 代表者 豊田駿一	文教厚生	今中真之助

継続審査になっている陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 3年 3	R 3. 6. 22	別居・離婚後の共同親権及 び共同養育の法整備に関す る陳情書	広島市東区尾長東3-15-17 全国の児童相談所が行う子ども に対する人権侵害を阻止する会 代表 江邑幸一	文教厚生
令和 3年 4	R 3. 6. 22	児童福祉の環境改善に関す る陳情書	広島市東区尾長東 3-15-17 全国の児童相談所が行う子ども に対する人権侵害を阻止する会 代表 江邑幸一	文教厚生
令和 3年 5	R 3. 8. 23	超高齢社会にチャレンジす るシルバー人材センターの 決意と支援の要望	宇土市築籠町 183 番地 公益社団法人宇土市シルバー人 材センター 理事長 谷崎淳一	文教厚生

第 5 号

1 2 月 1 5 日 (水)

令和3年12月宇土市議会定例会会議録 第5号

12月15日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
（質疑・討論）
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- （質疑・討論・採決）
- 日程第3 請願・陳情について
（質疑・討論・採決）
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
（採決）

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
（質疑・討論）
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- （質疑・討論・採決）
- 日程第3 請願・陳情について
（質疑・討論・採決）
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
（採決）

（追加日程）

- 日程第5 議案第94号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第6 発議第5号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書

3. 出席議員（18人）

1 番 佐美三 洋 君	2 番 小 崎 憲 一 君
3 番 今 中 真之助 君	4 番 西 田 和 徳 君
5 番 園 田 茂 君	6 番 宮 原 雄 一 君
7 番 嶋 本 圭 人 君	8 番 柴 田 正 樹 君
9 番 平 江 光 輝 君	10 番 檜 崎 政 治 君
11 番 野 口 修 一 君	12 番 中 口 俊 宏 君
13 番 藤 井 慶 峰 君	14 番 芥 川 幸 子 さん
15 番 山 村 保 夫 君	16 番 杉 本 信 一 君
17 番 村 田 宣 雄 君	18 番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 太 田 耕 幸 君	総 務 部 長 杉 本 裕 治 君
企 画 部 長 石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長 野 口 泰 正 君
健 康 福 祉 部 長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 小 山 郁 郎 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	教 育 部 長 山 口 裕 一 君
会 計 管 理 者 野 田 恵 美 さん	総 務 課 長 光 井 正 吾 君
危 機 管 理 課 長 東 顕 君	財 政 課 長 上 木 淳 司 君
企 画 課 長 宮 崎 英 児 君	まちづくり推進課長 中 山 好 美 さん

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長 江 河 一 郎 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長 春 木 教 明 君
議 事 係 参 事 永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事 松 本 浩 典 君

午前11時24分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）

○議長（中口俊宏君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，宮原雄一君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

まず，先般行いました要望活動について御報告いたします。去る10月15日に，市長及び市議会正副議長並びに特別委員会正副委員長により，国土交通省九州地方整備局及び八代河川国道事務所に対して，宇土市を通る国道57号線の現状と課題についての説明を申し上げ，熊本天草幹線道路の必要性和整備促進及び所要の予算額の確保を強くお願いしてまいりました。今後の事業促進につながる大変実のある要望活動であったことを，まず御報告申し上げます。

続きまして，去る12月1日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので，御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路，宇土道路における予算配分，用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。宇土道路，宇土三角道路につきましては，入札に伴う公告が行われた業務等がございますので，御報告させていただきます。

まず，宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和3年度事業について，工事では，熊本57号網津地区5号工事用道路3期工事，熊本57号城塚地区改良12期工事の2件で入札に伴う公告が行われております。これらの工事は，網津地区の馬門，割井川付近で建設中の工事用道路の延伸工事及び仮称城塚橋の橋台に取り付ける擁壁の築造工事であります。用地補償では，令和3年度国道57号宇土道路長浜地区外補償説明業務で入札に伴う公告が行われております。

次に，宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

調査設計では，令和3年度熊本天草幹線道路（その3，その4，その5）測量業務の3件で入札に伴う公告が行われております。

以上の報告を踏まえ，委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で出されていた「地下水への影響に対する対策について、国土交通省に確認してもらいたい。」との要望に対し、執行部から「国土交通省では、工事前から水位等を観測し、資料等を揃えられている。もしもの場合は、これらの資料等を基に工事との因果関係を調査し、対応を決定されるとのことであった。」との答弁がありました。

次に、前回の委員会で出されていた「仮称城塚インターチェンジ及び仮称網田インターチェンジ周辺の開発計画について、建設部と企画部で協議を行い報告してほしい。」との要望に対して、執行部から「建設部と企画部で協議を行った。企画部としては、今後の整備進捗状況により、土地利用の構想や方針を示して、地域の意見を取り入れながらインターチェンジ周辺地域のランドデザインを策定する必要があると認識している。仮称城塚インターチェンジ周辺エリアについては、次年度の予算要求段階ではあるがトラックターミナル等の産業利用や住宅地利用など、多面的に利用できる開発計画案の検討や収支計画の作成を行い、事業採算性及び実現可能性について検証する予定である。また、仮称網田インターチェンジについても整備が進んできていることから、周辺エリアの土地利用について実施計画に位置づけ、遅延することなく取り組んでいく。」との答弁がありました。

次に、委員から「熊本・宇土道路、宇土道路、宇土三角道路の供用開始は同時に行うのか。」との質疑があり、執行部から「国土交通省からは、供用開始時期について、今後の予算配分など未確定要素が多く、工事も終わっていないため、現段階では未定と聞いている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「今後、土地利用の構想を検討していく上で、宇土市として、熊本・宇土道路の仮称城塚インターチェンジまでの開通を第一の目標とするのか、宇土道路の仮称網田インターチェンジまでを併せて供用開始するのか、十分に議論する必要がある。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

日程第2 各常任委員長報告

○議長（中口俊宏君） 日程第2，去る12月6日の本会議におきまして，各常任委員会に付託をいたしました，市長提出議案第78号から議案第92号までの15件並びに請願・陳情につきましては，審査の経過と結果につきまして，それぞれ報告がっておりますので，これを一括して議題といたします。

順次，各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長，園田茂君。

○総務市民常任委員長（園田茂君） おはようございます。

ただいまから，総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして，去る12月8日，本委員会を開催し審査を行いましたので，その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は，条例関係3議案，予算関係2議案，その他3議案であります。

まず，議案第79号，宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について。これは，行政手続における押印を見直し，市民等の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため，条例を改正するものであります。

次に，議案第80号，宇土市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第81号，宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは関連法の改正に伴い，条例を改正するものであります。

次に，議案第85号，宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約の締結について及び議案第86号，宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について。これは，宇土市庁舎建設工事，本体工事及び機械設備工事の請負契約に係る建設工事の実施に伴い，設計の一部を変更して実施する必要性が生じたため，契約金額を変更するものであります。

次に，議案第87号，財産の取得について。これは，宇土市新庁舎建設に伴い全員協議会室及び委員会室の音響システムを取得するため，議会の議決を求めるものであります。

次に，議案第89号，令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず，総務費では，別館管理経費として1,712万2千円，新型コロナウイルス感染症対策事業（財政課分）として2千万円，ふるさと宇土応援基金経費として7億1,500万円，新型コロナウイルス感染症対策事業（まちづくり推進課分）として845万3千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、清掃総務費一般経費として2,108万7千円を減額するものであります。

次に、消防費では、消防団詰所等整備事業として2,883万9千円、自主防災組織連絡協議会設立支援事業として51万円を増額するものであります。

そのほか、人事管理経費など6事業について、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

また、宇土市デマンドバス運行に要する経費及び行政連絡文書等配送業務委託に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第90号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は700万円を増額するもので、補正後の総額は45億3,431万8千円であります。これは、一般被保険者療養費負担金の増額補正となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第79号、宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について。委員から「行政手続の押印の見直しのための条例改正とのことだが、今後も同様の改正を全庁的に行っていくということか。」との質疑があり、執行部から「条例の改正については議会の議決が必要であるため、本定例会に議案として提出しており、対象となる条例は2件である。ほかにも議会の議決を必要としない規則や要綱等で定めている様式等の改正があり、最終的に約1,400件の改正を行う予定である。」との答弁がありました。

次に、議案第89号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について。まず、事業所から出るごみについて、委員から「事業用のごみ袋に入れて出されているとのことだが、それを宇城クリーンセンターで処理する場合、1トン当たり何万円という処理費が掛かっている。事業所が自ら処理するというのが原則であり、事業所に対しても積極的に減量していただくよう啓発をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、空き家バンク登録物件補助金について、委員から「家財道具撤去等と物件改修に係る費用に対する補助とのことだが、どのような場合に対象になるのか。」との質疑があり、執行部から「空き家バンクに登録された物件を利用して、市外から移住される方を対象としている。物件の所有者か利用者のうち、費用を負担された方に補助金を交付する。」との答弁がありました。また、別の委員から「移住してから短期間で転出されるような方がいた場合、補助金の返還等もあり得るのか。」との質疑があり、執行部から「物件改修の内容によって異なるが、5年間は居住していただく制約を設けており、それに反した場合、補助金の

返還をしていただくことになる。」との答弁がありました。

次に、自主防災組織連絡協議会設立支援事業について、委員から「この協議会は、各行政区単位で設立するのか。」との質疑があり、執行部から「まずは、校区別に七つの協議会の設立を目指しており、将来的には各行政区の自主防災組織を統括していただく形を予定している。大規模災害時の避難所運営等をお願いしたいと考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「定期的に総会等を開催し、実のあるものになることを期待している。」との意見がありました。

また、議案以外で、執行部から宇土市長選挙の日程について報告があり、それに関連して委員から「市の投票率が伸び悩んでいるように感じるが、今後どのような対策を予定しているのか。」との質疑があり、執行部から「期日前投票所に花園コミュニティセンターと宇土シティモールを追加し、5か所に増設している。今回の衆議院議員総選挙の投票率は、前回の平成29年度の53.17%から0.26ポイント上昇し、53.43%となった。このうち全体の43.5%が期日前投票であり、投票の傾向が期日前投票にシフトしている。特に、宇土シティモールの投票所では、一日平均334人の投票があった。投票率の向上を図るため、今後も継続して取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました8議案については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） こんにちは。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月9日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係2議案、予算関係2議案、専決処分の報告及び承認1議案、その他1議案であります。

まず、議案第78号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第20号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、商工費では、新型コロナウイルス対策経済拡大商品券事業として1億3,078万

8千円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和3年8月大雨災害対策経費（土木課：道路補助災害分）として262万5千円を増額するものであります。

そのほか、令和3年8月大雨災害対策経費（土木課：道路補助災害分）については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第83号、宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について。これは、道路敷等占用料の額等を見直す必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第84号、宇土市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について。これは、河川占用料等の徴収時期等を見直す必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第88号、宇土市道路線の変更について。これは、市道の路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業として2,400万円、緊急浚渫推進事業（農業用ため池）として160万円を増額するものであります。

次に、土木費では、準用河川改修事業経費として220万円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和3年8月大雨災害対策経費（農林水産課：単独災害分）として70万円を増額するものであります。

そのほか、橋梁長寿命化事業経費など11事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定及び変更を行っており、水産物供給基盤機能保全事業に要する経費など2事業に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第92号、令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。補正額は、資本的支出370万7千円を増額するもので、補正後の総額は2億8,508万9千円であります。これは、配水管移設工事に係る設計委託料の増額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第78号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第20号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。委員から、新型コロナウイルス対策経済拡大商品券について「宇土市では一人一律3千円の商品券を給付したが、違った取組をしている自治体もあると聞く。自治体ごとに独自に計画しているのか。」との質疑があり、執行部から「自治体ごとに行っており、近隣自治体では、プレミアム商品券を販売され

たところもある。しかし、プレミアム商品券の場合は、一旦、市民の方が商品券を購入する必要があり、購入希望者が多い場合は抽選になることもある。今回、本市では、消費喚起策として、より効果的に実施するため、年末年始に間に合うよう、短期間で実施できる商品券の一律給付という方法をとった。併せて、新型コロナウイルスの影響で困られている事業所を支援するため、各種給付金事業も実施している。」との答弁がありました。

次に、議案第89号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について。委員から、防災重点ため池看板設置工事について「市内にあるため池の全てにこの看板を設置するのか。」との質疑があり、執行部から「市内には26か所の防災重点ため池があるが、そのうちの23か所に設置する予定である。設置場所については、ため池や地区の公民館に設置する予定であり、行政区長やため池管理者の要望を聞きながら設置したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、執行部から、宇土市空家等対策計画案について報告があり、それに対して委員から「取組施策の中に空き家等の利活用による地域活性化という項目があるが、具体的にどういったことを検討しているのか。」との質疑があり、執行部から「利活用に特化した地域おこし協力隊を登用するなどし、市と地域住民が連携して空き家等を改修し、地域住民等が集える場所などを整備することで地域活性化を図っていきたいと考えている。」との答弁がありました。また、委員から「空家等対策計画について、各地区に連絡はしているのか。」との質疑があり、執行部から「各地区の区長には、計画の策定後に今後の取組内容について連絡する予定である。また、併せて空き家の所有者へも連絡を行い、周知していきたいと考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「各地区の区長に事前に意見を聞くことも有効だと考える。是非、検討してほしい。」との意見がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

「今年度に再調査を実施している平成21年度調査区域の2字及び平成25年度調査区域の11字については、7月から現地立会いを開始し、10月末頃までに全て完了したところである。現在は、その立会い時に決めた筆界の測量工程に入っており、年度末までに地籍調査成果の完成を目指している。また、6月から7月にかけて閲覧を行った昨年度の地籍調査成果については、9月中旬に国・県へ認証請求を行っており、今後、認証承認が得られれば、登記を行うため速やかに法務局へ送付する計画である。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で、原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長，野口修一君。

○文教厚生常任委員長（野口修一君） こんにちは。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月7日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係2議案、予算関係3議案、専決処分の報告及び承認1議案の合計6議案と請願・陳情4件であります。

まず、議案第78号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第20号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業として126万7千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）として1億2,573万4千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業（追加接種分）として1億4,109万4千円を増額するものであります。

次に、教育費では、新型コロナウイルス感染症対策学校教育活動継続支援事業として131万円を増額するものであります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業（追加接種分）など2事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第79号、宇土市固定資産評価審査委員会条例及び宇土市健康福祉館条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における押印を見直し、市民等の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第82号、宇土市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について。これは、地籍調査による地番の変更に伴い、宇土市西部老人福祉センターの位置を改める必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第89号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、障害者福祉サービス事業経費として4,407万4千円、障害児施設給付サービス事業経費として9,530万円を増額するものであります。

次に、教育費では、教室環境整備事業（小学校）として130万円、教室環境整備事業

(中学校)として1,486万5千円を増額するものであります。

また、市民会館施設改修事業など4事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っており、乳幼児学童定期予防接種業務委託など9事業に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第90号、令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。当委員会所管のものとしましては、特定健康診査等業務委託など2事業に要する経費について債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第91号、令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算(第2号)について。補正額は111万2千円を減額するもので、補正後の総額は38億2,856万4千円であります。これは、宇城広域連合負担金の減額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第78号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第20号、令和3年度宇土市一般会計補正予算(第8号)について。委員から、新型コロナウイルスワクチン接種について「今回の補正予算は3回目接種分だが、1回目や2回目の接種をしていない方が希望すれば、まだ接種することができるのか。」との質疑があり、執行部から「特定の医療機関で接種することができる。しかし、常に接種することができるわけではなく、ワクチンの供給量や接種希望者の状況により、お待ちいただく場合がある。」との答弁がありました。また、関連して委員から「ワクチン接種済証や陰性証明書がいろんな場面で活用されることになりそうだが、陰性証明書の有効期間等はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「陰性証明書は、PCR検査を行ってから72時間しか有効ではない。必要なおときには、その都度、有料の検査を受ける必要がある。なお、陰性証明書が必要な方に対して、国では費用負担を軽減する動きがある。」との答弁がありました。

次に、議案第89号、令和3年度宇土市一般会計補正予算(第10号)について。まず、障害児施設給付サービス事業費について、委員から「給付費が年々増加しているが、増加の要因は何か」との質疑があり、執行部から「放課後等デイサービスを行う施設自体が増えていたり、利用される方が多くなっている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「給付費が増えればそれだけ市の負担も増える。市町村間で差があるのではないか。」との意見があり、執行部から「サービス利用日数の判定においては、自治体間で大きなばらつきがあるということで、国はこれを是正する考えである。」との答弁がありました。

次に、小学校の電気代金の増額補正について、委員から「どういう理由で不足しているのか。」との質疑があり、執行部から「理由の一つとして、新型コロナウイルス感染対策として定期的に換気を行っているため、急激に下がった室温を元に戻そうとするときに多くの電

力を消費していると考えられる。」と答弁がありました。また、関連して委員から「古い校舎もあるので、今後、国から出てくるいろいろな助成を活用して、高断熱の建物にすることも考えておくべきではないか。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和3年陳情第3号「別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書」、令和3年陳情第4号「児童福祉の環境改善に関する陳情書」、令和3年請願第1号「コロナ禍において、子ども達の生命、人権を守るための請願書」については、いずれも賛成少数で不採択といたしました。

次に、令和3年陳情第5号「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」については、全会一致で採択といたしました。なお、シルバー人材センターの会員に対する配分金については、委員から「シルバー人材センターは最低賃金法の適用を受けないということだが、一部の職種においては、配分金の単価が最低賃金を下回っているようだ。会員のやりがいのためにも、最低賃金以上の単価設定が必要と思う。そうすることで会員が増え、増加している発注者からの依頼にも対応できるのではないか。シルバー人材センターでも最低賃金を尊重した単価の改定を考えられているようなので是非実現してほしい。会員のためのシルバー人材センターであってほしい。」という意見がありました。

最後に、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長報告は終わりました。

以上で、各常任委員長報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第78号から議案第92号までの15件につきまして一括して採決をしたいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認及び可決であります。各委員長報告の

とお承認及び可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第92号までの15件につきましては、原案のとおり承認及び可決されました。

ここで議事の都合及び議場内の換気のため、5分間ほど休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

午後0時04分休憩

午後0時07分再開

-----○-----

○議長(中口俊宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長(中口俊宏君) 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

3番、今中真之助君。

○3番(今中真之助君) こんにちは。請願第1号に関しまして委員長報告は不採択であります。この請願の内容に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず1番の同調圧力防止など人権の配慮に関してでございますけれども、これはあくまでもワクチン接種は任意なんです、任意。ということは、接種する人もいれば接種しない人もいるわけです。ところが今現在、ほとんどが接種するように推奨するようなメディア、政府そして自治体があります。それは分断を生みます。これがのちに人権侵害、差別を生んでしまいますので、これをなくすためには、やはり人権に配慮した啓発もそうですけれども、接種しないでもいいよというような啓発、そして接種しない人たちがどういう情報をもって接種しない選択をしているかというような情報を流すべきだというような内容でございます。

2番、接種証明に関する事。これに関して、ワクチンパスポートというような話が委員会の中でも議論されたところであるかもしれませんが、経済活性化推進のためには必要かなと思うところでありますけれども、これもまた分断を生むんですね。接種しない人を排除す

るんですか。これに関しましては、やはり陰性証明を主にすることを望むわけでございます。

3番、子どもたちの配慮。私の一般質問では、現在、学校等で差別やいじめは起きていないということでございましたが、これから3回目接種また低年齢へのワクチン接種が進んでいこうとしております。これまで以上の啓発ですね、これを求める内容でございます。

4番、国産ワクチンの推奨。現在、海外製のワクチンが進められておりますけれども、これまで1,400人弱の方がワクチン接種4日以内に亡くなられています。4日以降に亡くなっている数っていうのは、どれぐらいいらいっしゃるか分かりません。さらに重篤な副反応の方が5千人弱いらいっしゃいますが、この重篤な副反応というのは、危篤状態の方のことです。4日以内に危篤になられた方がそれぐらいいらいっしゃるということですね。4日以降の方はどれぐらいいらいっしゃるか分かりません。そのようなワクチンではなく、国産の開発が今進められておりますので、それを待ってもいいんじゃないかと。特に県産ワクチンは県内の会社のワクチンは、不活化ワクチンでございます。皆さんが打ち慣れていると言いますか、インフルエンザワクチンとかも不活化ワクチン。この安全性の高い国産ワクチンを推奨していく環境整備を求めるといような内容でございます。

5番、未成年の接種について。一般質問でも触れましたが、宇土市内においてもそして我が国全体においても、20歳未満の重症者はほとんどおりません。死者は、残念ながら全国で3名おりますけれども、うち2人は基礎疾患がある方、そしてうち1人は事故による方のコロナ感染者でございました。といったところから、これまでの2回のワクチンは、そんなに意味はなかったというふうに思っております。未成年に関しましては、現在進められている副反応が強いワクチンの推進は、見合わせたほうがいいのではないかといいような内容でございます。

6番、健康増進施策の推進でございますが、これはここに書いてあるとおりでございます。99.2%が非感染者なんです。これは感染防止対策、これが功を奏したというふうな捉え方もできますし、もちろんワクチンの効果も一定数あったというふうに思いますが、何より先人たちの努力で培われた高い免疫力によるものというふうに思いますが、昨今のこういう豊かな時代になって、外国産、欧米の食文化が入ってきて、免疫力の低い国民が増えてきております。そういった点からこの宇土市においては、免疫力の高い健康増進策を強く進めたほうがいいのではないかといいような内容でございます。

以上のことから、私はこの請願には賛成の立場で推薦議員となったわけでございますけれども、是非ですね、この内容に反対いわゆる委員長報告に賛成の方は、是非ここですね、なぜ賛成なのかというのを発言してもらいたい。私、分からないんですよ、この内容に反対の理由が。是非、賛成討論をしていただきたいというふうにお願ひしまして、私の討論いたします。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

13番，藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） お疲れ様でございます。請願第1号，この請願書は，くまもと未来こどもの会から今中真之助議員を紹介議員として提出された，コロナ禍において，子ども達の生命，人権を守るための請願書について，文教厚生常任委員会の委員長報告では不採択であります。私は今を生きる大人として，市民から負託を受けた宇土市の市議会議員として意見を述べておかなければならないと思ひ，採択すべきとの立場から討論を行います。

この請願書は，新型コロナウイルスワクチンの接種，接種証明について，慎重な対応を求めるものであります。まずは同調圧力の防止，人権への配慮であります。7月のお盆の務めにお伺いした檀家さんのお孫さんが，サッカーで有名な高校のサッカー部員でありまして，監督から新型コロナウイルスワクチンを接種するよう厳しく言われて，悩んでいるとのことでありました。私はこのワクチンの危険性を話して，接種は進められないと伝えました。その御両親も最初から打たせたくないとのことでありましたが，監督から「練習に参加させない，もちろん試合にも参加させない。」と言われて，後日しぶしぶと接種したとのことでありました。また，別の50代の男性は，接種しないと決めていたそうですが，勤務先の社長から，毎日社長室に呼び出されて怒鳴られ，接種を強要されて涙を流していたそうですが，結局会社を辞めざるを得ない状況に追い込まれて，家族の生活を守るために接種したとのことでありました。このように，接種を強要する行為がパワハラであると明らかな人権侵害であります。このように接種を強要した人は，その人に重篤な副反応が起きたり，亡くなったときに責任を取ってくれるのでしょうか。決して取れないんです。亡くなった人は生き返ってくることはありません。国も補償するとは言いながら，ワクチンによる死亡とは認めないのが現実です。現在，国内で使用されているワクチンには，様々な副反応があることは御承知のことと思ひます。最悪の場合は死亡します。運が悪かったら死ぬから，今中議員も私もロシアルーレットと言うのです。既に，国内で1,325人の人が接種後数日以内に亡くなっております。そのうち99%の人は因果関係不明として処理されております。福岡県内の公立病院に勤めていた20代の女性看護師は，打ちたくないと言っていたのにコロナ病棟に応援に行かなければならないために仕方なく接種して，自宅のアパートで亡くなっておられました。ほかにも若い世代から高齢者まで，接種後の死亡も多く聞かれます。ワクチンを接種しなければ，すぐに亡くなることはなかったはずですが，感染予防策は徹底してしなければなりません。打ったら死ぬかもしれないワクチンを私は勧めることはできません。死亡しなくても，体の自由が利かなくなった人の話も聞きます。知り合いの60代の女性は，ワクチンを2回接種した後，今月の初めにインフルエンザの予防接種を受ける個人病院に行き，

体温を測定したところ35度もなかったそうです。看護師さんは体温計がおかしいのか。測り方がおかしいのか、何度も繰り返したそうですが、何度やっても35度しかなかったとのことでありました。これは新型コロナウイルスワクチンの副反応で、平均1度から1.5度体温が下がることがあるとのことであります。低体温になると免疫力が下がります。その結果、様々な感染症やガンの発生も引き起こしやすくなるということです。しかも2回接種した人がオミクロン株に感染しております。ワクチンの有効性は半年もたないとも言われております。

このように、今使われているワクチンは決して安心して接種できるものではありませんし、効果が大きいとも言えません。ワクチンの副反応については、今後接種した体にどんな悪影響を及ぼすかさえ分からないのであります。したがって、低年齢層、子どもたちへの接種を進めることに賛成はできません。また、ワクチン接種証明書を活用する動きが見られますが、これも新たな偏見と差別を生み出すものであります。子どもたちの間だけでなく、大人の間にも新たな分断を招くものであります。ワクチンを接種するかしないかは、あくまで個人の自由であります。打つのが当然だというような風潮が、これ以上大きくなることは絶対にあってはなりません。今、必要なことは免疫力を高めるための食事と生活習慣であります。農薬や添加物を極力減らした食べ物と健康的な生活であります。そして、国内企業によって開発される安全なワクチンが待たれるのであります。

以上、意見を申し上げてこの請願を採択されるようお願い申し上げます。また、元松市長、太田教育長はじめ執行部の皆様にも、この請願書の採択、不採択のいかんにかかわらず、この請願書に書かれた意見、今中議員や私の意見にも御配慮いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。令和3年請願第1号、コロナ禍において、子ども達の生命、人権を守るための請願書ついてを採決いたします。この請願に対する文教厚生常任委員長報告は、不採択であります。よって、請願本件について採決いたします。令和3年請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員少数です。

よって、令和3年請願第1号は、不採択することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

令和3年陳情第3号、別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書についてを採決いたします。この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、不採択であります。よって、陳情本件について採決いたします。令和3年陳情第3号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員少数です。

よって、令和3年陳情第3号は、不採択することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

令和3年陳情第4号、児童福祉の環境改善に関する陳情書についてを採決いたします。この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、不採択であります。よって、陳情本件について採決をいたします。令和3年陳情第4号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員少数です。

よって、令和3年陳情第4号は、不採択することに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

令和3年陳情第5号、超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望についてを採決いたします。この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、令和3年陳情第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(中口俊宏君) 日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第72条の規定により、議席に配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程についてお諮りをいたします。

本日、市長より議案第94号、また、議員提出の発議第5号の以上2件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第5 議案第94号 令和3年度宇土市一般会計補正予算(第11号)について

○議長(中口俊宏君) 日程第5、議案第94号、令和3年度宇土市一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長(元松茂樹君) 追加提出しております案件について、御説明を申し上げます。

議案第94号、令和3年度宇土市一般会計補正予算(第11号)について。補正額は3億2,538万1千円を増額するもので、補正後の総額は228億4,664万7千円です。

補正予算の内容について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費において、子育て世帯への臨時特別給付事業(追加給付金分)を計上しております。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(中口俊宏君) 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第94号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第94号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第94号につきましては、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、議案第94号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 発議第5号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書

○議長(中口俊宏君) 日程第6、発議第5号、中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書を議題といたします。まず、議案を事務局長が朗読をいたします。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長(江河一郎君) 発議第5号、中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月15日提出。

提出者、宇土市議会議員、野口修一、西田和徳、今中真之助。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下、意見書につきましては、議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(中口俊宏君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第5号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第5号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第5号につきましては、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、発議第5号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和3年12月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午後0時32分閉会

○議長（中口俊宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月30日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりました。また本年も残り2週間ほどとなりましたが、議会運営等々につきまして皆様の御協力に重ねて御礼を申し上げますとともに、来年令和4年が皆様にとりましてより良い年になりますことを祈念申し上げます。御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、市議会並びに議員の皆様におかれましては、引き続き質問時間の短縮について特段の御配慮を賜りましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を御提案させていただきましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただきました。重ねて御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいっている所存でございます。

ここで、職員の懲戒処分について、市民の皆様、議員の皆様にご報告とお詫びを申し上げます。

今回の処分は、昨日14日付けで、健康福祉部に勤務しております男性、主事の職員に対し、減給10分の1、1か月の懲戒処分を行ったものでございます。また併せて、当時、当該職員が勤務しておりました建設部に対し、その管理監督責任としまして、建設部長そして課長並びに係長に対し、訓告処分を行っております。

懲戒処分に至りました行為の概要としましては、当該職員が、当時、担当していた法定外公共物の占用料徴収事務において、河川水路分の占用料を誤って請求し、占用者から指摘があったにもかかわらず、そのことを上司に報告せず、事務処理を放置していたものでございます。

今回の懲戒処分によりまして、市民の皆様、議員の皆様のご信頼を著しく失墜させてしまうこととなり、大変申し訳なく思うところでございます。

今後は、このようなことが二度と発生しないよう、私自身が先頭に立って、徹底した再発防止策を実施するなど、職員一丸となって市政に対する信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

次に、先月19日に、国におきましてコロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定されました。この経済対策における施策の一つとして、子育て世帯において、0歳から高校生までの子どもに対する、一人当たり10万円相当の臨時特別給付金を給付する支援が講じられております。給付に当たりましては、政府が、当初、現金とクーポンで5万円ずつ給付することを原則としていたことから、本市でもこの方針に沿って支給する準備を進めていたところでございます。しかし、政府の方針が一転しまして、年内に10万円の一括現金給付が選択肢の一つとして容認されたことから、本市においても支給方針を変更し、対象となる世帯に、10万円を一括して現金で支給することといたしました。これに伴いまして、本定例会の開会日に議決をいただきました5万円の先行給付金分と、本日追加提案により議決をいただきました残りの5万円分を併せまして、速やかに年内の一括現金給付に向けて準備を進めてまいります。

このほか、経済対策における施策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、様々な困難に直面されている住民税非課税世帯等の方々への支援が講じられることとなりました。具体的には、住民税非課税世帯に対して一世帯当たり10万円の現金を、臨時特別給付金としてプッシュ型で給付するものでございます。

これに関する国の予算につきましては、現在会期中の臨時国会において、審議が行われております。国の予算が成立次第、本市におきましては速やかに給付を開始するため、補正予算を専決で対応させていただきたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、御協力を重ねてお願いを申し上げます。

いよいよ本年も残すところ2週間余りとなりました。議員の皆様におかれましては、年末と新年を迎える準備等でお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

これから日に日に寒さが厳しくなっております。また、新型コロナウイルスの第6波が襲来する恐れもあります。どうか、健康管理に十分留意され、御家族揃って健やかに新年を迎えられますよう心から御祈念を申し上げます。

結びに、市政の運営に対して、多大なる御理解と御協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上をもって終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午後0時39分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 中 口 俊 宏

宇土市議会議員 嶋 本 圭 人

宇土市議会議員 榎 崎 政 治